

# 事務事業概要

(平成29年度)

子ども未来部



## 目 次

子ども未来部の概要	
1 組織と分掌事務	5
2 子どもに関する施策の現状と考え方	8
3 乳幼児から青少年の人口の推移	11
4 他課との連携事業一覧	12
I 子ども育成課	
1 子ども・子育て会議	14
(1) 品川区子ども・子育て会議の運営	14
(2) 子ども・子育て支援事業計画	14
2 次世代育成支援と青少年健全育成	16
(1) 次世代育成支援	16
(2) 青少年問題協議会の運営	16
(3) 「明るい家庭づくり」(家庭の日) 啓発事業	17
(4) 親子ネイチャープロジェクト	17
(5) ジュニア・リーダー教室	18
(6) 青少年委員活動の推進	18
(7) 青少年育成者の研修機会の充実	19
(8) 青少年育成事業助成金	20
(9) 青少年地域貢献活動支援事業	20
(10) 青少年ボランティアガイド	21
(11) 体験型育成事業	21
3 しながわネウボラネットワーク	23
(1) 産後の家事育児支援の利用助成	23
(2) 子育てネウボラ相談員の設置	23
4 多世代交流支援事業	24
(1) 大崎ゆうゆうプラザ	24
(2) 平塚橋ゆうゆうプラザ	25
(3) 荏原区民センター	26
5 在宅子育て支援事業	27
(1) 子育て支援センター(家庭あんしんセンター内)	27
(2) 地域子育て支援センター(ぷりすくーる西五反田内)	28
(3) すくすく赤ちゃん訪問事業	28
(4) 親育ち支援事業	28
(5) 子育て支援・ネットワーク講座	29
(6) 子育て自主グループ支援事業	30
(7) 幼児2人同乗用自転車レンタル事業に対する補助金交付	30
(8) こども冒険ひろば事業(北浜公園およびしながわ区民公園内)	31
(9) 品川子育てメッセ	31
6 子どもに関する相談事業	32
(1) 児童家庭相談	32
(2) 品川区要保護児童対策地域協議会(こども家庭あんしんねっと協議会)	33
(3) 品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携	35

7	児童センター事業	36
	(1) 目的・運営	36
	(2) 施設・設備	36
	(3) 事業活動	36
	(4) チャイルドステーション	38
	(5) 利用時間、休館日	38
	(6) 平日夜間および日曜の施設（目的外）使用	39
	(7) 児童センターの利用状況	40
	(8) 児童センター入館者数	40
	(9) 事業活動一覧	41
8	すまいるスクール事業	42
	(1) 目的・運営	42
	(2) 利用施設	42
	(3) 事業活動	42
	(4) 対象者・費用	43
	(5) 実施日・利用時間	43
	(6) 登録児童数	44
	(7) 参加児童数	44
	(8) 勉強会および教室実施状況	45
9	子ども・若者育成支援事業	46
10	児童相談所移管推進	47
II	子ども家庭支援課	
1	児童の各種手当	48
	(1) 児童手当	48
	(2) 児童育成手当・障害手当	49
	(3) 児童扶養手当	50
	(4) 特別児童扶養手当	52
2	子どもすこやか医療費助成事業	53
3	女性福祉	54
	(1) 婦人相談	54
	(2) 女性福祉資金の貸付	54
4	家庭福祉	56
	(1) 家庭相談	56
5	ひとり親家庭福祉	57
	(1) ひとり親家庭相談	57
	(2) 母子・父子福祉資金貸付	57
	(3) ひまわり荘（母子生活支援施設）	61
6	ひとり親家庭支援事業	63
	(1) ひとり親家庭休養ホーム事業	63
	(2) ひとり親家庭学習支援事業	63
	(3) ひとり親家庭一時介護事業	64
	(4) ひとり親家庭等医療費助成	64
	(5) ひとり親家庭自立促進事業	66

7	低所得者の福祉	68
8	ファミリー・サポート・センター	68
9	奨学金貸付事業	69
10	子どもの未来応援事業	71
	(1) 子どもの未来応援プロジェクト	71
	(2) 低所得世帯向け学習支援（未来を拓く学習支援）	71
	(3) 子ども食堂ネットワーク構築支援	71
III	保育課	
1	保育園等の利用認定	72
	(1) 認定の種類	72
	(2) 認定の内容	72
	(3) 年齢別認定数	73
2	認可保育園	74
	(1) 保育園の目的と事業概要	74
	(2) 保育園の対象者と入園事務	75
	(3) 入園実績と園別在園状況	76
	(4) 特別保育	79
	(5) 特別支援保育	81
	(6) 運営費と保育料	82
	(7) 私立保育園の運営	88
	(8) 認可保育園新規開設支援	88
	(9) 給食と食育	89
	(10) 一日保育士体験	90
	(11) 保育関連事業	90
	(12) 区立保育園の建替え（大規模改修）	90
	(13) 区立保育園の民営化	90
3	地域型保育事業	92
	(1) 目的	92
	(2) 概要	92
	(3) 対象者と入園事務	92
	(4) 入園実績	92
	(5) 定員および在籍状況	93
	(6) 地域型保育事業の運営	93
	(7) 地域型保育事業新規開設支援	94
4	認証保育所等	95
	(1) 認証保育所の概要と保育実績	95
	(2) 認証保育所の開設支援	95
	(3) 認証保育所の運営	95
	(4) 認証保育所保育料助成制度	96
	(5) 認可外保育施設保育料助成制度	98
5	区立幼稚園	99
	(1) 区立幼稚園の概要と入園実績	99
	(2) 幼稚園保育料	100
	(3) 特別支援教育・保育	100

6	幼保一体施設	102
	(1) 二葉すこやか園	102
	(2) のびっこ園台場	102
	(3) 第一日野すこやか園	102
	(4) 平塚すこやか園	103
	(5) 御殿山すこやか園	103
	(6) 品川区立就学前乳幼児教育施設（ぷりすくーる西五反田）	103
7	私立幼稚園	104
	(1) 私立幼稚園の入園実績	104
	(2) 私立幼稚園預かり保育事業補助金等	104
	(3) 私立幼稚園振興費補助金	104
	(4) 私立幼稚園協会補助金	104
	(5) 心身障害児教育事業費補助金	104
	(6) 入園料補助金	105
	(7) 園児保護者補助金	105
	(8) 幼稚園等就園奨励費補助金	105
8	就学前乳幼児教育の充実	107
	(1) 就学前教育推進事業	107
	(2) 認定こども園	107
	(3) 保幼小連携事業	108
9	一時預かり事業	109
	(1) 区立幼稚園の預かり保育	109
	(2) 一時保育	111
	(3) 緊急一時保育	111
	(4) 生活支援型一時保育（オアシスルーム）	112
10	その他在宅子育て支援事業	113
	(1) しながわっ子 子育てかんがるープラン	113
	(2) チャイルドステーション	113
	(3) 子育て交流ルーム運営助成	114
	施設一覧	116

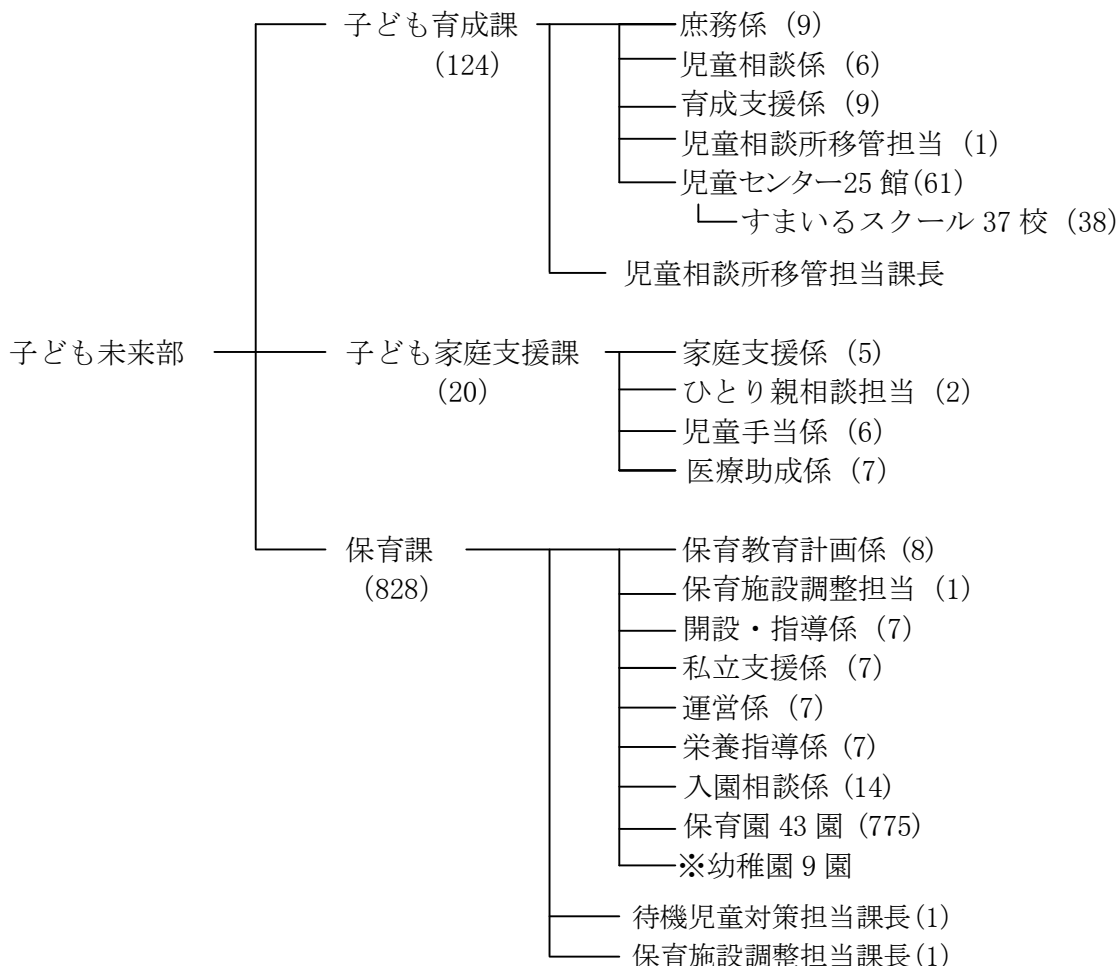
# 子ども未来部の概要

## 1 組織と分掌事務

(平成29年4月1日現在)

### (1) 子ども未来部の組織

( ) 内数字は職員数



※教育委員会から補助執行

### 職員配置状況

(平成29年4月1日現在)

	一般事務	社会教育	福祉	児童指導	保育士	心理	栄養士	看護師	用務	作業Ⅱ	合計
子ども育成課	16	1	6	99		1				1	124
子ども家庭支援課	18		1					1			20
保育課 (担当課長含む)	44		2		721		7	28	26		828
合計	78	1	9	99	721	1	7	29	26	1	972

(2) 子ども未来部の分掌事務

子ども育成課	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部の予算、決算および会計の総括に関すること。</li> <li>2. 部の人事に関すること。</li> <li>3. 部の事務事業の進行管理に関すること。</li> <li>4. 部内他課との連絡調整に関すること。</li> <li>5. 子ども施策の企画調整および調査に関すること。</li> <li>6. 子ども・子育て会議に関すること。</li> <li>7. 青少年育成事業に関すること。</li> <li>8. 青少年問題協議会に関すること。</li> <li>9. 青少年委員に関すること。</li> <li>10. 部内他課、係に属しないこと。</li> </ol>
	児童相談係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童相談に関すること。</li> <li>2. 児童相談所との連絡調整に関すること。</li> <li>3. 要保護児童対策地域協議会に関すること。</li> <li>4. 子育て支援センターに関すること。</li> </ol>
	育成支援係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童育成事業の計画、調整および調査に関すること。</li> <li>2. 在宅子育て支援事業の実施および調整に関すること。</li> <li>3. 児童センターおよびすまいるスクールの管理運営に関すること。</li> </ol>
	児童相談所移管担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童相談所の設置に係る計画、調整および調査に関すること。</li> </ol>
子ども家庭支援課	家庭支援係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ひとり親家庭等施策の企画調整および調査に関すること。</li> <li>2. 母子及び父子福祉資金ならびに女性福祉資金の債権管理に関すること。</li> <li>3. 家庭あんしんセンターに関すること。</li> <li>4. ファミリー・サポート・センターに関すること。</li> <li>5. ひとり親家庭等に係る休養ホーム事業に関すること。</li> <li>6. 奨学金および奨学金運営委員会に関すること。</li> <li>7. 課内他係に属しないこと。</li> </ol>
	ひとり親相談担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭相談、婦人相談ならびに母子および父子の自立支援に関すること。</li> <li>2. 母子及び父子福祉資金および女性福祉資金の貸付に関すること。</li> <li>3. 母子生活支援施設に関すること。</li> <li>4. ひとり親家庭一時介護事業に関すること。</li> </ol>
	児童手当係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童手当に関すること。</li> </ol>
	医療助成係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。</li> <li>2. 児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関すること。</li> </ol>



保 育 課	保育教育計画係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育事業および乳幼児教育の企画調整および調査に関すること。</li> <li>2. 待機児童対策の計画および推進に関すること。</li> <li>3. 保育教育課程の策定およびその実践指導その他研修に関すること。</li> <li>4. 私立幼稚園の運営に係る指導および補助金に関すること。</li> <li>5. 課内他係に属しないこと。</li> </ol>
	保育施設調整担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 区立保育所の民営化に係る企画、調整および調査に関すること。</li> <li>2. 区立保育所の整備に関すること。</li> </ol>
	開設・指導係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の開設に係る支援に関すること。</li> <li>2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る指導および検査に関すること。</li> </ol>
	私立支援係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の運営に係る支援に関すること。</li> <li>2. 保育委託に係る扶助費の支払に関すること。</li> </ol>
	運営係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 区立保育所、区立認定こども園および区立幼稚園の運営に関すること。</li> <li>2. 区立保育所および区立認定こども園における在宅子育て支援事業に関すること。</li> </ol>
	栄養指導係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関すること。</li> <li>2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設の給食に係る指導に関すること。</li> </ol>
	入園相談係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 区立保育所、私立保育所および区立認定こども園に係る保育の実施および当該費用の徴収に関すること。</li> <li>2. 私立認定こども園および地域型保育事業所の利用調整に関すること。</li> <li>3. 就労支援に係る特別保育事業に関すること。</li> </ol>

〈参考〉子ども未来部 平成29年度予算内訳

	総務費	民生費	教育費	人件費(職員給与費)	計
子ども育成課	24,880	1,899,561		1,050,385	2,974,826
子ども家庭支援課	16,969	8,444,860		199,250	8,661,079
保育課	877,637	19,667,147	154,571	6,223,322	26,922,677
計	919,486	30,011,568	154,571	7,472,957	38,558,582

(単位：千円)

(注：一体施設以外の幼稚園教諭給与等は保育課人件費に算入)

## 2. 子どもに関する施策の現状と考え方

核家族化・地域社会のつながりの希薄化などにより、子育てへの負担感や不安感、孤立感をもつ親（保護者）が少なくありません。そのため、親としての知識やスキルを得る機会、身近で気軽に相談ができる場の提供などの支援が必要となっています。また、乳幼児人口の増加とともに保育園の入園申込率が高まり、待機児童対策の更なる強化や乳幼児教育、特別支援の充実が求められています。一方、青少年の健全育成においては、携帯電話やインターネット、SNSを通じた匿名性が高い交際が悪影響を及ぼすなど、現代社会特有の困難な課題が山積しています。

こうした現状を受け、子育ての第一義的責任は親にあることを前提にしつつ、子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支えていくことが必要となっています。

これらの課題を総合的に解決し子育て・親育ちの環境を整備するため、平成21年4月の組織改正で子ども未来事業部を新設しました。25年4月には、子ども・子育て支援新制度への対応、待機児童対策の推進のため新組織を設置するとともに、教育委員会で所管していたすまいるスクールを子育て支援課に移管し、青少年の健全育成部門の一本化を図りました。27年4月には、組織名称を子ども未来部とし、青少年健全育成事業の一体的な運営を進めるとともに、ひとり親支援事業の所管を一本化するため、青少年育成課を子ども育成課、子育て支援課を子ども家庭支援課に改正しました。併せて、児童健全育成事業の一体的運営を図るため児童センターとすまいるスクールの組織統合を行いました。

また、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するため、26年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく「品川区子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援対策推進法」の延長に伴う、「第3次品川区次世代育成支援対策推進行動計画」とを一体化し「品川区子ども・子育て計画」を策定しました。27年4月からこの計画に基づいて幼児期の教育・保育および地域の子育て支援事業を進め、29年度は5年計画の中間年に当たるため、適宜、計画の見直しに取り組んでまいります。

子ども育成課では、青少年を取り巻く環境の課題を踏まえ、青少年問題協議会で「品川区青少年健全育成基本方針」を定めて、青少年が日常生活の場である地域社会において、自主的、自立的に地域の人々とかかわりつつ、豊かな人間性や健全な価値観を育むよう支援していきます。また、本年度は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、東京都子供・若者計画等を勘案して、「(仮称)品川区子ども・若者計画」の策定を検討し、総合的な子ども・若者育成支援に取り組んでまいります。

児童センターでは、子育て家庭への支援事業や相談を行うと同時に、青少年委員等との連携やボランティア育成を行い、地域の子育て力を活かした親育ち支援事業を実施し、地域や家庭における子育て力の強化を図ってまいります。また、すまいるスクールでは、放課後対策として学校と連携した運営を基に、地域との協働を進め、児童センターとともに児童の健全育成を行ってまいります。

また、子育て不安を解消し虐待の未然防止を進めるため、児童相談係に専門相談員を配置するほか、28年度から妊娠・出産・育児の切れ目ない支援のしくみとして、「しながわネウボラネットワーク」を本格展開し、児童センター5館で「子育てネウボラ相談員」を配置し、子育て全般の相談や子育てに関するサービスの情報提供など、きめ細かな支援を行っています。一方、虐待をはじめとした要保護児童等への対応については、発生予防や早期発見・早期対応や適切な保護を行うため、相談機能を充実させるとともに、地域の関係機関の連携体制を整えています。なお、昨年の児童福祉法改正を受け、特別区も児童相談所の設置が可能となったことから、本年度から「児童相談所移管担当」を設置し、移管に向け、具体的な協議・検討を着実に進めてまいります。

子ども家庭支援課では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および「子供の貧困対策に関する大綱」を受けて、子どもの将来が生まれ育った環境や親の経済状況に左右されることのない環境整備や教育機会の均等を図るため、28年6月から「子どもの未来応援プロジェクト」に着手しています。また、本年度から「ひとり親相談担当」を設置し、経済的に厳しい状況にあるといわれるひとり親家庭への支援を強化するほか、各種手当・医療助成などの経済的支援対策にも取り組んでいます。

ここ数年、乳幼児人口の増加とともに保育園への入園申込者が急増しています。このため保育課では、引き続き待機児童対策の取り組みを一層強化していきます。園児の受け入れ枠の拡大については、私立認可保育園等の開設を支援するとともに、保護者負担の軽減策として、認証保育所保育料助成に加え、29年度には認可外保育施設を対象とした保育料助成を実施します。

また、多様化する保育ニーズに応えるため短時間就労対応型保育や延長・夜間保育、休日・年末保育、一時保育、病児・病後児保育などの特別保育を実施しています。

さらに、乳幼児教育を充実させるため、区が策定している乳幼児教育実践のてびき「新訂版のびのび育つ しながわっこ」に基づき、保育者の資質向上を図り、研修の充実や公開保育等にも積極的に取り組んでいます。また、23年度から開始した「スクール・ステイ事業」では、保育園・幼稚園の5歳児が定期的に小学校の教室などに滞在し、入学前に小学校生活の一端を体験する保育・教育活動を実践しています。

在宅子育て支援事業としては、保育園での集団保育の中で子どもの育ちを確認できる「子育て体験事業」を区立保育園全園で実施し、さらに、児童センター内など9か所で、在宅での子育て負担解消、リフレッシュ等に利用できる生活支援型一時保育「オアシスルーム」を展開しています。また、児童センター・保育園・幼稚園を「チャイルドステーション」と位置づけ、妊娠期から気軽に相談のできる体制を作るとともに、おむつ交換や授乳などのできるスペースを設置しています。

品川区は、地域における各世代の支え合いを基礎として、多様な子育て支援事業を行うことで、子育ての楽しさと充実感を得られる子育て・親育ち環境の実現を目指しています。

施策体系図

基本方針

基本政策

個別施策

子育て、親育ちを支援する

親と子がともに学び・育つ環境をつくる

- ① 子育ての自覚と責任をもつ“親育ち”の促進
- ② 子どもの心と体の育成支援体制の充実

地域の子育て力を育成する

- ① 地域の子育て支援人材の育成と活動支援
- ② 保護が必要な子どもと家庭への支援

子育て支援を拡充・強化する

- ① 子育て支援にともなう相談および利用調整の充実
- ② 待機児童対策の推進
- ③ 在宅子育て支援拠点の充実
- ④ 乳幼児教育の充実
- ⑤ 保育園・幼稚園における特別支援教育の充実
- ⑥ 子育て家庭の経済的負担の軽減

学校教育の充実にを図る

地域の教育力の活用を図る

- ① 地域や大学との協働によるすまいるスクールの機能充実

次代を担う青少年を育成する

青少年の自立を促し社会性を育む

- ① 青少年の社会的な自立の支援
- ② 社会体験・自然体験と異世代交流の推進
- ③ 青少年の自主的活動拠点の整備充実

家庭・学校・地域の連携を推進する

- ① 青少年を健やかに育てる地域づくり
- ② 地域との連携による青少年団体と指導者の育成
- ③ 有害情報から青少年を守る取り組みの推進
- ④ 思春期の心と体の健康づくり

### 3. 乳幼児から青少年の人口の推移

年齢	推 移 (各年1月1日)									
	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
0歳	2,675	2,836	3,002	2,955	3,051	3,274	3,446	3,394	3,642	3,688
1	2,731	2,673	2,839	2,983	2,964	3,128	3,267	3,471	3,488	3,618
2	2,409	2,647	2,677	2,791	2,922	3,017	3,038	3,192	3,400	3,358
3	2,438	2,338	2,655	2,638	2,733	2,923	2,938	2,980	3,166	3,359
4	2,317	2,418	2,342	2,604	2,637	2,756	2,846	2,858	2,983	3,126
5	2,251	2,295	2,413	2,357	2,574	2,670	2,743	2,838	2,860	2,973
小計	14,821	15,207	15,928	16,328	16,881	17,768	18,278	18,733	19,539	20,122
6	2,326	2,254	2,317	2,416	2,374	2,650	2,637	2,733	2,857	2,863
7	2,278	2,315	2,268	2,325	2,395	2,439	2,619	2,613	2,730	2,834
8	2,186	2,266	2,343	2,262	2,321	2,435	2,408	2,608	2,608	2,737
9	2,166	2,172	2,277	2,335	2,248	2,379	2,414	2,393	2,610	2,594
10	2,047	2,157	2,184	2,263	2,332	2,295	2,352	2,400	2,395	2,602
11	2,147	2,031	2,183	2,206	2,260	2,380	2,295	2,348	2,395	2,418
小計	13,150	13,195	13,572	13,807	13,930	14,578	14,725	15,095	15,595	16,048
12	2,040	2,159	2,053	2,195	2,222	2,319	2,345	2,308	2,351	2,398
13	2,048	2,050	2,193	2,065	2,226	2,274	2,304	2,351	2,318	2,345
14	1,958	2,050	2,068	2,215	2,069	2,268	2,272	2,298	2,351	2,323
小計	6,046	6,259	6,314	6,475	6,517	6,861	6,921	6,957	7,020	7,066
15	2,013	1,976	2,068	2,081	2,233	2,129	2,252	2,259	2,302	2,354
16	2,066	2,016	1,991	2,079	2,094	2,286	2,115	2,249	2,284	2,308
17	2,095	2,079	2,029	2,001	2,080	2,162	2,281	2,109	2,246	2,279
小計	6,174	6,071	6,088	6,161	6,407	6,577	6,648	6,617	6,832	6,941
18	2,156	2,154	2,145	2,103	2,078	2,188	2,213	2,347	2,193	2,332
19	2,584	2,405	2,397	2,385	2,296	2,349	2,439	2,429	2,573	2,474
20	2,882	2,718	2,499	2,537	2,494	2,474	2,501	2,576	2,541	2,749
21	3,297	3,140	2,974	2,758	2,735	2,788	2,712	2,724	2,845	2,866
22	3,900	3,623	3,417	3,203	2,984	3,144	3,057	3,004	3,041	3,189
23	4,676	4,628	4,380	4,026	3,859	3,788	3,859	3,902	3,955	4,010
24	5,334	5,104	5,018	4,768	4,474	4,530	4,313	4,359	4,547	4,545
小計	24,829	23,772	22,830	21,780	20,920	21,261	21,094	21,341	21,695	22,165
合計	65,020	64,504	64,732	64,551	64,655	67,045	67,666	68,743	70,681	72,342

○平成25年1月1日以降の人口は、住民基本台帳法の一部改正(平成24年7月9日施行)に伴う、日本人および外国人の総数である。

## 4. 他課との連携事業一覧

項目	内 容	連 携 先	
		区 関 係	機 関 ・ 団 体
子育て支援センター	子どもとその家庭に関する総合相談をはじめ、先駆型子供家庭支援センターとして、児童虐待等に対応するため、見守りサポート・養育支援訪問事業等を実施している。	子ども育成課・保健センター・保育園	児童相談所・民生児童委員・主任児童委員
ファミリー・サポート・センター	会員組織による地域の子育て支援活動である。区内を2地区に分けて、平塚・大井の2か所のファミリー・サポート・センターで活動を行っている。	子ども家庭支援課	社会福祉協議会
すくすく赤ちゃん訪問	保健所が実施している新生児訪問をさらに拡充し、児童センター職員が民生児童委員等と連携しながら、乳児子育て家庭への継続的な全戸訪問を実施し、各種子育て支援の情報を提供している。	健康課・各保健センター・子ども育成課・保育課	民生児童委員
チャイルドステーション	地域の身近な施設として、児童センター、保育園、幼稚園で子育てに関する相談が気軽にでき、仲間同士での交流や情報交換のできる「チャイルドステーション」として、妊娠届の際に案内している。	健康課・保健所・保健センター・商業・ものづくり課・子ども未来部各課	
児童家庭相談	子ども育成課および子育て支援センターが虐待通告および子どもと家庭に関する相談の窓口となっている。子育て支援情報の提供も行っている。	保健センター・子ども育成課・保育課・生活福祉課・教育委員会	主任児童委員
品川区要保護児童対策地域協議会	品川区要保護児童対策協議会（品川区こども家庭あんしんねっと協議会）を設置し、児童虐待や要支援家庭、少年非行などに対応するため、地域における関係機関相互の緊密な連携と協力体制を構築し、児童虐待等の防止・早期発見に努めている。	部内各課・教育委員会	児童相談所、医師会・民生委員協議会等の25機関・団体
虐待対応・虐待予防	各種健診、相談等を通じ、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を行う。	子ども育成課・保健所・保健センター	
就学前乳幼児教育推進事業	保育園、幼稚園での実践カリキュラム「のびのび育つ しながらわっこ」を基に作成した子育てガイド、「のびのびガイド」を就学前のお子さんのいる家庭に配付し、誕生から就学までの子どもの育ちを示し、子育て、親育ちを支援する。	保育課・保育園・幼稚園・児童センター・健康課・保健センター・地域センター	私立幼稚園・私立保育園・ぶりすくーる西五反田・認証保育所
保・幼・小の連携	保・幼・小共通のジョイント期カリキュラム「しっかり学ぶしながらわっこ」をもとに、就学前の保育園・幼稚園児が小学校と交流する機会を設け、学校環境に慣れ親しみ、学校生活に意欲をもって就学できるようにする。また、連携をさらに進めたスクール・ステイ事業を、保・幼・小で実施する。	指導課（小学校） 保育課（保育園・幼稚園）	私立幼稚園・保育園
幼保一体施設および区立幼稚園の運営	幼保一体施設5園を含む、区立幼稚園の運営事務（補助執行）	庶務課・学務課・指導課・保育課	
すまいるスクール	全児童放課後等対策事業として、学校施設を活用し、「すまいるスクール」を全小学校および義務教育学校で開設している。各すまいるスクールでは、「勉強会」「フリータイム」「教室」を実施、学校と協力的学力の向上および児童の健全育成に努めている。	子ども育成課・庶務課・指導課・教育総合支援センター・障害者福祉課	私立大学
青少年地域貢献活動支援事業	青少年の自主活動を支援サポートし、多くの貢献活動の機会と場を提供している。2020年のオリンピック・パラリンピックに向け、若者のボランティアへの参加をイメージして取り組む。	子ども育成課・地域活動課・オリンピック・パラリンピック準備課	各種団体
青少年ボランティアガイド	地域活動に意欲を持つ青少年や区職員の国際感覚を醸成し、語学習得への向上心を促進するとともに、新たな観光都市としての区の魅力を引き出す。 ・青少年外国人おもてなしデー ・品川区を知る研修	子ども育成課・人事課・オリンピック・パラリンピック準備課・庶務課	首都大学他

<p>しながわ ネウボラネットワーク</p>	<p>妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援のしくみを実現し、子どもを産み育てやすい環境の充実を目指す。</p>	<p>子ども育成課・ 子ども家庭支援 課・保育課・保健 センター・障害者福祉 課・健康課</p>	<p>私立大学</p>
----------------------------	--	--	-------------

# I 子ども育成課

## 1. 子ども・子育て会議

### (1) 品川区子ども・子育て会議の運営

#### 【目的】

「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な調査・審議を行なうため、合議制の機関として設置をしています。平成29年度においても、子ども・子育て計画の進捗状況の確認や特定教育・保育施設の利用定員等を定める時の意見聴取等を実施してまいります。

#### 【概要】

平成25年7月12日、子ども子育て支援法に基づき、区長の附属機関として、品川区子ども・子育て会議を設置しました。

#### 【組織】

会議は、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成します。(条例第3条) なお、20名の委員のうち3名は区民からの公募により選出しました。委員の任期については2年と定めています。

第2期の任期は平成29年3月31日をもって終了となり、平成29年4月1日より第3期の委員による組織が構成されました。第3期の任期は平成31年3月31日までとなります。

- ① 区内在住の保護者
- ② 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ③ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- ④ その他区長が必要と認める者

また、子ども・子育て会議を円滑に運営するため、品川区子ども・子育て会議庁内連絡会を設置し、子ども・子育て支援に関する施策および会議に付議する案件の事前調整を図っています。

#### 【執行実績】

- ・子ども・子育て会議（6月、10月、1月）
- ・品川区子ども・子育て計画実績資料の作成および新規開設施設の定員についての審議等

【予算】 2,170千円

【根拠】 子ども・子育て支援法  
品川区子ども・子育て会議条例  
品川区子ども・子育て会議運営要綱

### (2) 子ども・子育て支援事業計画

#### 【目的】

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。この環境の変化に対応するため、子育てをしやすい環境を整備し、地域の子ども・子育て支援を充実するとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指す必要があります。このような子どもと子育てを巡る社会的背景のもと、より質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供するために、保育需要を把握し、教育・保育施設などの整備計画として、「品川区子ども・子育て計画」を策定し、子ども・子育て支援の取り組みを一層促進していきます。



## 【概 要】

「地域で支えあう子育て・親育ちの都市<sup>まち</sup>しながわ」を基本理念とし、全ての子どもの健やかな成長と自立、地域社会への参画を目指し、世代を越えた支えあいを基礎とした、地域全体での子育て・次世代育成に取り組めます。

【根 拠】 子ども・子育て支援法  
品川区子ども・子育て会議条例  
品川区子ども・子育て会議運営要綱

## 2. 次世代育成支援と青少年健全育成

### (1) 次世代育成支援

- ①「子育てガイド」の発行
- ②「子育て支援情報発信アプリ」の配信

#### 【目的】

主に妊娠期から小学校就学前までの子どもを持つ保護者を対象とした、区の子育て支援事業や区内で子育てするにあたって有益な情報を冊子やアプリ等で情報を広く周知し、安心して子育てできるよう総合的な子育て支援の情報を提供しています。

#### 【概要】

##### ① 子育てガイド

子育て中の母親たちの自主グループ「品川SKIP編集委員会」と協働で、子育て支援総合情報誌「いきいきあんしん子育てガイド」を発行し、母子手帳交付時に配布、保健センターや児童センター事業等で活用しているほか、区ホームページに公開しています。

配布部数 12,000部

##### ② 子育て支援情報発信アプリ

区の様々な子育て情報を積極的に発信する「しながわパパママ応援アプリ」を運営し、妊娠中から出産、育児に役立つ子育て支援情報や子育て応援コラムのほか、子育て講座・イベントの検索、公共施設の地図案内、予防接種のスケジュール管理など、利用者目線に立った子育て支援情報の発信を行います。

#### 【予算】

5,167千円

### (2) 青少年問題協議会の運営

#### 【目的】

品川区における青少年の指導、育成に関する総合的施策の樹立に必要な調査・審議および施策の適切な実施に必要な団体・関係行政機関相互の連絡調整を図ります。

#### 【組織】

品川区青少年問題協議会は、会長（区長）および区長が任命または委嘱する委員58人以内をもって構成します。（条例第2条第1項）

- |             |       |
|-------------|-------|
| ① 区議会議員     | 5人以内  |
| ② 教育委員会の教育長 | 1人    |
| ③ 学識経験者     | 30人以内 |
| ④ 関係行政庁の職員  | 12人以内 |
| ⑤ 区に勤務する職員  | 10人以内 |

委員の任期については、学識経験者のみ2年と定めています。

このほか、特別の事項を調査または審議する必要があるときは、専門委員会を置くことができます。

また、行政機関相互に関連する青少年関係の施策の統一と、緊密な協力体制を確立するため、さらに青少年問題協議会に付議する案件の事前調整を図るため、必要に応じて品川区に勤務する職員及び関係行政庁の職員によって構成される幹事会を置きます。

### 【概要および執行実績】

- ・青少年問題協議会（7月、2月）
- ・青少年問題協議会幹事会（6月、1月）
- ・青少年健全育成夏季対策作成委員会（委員10人 年2回）  
「夏季対策パンフレット」発行 23,400部
- ・青少年健全育成冊子作成委員会（委員9人 年2回）  
「あすに向かって」（中学校生活ガイドブック）発行 5,400部
- ・「青少年対策の概要」発行 1,550部

【予算額】 3,855千円

【根拠】 地方青少年問題協議会法  
品川区青少年問題協議会条例  
品川区青少年問題協議会条例施行規則

### （3）「明るい家庭づくり」（家庭の日）啓発事業

#### 【概要および執行実績】

- ・親子対象事業について各課（児童センター等施設含む）に実態調査を行います。  
「家庭の日」（毎月第1日曜日）への事業実施の協力依頼
  - ・「家庭の日」啓発活動
- ① 親子対象事業の実施時、啓発グッズ配布（児童センター・関係各課・家庭の日関連事業）
  - ② 児童センターにて「家庭の日」に幟旗を掲出
  - ③ 毎月第1日曜日前後1週間、懸垂幕を掲出
  - ④ 毎月1日号の区広報紙に、啓発記事を掲載

### （4）親子ネイチャープロジェクト ＊青少年委員会に事業委託

#### 【目的および概要】

毎月第1日曜日の「家庭の日」の普及・啓発を兼ね、異年齢の親子が自然体験を通じて、ともに成長することにより「意欲・関心」、「規範意識」、「職業意識」を醸成し、次代を担う青少年の育成ならびに親育につなげていきます。

開催：年3回

会場：品川区キャンプ場・みなとが丘ふ頭公園

対象：原則 区内在住の小学生の親子20組

#### 【実績】

平成28年度	実施日	申込人数	参加者数
親子で楽器づくりとBBQを楽しもう	5/29（日）	28組87人	24組67人
親子で楽しいバルーンアートづくりとドラム缶風呂	9/4（日）	19組50人	17組49人
工作体験とバーベキュー	11/23（水・祝）	88組257人	28組74人

平成27年度	実施日	申込人数	参加者数
親子で自然と野外料理を楽しもう	5/31（日）	31組67人	19組45人
ドラム缶風呂やかんな削りの体験と野外料理	9/6（日）	15組40人	12組32人
親子で昔遊びと秋の味覚を楽しもう	11/23（月・祝）	29組78人	21組50人

【予算額】 537千円

## (5) ジュニア・リーダー教室 \*青少年委員会に事業委託

### 【目的および概要】

地域や学校におけるインリーダーの資質を育てることを目的に、グループワークや野外活動の知識・技術を学ぶ機会を提供します。

- 小学生コース（4～6年生）は、旗の台コース（定員30名）、五反田会場（定員30名）、南大井コース（定員30名）、大崎コース（定員30名）の計120名の定員で年12回開催

中学・高校生コースは、五反田文化センターおよび荏原区民集会所において、定員40名で年12回開催

### 【実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人数	145人	145人	165人
延べ人数	1,459人	1,357人	1,215人

【予算額】 8,530千円

## (6) 青少年委員活動の推進

### 【目的および概要】

地域の青少年の健全育成を目的として、青少年育成活動の促進を図るため、余暇指導や青少年団体の育成、相談および連絡調整などを行います。

### 【実績】

#### ①委員会活動

- 青少年委員会会議を開催し、品川区の青少年の状況把握に努めます。
- 役員会・運営委員会・定例会において育成事業についての協議・検討を自主活動として行っています。

役員会：（原則）毎月第一木曜日定例開催

運営委員会：（原則）毎月第二木曜日定例開催

定例会：（原則）毎月第三木曜日定例開催

「品川区青少年委員だより」および「事業開催チラシ」発行

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
発行回数	2回	2回	2回
No.	No.86、87	No.88、89	No.90、91
部数	各2,800部	各2,800部	各2,800部
事業開催チラシ	1回発行	1回発行	1回発行
部数	15,000部	15,000部	15,000部

#### ②品川区委託事業

- ジュニア・リーダー教室 (P18参照)
- 親子ネイチャープロジェクト (P17参照)

③青少年育成事業

● 青少年育成事業助成

青少年委員会の自主企画事業を助成。(P20参照)

● 青少年委員と児童センターとの連携事業

青少年委員が児童センター事業に係わり、青少年の状況把握や直接指導の補助などの連携活動を実施します。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
連携した児童センター延数	16館 ※助成事業含む	16館 ※助成事業含む	3館 ※助成事業
活動した青少年委員延数	65人	41人	19人

● 宿泊研修会

青少年委員のスキルアップとともに、委員間および行政との意思疎通を図ります。

【予算額】 7,700千円

【根拠】 品川区青少年委員の設置に関する規則

(7) 青少年育成者の研修機会の充実

【目的および概要】

区としての青少年育成施策の質的向上を図ることを目的として、青少年育成施策の現状と課題を他自治体や研究者から学び、青少年委員など青少年育成者のスキル向上を図るとともに、現場において青少年に接する青少年委員やリーダースタッフ、地域における青少年育成者の研修機会を充実します。

【実績】

① 青少年育成者としてのスキルアップに役立つ各種研修会・講習会を企画・実施します。

企画研修 参加状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
回数	3回	2回	2回
延べ人数	145人	84人	50人
対象	青少年委員・地区委員、 ジュニアリーダー-教室リーダー、 少年野球連盟育成者	青少年委員・地区委員、 ジュニアリーダー-教室リーダー	青少年委員・地区委員、 ジュニアリーダー-教室リーダー等

②他自治体等で行われる研修会・講習会の情報を適時提供し、参加を促進します。

研修会・講演会 参加状況(延)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ人数	28人	35人	43人

【予算額】 165千円

※組織改正に伴い、平成27年度より少年少女スポーツ関係をスポーツ推進課に移管

## (8) 青少年育成事業助成金

### 【目的および概要】

品川区青少年委員会の自主企画事業に対し事業費の一部を助成し、区民との協働の視点で事業の充実を図っていきます。

事業名	実施日/場所	参加申込者数	参加者数
親子虫とり公園探検	8/7 (日) みなとが丘ふ頭公園	81組226人 (大人107人、 子ども119人)	31組78人 (大人38人、 子ども40人)
親子でチャレンジ! -おもいやり- ブラインドサッカーの体験	9/22 (祝・木) こみゆにていぷらざ八潮	14組27人 (大人13人、 子ども14人)	8組19人 (大人9人、 子ども10人)
各児童センターイベントでの自主ブース出店 ①はたのだいまつり (バルーンアート) ②ゆたかっこまつり (石焼き芋コーナー) ③かっぱっこまつり (バルーンアート)	10/16 (日) 旗の台児童センター 10/22 (土) ゆたか児童センター 11/12 (土) 東品川児童センター		
家族で楽しくつくろう! ダンボールアート	11/3 (木・祝) こみゆにていぷらざ八潮	56世帯141人 (大人67人、 子ども74人)	30世帯71人 (大人34人、 子ども37人)
もちつきとミニ門松づくり	12/25 (日) 品川区立杜松ホーム	81組226人 (大人107人、 子ども119人)	31組78人 (大人38人、 子ども40人)

【予算額】 893千円

## (9) 青少年地域貢献活動支援事業

### 【目的および概要】

平成23年度ジュニア・リーダー教室の中で実施した社会貢献活動を、対象範囲を一般青少年で関心のある者にも広げ、より多くの青少年が貢献活動を始める機会を作っていきます。

### 【実績】

役立ち隊育成事業 (一般公募)

貢献活動についての知識を深める講座を開き、その後それぞれの取り組みたい活動についてグループで活動企画を立てます。活動計画等貢献活動グループの育成支援を行います。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
回数	34回	53回	32回
延べ人数	174人	216人	122人

(平成28年度の主な活動)

9/18 ビーチバレーボールフェスタ企画・運営 (スタンプラリー等)

9/25 親子対象自主企画 (旧東海道親子ウォークラリー)

【予算額】 414千円

## (10) 青少年ボランティアガイド

### 【目的および概要】

地域活動に意欲を持つ青少年や区職員の国際感覚を醸成し、語学習得への向上心を促進するとともに、新たな観光都市としての区の魅力を引き出します。

また、青少年のコミュニケーション能力の向上を図り、自立支援を行います。

#### (1) 青少年外国人おもてなしデー

外国人をもてなす「おもてなしデー」の企画運営を行い、交流を図る。

#### (2) 品川区を知る研修

区の歴史や文化などについて知識を深め、最終的にボランティアガイドの目線からガイドブックを作成する。

### 【実績】

8/8 ジュネーヴ市青少年ボランティアガイド

(外国人19人、区職員3人、青少年ボランティアガイド(役立ち隊)13人参加)

内容：道着を着用しての瓦割や、武蔵小山商店街での食べ歩きを体験した。

また、軽食交流会として、かき氷づくりを体験した。

9/20 オークランド市青少年ボランティアガイド

(外国人20人、区職員9人、青少年ボランティアガイド(役立ち隊)6人参加)

内容：道着を着用しての瓦割や、武蔵小山商店街での食べ歩きを体験した。

11/5 品川区を知る研修

(区職員3人、青少年ボランティアガイド(役立ち隊)5人参加)

内容：講義(品川区の隠れた魅力・外国人の興味を惹くコンテンツについて)

区内見学(戸越公園、文庫の森、戸越銀座商店街等散策)

【予算額】 497千円

## (11) 体験型育成事業

### ① わくわく・ドキドキコース

#### 【目的および概要】

表現活動など、さまざまな感動を体験することで、感性豊かで探究心や好奇心の旺盛な青少年を育成します。

#### 【実績】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
表現コース (小学1～6年生の親子)	2回実施 延44人参加	3回実施 延77人参加	2回実施 延42人参加
実験コース (小学3年生～中学3年生)	4回実施 延72人参加		
体験コース (小学1～6年生の親子)		2回実施 延58人参加	2回実施 延64人参加

(平成28年度実績内訳)

(1) 表現コース 対象：小学1～6年生の親子

① 劇団公演バックステージツアー(サンシャイン劇場)

11/5 16時～20時 12組24人

② 劇団員によるワークショップ体験(SETスタジオ(北品川1-17-5))

11/20 13時半～17時半 9組18人

(2) 体験コース 対象：小学1～6年生の親子

親子木工教室

7/31 10時～15時 (東大井児童センター) 14組 28人

8/14 10時～15時 (ゆたか児童センター) 18組 36人

※27年度より実験コースを変更し、早川町の間伐材を活用した木工教室を体験コースとして実施した。また、表現コースについても内容を見直し、品川区に拠点を持つ劇団スーパーエキセントリックシアター協力のもと、演劇体験を実施した。

【予算額】 550千円

## ② 親子体験交流事業

### 【目的および概要】

災害時相互援助協定を結ぶ岩手県宮古市を親子で訪れ、東日本大震災からの復興を目指し再整備をすすめている街並みや震災遺構を見学し防災意識を啓発する。また、宮古の豊かな自然に触れることに加え地元の子どもたちと交流することで参加親子の健全育成を図る。

### 【実績】

8/6(土)～8/8(月)、8/26報告会、9/4さんままつり参加(親子8組)

参加者：親子10組20名

(内訳) 保護者 男2人、女8人

児童 男5人(4年生2人、5年生1人、6年生2人)

女5人(4年生3人、5年生1人、6年生1人)

運営者：つなこし事務局5名

(つながる「みやこ」と「しながわ」)

実施内容：自然体験(閉伊川水源地訪問、兜明神岳登山、区界トレッキング)

防災意識啓発(震災遺構見学、体験談)

地元児童との交流(鍬ヶ先小学校訪問)

【予算額】 1,000千円



### 3. しながわネウボラネットワーク

#### (1) 産後の家事育児支援の利用助成

心と体のケアに対応できる家事・育児支援のヘルパー（区と提携）の利用に対して、サービス利用費の一部を助成します。

○対象 区内在住の生後6ヵ月になるまでの乳児の母親

○助成内容 1人あたり20時間までの利用費（1時間につき千円を上限）

	平成28年度
延申請者数	42人

【予算額】 1,605千円

#### (2) 子育てネウボラ相談員の配置

保健師、看護師、保育士などが「子育てネウボラ相談員」として子育て全般の相談、子育てサービスの情報の提供、他機関の紹介、希望者にはサポートプランを作ります。

○実施場所 東品川・大井倉田・平塚・富士見台・八潮児童センター（5ヵ所）

	平成28年度
延相談件数	1,092件

【予算額】 16,533千円

## 4. 多世代交流支援事業

### 【目的】

多岐にわたる子育ての応援プログラムを展開し、平塚橋と大崎に新設される高齢者多世代交流施設で、子育て交流サロンの増設をはじめ、妊婦から若者居場所などをつくり、さまざまな世代の不安感や孤独感の解消を図る。

### 【概要】

#### (1) 大崎ゆうゆうプラザ（大崎 2-7-13）

##### ①大崎にこにこるーむ

内容：地域の乳幼児親子の交流の場と子育て相談の場として、またシルバーと乳幼児親子の交流を目的に開設。

対象：区内在住で、おおむね0～2歳児の親子

運営：大崎にこにこるーむ

実績：

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施回数	37 回	37 回	36 回
利用者数	1,494 人	1,856 人	2,391 人
相談件数	148 人	316 件	233 件

##### ②自分でできるプレママ・産後ママのボディケア

内容：助産師によるグループワークショップ、講話、簡単なボディケアの実習や相談など。（プレママ）

骨盤ケア・腱鞘炎予防など産後の体にやさしい簡単な運動を助産師が指導。（産後ママ）

対象：区内在住か在勤で、妊娠安定期以降の方（プレママ）

区内在住か在勤で、生後1～3ヵ月の乳児と母親

講師：助産師

実績：

プレママ	平成 28 年度
実施回数	19 回
利用者数	80 人

産後ママ	平成 28 年度
実施回数	20 回
利用者数	274 人

##### ③アレルギー等おしゃべり会・講演会

内容：アレルギー疾患の子どもを持つ親同士や興味・心配のある方の情報交換や子ども同士の交流、お弁当持参のランチ会を実施。

対象：アレルギー疾患のお子さんと保護者、関心のある方

運営：品川食物アレルギーの会

実績：

	平成 28 年度
実施回数	11 回
利用者数	193 人

(2) 平塚橋ゆうゆうプラザ (西中延 1-2-8)

①子育て交流サロン平塚橋すきっぷひろば (※平成 28 年 5 月より開設)

内容：地域の乳幼児親子の交流の場と子育て相談の場として、またシルバーと乳幼児親子の交流を目的に開設。

対象：区内在住で、おおむね 0～2 歳児の親子

運営：S K I P 編集委員会

実績：

	平成 28 年度
実施回数	26 回
利用者数	2,099 人
相談件数	58 件

②ママのリフレッシュタイム

内容：アロマテラピーやヨガロマ、ハーブの楽しみ方、食育勉強会などを通じ、子育てママにリフレッシュしてもらう講座。

対象：区内在住か在勤で、小学生以下のお子さんがある母親

運営：株式会社 B O N 2 2 (ボン・ヴァントゥ)

実績：

	平成 28 年度
実施回数	21 回
利用者数	334 人

③離乳食、幼児食実習講座

①2 回食からの離乳食レッスン (離乳食)

②2・3 歳児食親子クッキング (幼児食)

内容：①月齢に合った調理形態を学び、簡単な離乳食を作ったり、離乳食の悩みを相談する場。

②親子での調理体験の中で子どもの楽しい食経験を増やし、苦手な食材の克服を目指す講座。

対象：①区内在住か在勤で、初回日に 7・8 ヶ月の乳児と保護者

②区内在住か在勤で、2・3 歳児の幼児と保護者

運営：品川栄養士会

実績：

①離乳食	平成 28 年度	②幼児食	平成 28 年度
実施回数	24 回	実施回数	5 回
利用者数	348 人	利用者数	81 人

④子ども若者応援フリースペース（P46 子ども・若者育成支援事業にも記載）

内容：不登校・ひきこもりなどに悩む子どもや若者の居場所、保護者などの相談の場。

対象：不登校やひきこもりなどの子ども若者とその保護者

運営：子ども若者応援ネットワーク

実績：

	平成 28 年度
実施回数	38 回
利用者数	365 人
相談件数	21 件

(3) 荏原区民センター（荏原 5-6-5）

①子育て交流サロン荏原すきっぷひろば

内容：地域の乳幼児親子の交流の場と子育て相談の場として、またシルバーと乳幼児親子の交流を目的に開設。

対象：区内在住で、おおむね 0～2 歳児の親子

運営：S K I P 編集委員会

実績：

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施回数	29 回	33 回	26 回
利用者数	1,356 人	1,704 人	1,361 人
相談件数	63 人	67 件	52 件

【予算額】 12,120 千円

## 5. 在宅子育て支援事業

### (1) 子育て支援センター（家庭あんしんセンター内）

#### ① 子ども・家庭総合相談事業

子育てに関する一般的な相談から児童虐待等の緊急を要するものまで、子どもとその家庭に関する相談に応じています。

#### ② 地域組織化活動事業

地域子育てを支援するため、各種子育て講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

#### ③ 子ども家庭在宅サービス事業

##### ア. ショートステイ事業

保護者の疾病・出産等による入院や冠婚葬祭等の事由により、保護者が一時的に子どもを養育するのに困難が生じた場合、短期的に児童の養育・保護を行います。

平成28年度より利用要件を拡大し、育児不安や育児疲れ、看病疲れ等の理由も対象としています。

- 対象者 1歳半～12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者
- 費用（減免制度あり） 1泊2日6,000円 2泊目以降3,000円
- 利用日数 1回につき6泊7日まで

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延宿泊数	31	33	51

##### イ. トワイライトステイ事業

保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合、午後5時～午後10時まで児童を養育します。

- 対象者 1歳半～12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者
- 費用（減免制度あり） 1回1,200円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延利用回数	3,176	1,938	1,984

#### ④ 見守りサポート

児童相談所と連携し、在宅での指導が適切と判断される家庭および児童への支援を行います。

#### ⑤ 養育支援訪問

保健所・保健センター等の関係機関と連携し、親の不適切な養育態度、極度の養育不安など子どもの健全な成長に懸念がもたれる家庭に対し、児童虐待の予防的支援を行います。

#### ⑥ 育児支援ヘルパー事業

出産予定日1か月前から、出産後1年以内で、ほかに養育する人がなく育児・家事の援助を受けられない方にヘルパーを派遣します。

#### ⑦ 在宅サービス基盤整備

養育家庭の普及等の活動を行います。東京都品川児童相談所と連携し、毎年10月の里親月間または11月の児童虐待防止推進月間期間中に「養育家庭体験発表会」を開催しています。

【予算額】 56,491千円

## (2) 地域子育て支援センター（ぷりすくーる西五反田内）

### ① 子育て相談事業

地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報の提供を行います。

### ② 地域組織化活動事業

地域子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	5,645人	5,401人	5,628人
子育て相談件数	103件	54件	39件
各種講座等実施数	18回	19回	17回

【予算額】 11,161千円

## (3) すくすく赤ちゃん訪問事業

乳児期早期は医学的にも母親が育児不安を強く感じるため、従来から保健所による家庭訪問を実施しています。この訪問事業をさらに充実させるとともに、児童センター職員が民生児童委員等の協力を得て継続的に家庭を訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安などの解消を図っていきます。

年度	出生数 (人)	把握数 (人)			把握率 (%)	訪問件数 (件)			訪問率 (%)
		出生通知票 受理	その他 *	計		保健 センター	児童 センター	計	
H26	3,470	2,450	576	3,026	87.2%	2,879	22	2,901	83.6%
H27	3,706	2,578	592	3,170	85.5%	3,018	11	3,029	81.7%
H28	3,901	2,243	1,322	3,565	91.4%	3,062	2	3,064	78.5%

\*病院等からの電話による連絡分

## (4) 親育ち支援事業

児童センターにおいて、乳幼児家庭の孤立化の防止や育児不安の解消を図るため、母親・父親・次世代の親を対象としたアプローチを行い、総合的な親育ちを支援しています。

### ① 親育ちワークショップ

主に初めて子どもを持つ母親の育児不安や悩みを受け止め、子育ての負担を軽減することを目的としたワークショップを実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数 (クール)	25回	25回	27回
参加者数	261人	268人	284人

### ② 父親の子育て参加促進事業

父子で参加できるプログラムを実施することにより、家庭における母親の育児負担の軽減を図っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	174回	209回	268回
事業参加者数	5,890人	6,118人	7,072人
うち父親参加者数	1,365人	1,198人	1,463人

③ 赤ちゃんとのふれあい事業

次世代の親となる小中高生と乳幼児親子が交流することで、赤ちゃんをいとおしく思う心を養い、親となる準備につなげることを目的として実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
連携学校数	15校	14校	14校
実施回数	51回	42回	43回
延べ参加児童生徒数	2,016人	1,756人	1,727人

【予算額】 4,933千円 (①～③)

④ プレママ・プチママタウン

妊娠中や初めて子どもを持つ母親と子育ての先輩母親との交流により、育児不安の解消を図って行きます。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	6回	6回	6回
事業参加者数	57人	71人	65人

【予算額】 192千円

⑤ 父親のための親育ちワークショップ

父親としての役割を学びつつ仲間づくりができる事業を展開することにより、家庭における子育て力をさらに向上させます。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数(クール)	2回	3回	3回
父親参加者数	30人	38人	32人

【予算額】 684千円

(5) 子育て支援ネットワーク講習

① 子どもの年齢区分別講習会

就学前から思春期まで、子どもの成長の節目となる時期の特徴や、保護者のかかわり方等に焦点をあてて専門家の話を聞き学びます。平成28年度からは内容の一部見直しを行い、就学前・小中高生・すべての保護者向け等の講座を計4回開催しています。

各講座30～150人(託児付講座あり)

## 参加状況

(実人員/延人員)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
就学前の頃 (平成27年度より新設)		137/137	18/18
小学校低学年の頃 (平成26年度より新設)	62/115	66/162	
小学校中学年の頃	53/110	45/68	
小学校高学年の頃		20/35	
思春期(小中高生)	69/113	120/120	36/36
青年期 (平成27年度より廃止)	53/80		
父親の子育て (平成28年度より廃止)	163/163	322/322	
すべての保護者向け (平成28年度より新設)			32/32 131/131

## ② ネットワーク交流研修

地域で子育て支援をするグループの方やこれから支援をしたい人達と、子育て中の保護者との交流と懇談の機会を提供するための講演会。

※平成27年度より、①子どもの年齢区分別講習会に組み入れる形で実施したことにより、②を廃止しました。

## 参加状況

(実人員/延人員)

平成26年度	平成27年度	平成28年度
238/238		

【予算額】 961千円

## (6) 子育て自主グループ支援事業

乳幼児から思春期までの子どもをもつ親たちのグループ、及び子育て支援の活動を行うグループに対して、家庭教育について学ぶ機会を提供し、地域でのネットワークづくりを支援します。

参加団体数

平成26年度	平成27年度	平成28年度
7団体	5団体	3団体

【予算額】 152千円

## (7) 幼児2人同乗用自転車レンタル事業に対する補助金交付

安全基準を満たす自転車での3人乗り(幼児2人同乗用)が東京都道路交通規則で認められたことを受け、子育て世帯の経済的負担を軽減し、3人乗り自転車の適正な乗車方法の啓発を図ることを目的に、3人乗り自転車レンタル事業を実施する公益社団法人品川区シルバー人材センターに定期点検費用など必要な経費を補助し支援します。

【予算額】 66千円



## (8) こども冒険ひろば事業（北浜公園およびしながわ区民公園内）

子どもたちの自主性や創造性、自己責任の意識を育成するため、子ども自身が自然を題材とした遊びを創造し、様々な体験を通して成長できる環境を提供するため、平成14年度より北浜公園内でプレイパーク「北浜こども冒険ひろば」事業を開始しました。専任のプレイワーカーを配置し、火起こし体験や泥んこ遊び、木登りといった自由な遊びができるほか、各種イベントの実施、乳幼児親子の交流の機会を設け、子どもたちの遊びを応援しています。

また、平成29年度には、新たにしながわ区民公園内に「しながわこども冒険ひろば」を開設します。

### ①北浜こども冒険ひろば

場所：品川区北品川2-28

開設日：平成14年4月27日

開園時間：午後2時～午後6時（第1・3水曜日は午前11時から）

休園日：日曜日、祝日、年末年始

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施日数	293日	294日	293日
利用者数	14,108人	14,389人	15,236人

### ②しながわこども冒険ひろば

場所：品川区勝島3-2-2

開設日：平成29年5月7日

開園時間：午前10時30分～午後5時30分

休園日：木・金曜日（祝日除く）

【予算額】 27,754千円

## (9) 品川子育てメッセ

現役育児中の母親により構成された実行委員会を中心に、品川区とNPO法人ふれあいの家ーおばちゃんちの共催により、品川区の子育て情報を一堂に集めた見本市「品川子育てメッセ」を開催しています。行政・民間・NPO団体・自主グループ・企業などの情報展示ブースの出展、ステージ、ワークショップなどが行われ、参加者は新たな情報を発見や、地域のつながりを感じる機会となっています。

実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
来場者数	約2,600人	約2,900人	約2,600人
出演・出展団体	62団体	48団体	52団体

【予算額】 734千円

## 6. 子どもに関する相談事業

次世代育成支援対策推進法に関連して、平成17年4月1日施行の改正児童福祉法により、18歳未満の児童に関する相談および児童虐待通告については区が第一義的な窓口となることが明記されるとともに、要保護児童対策地域協議会の設置運営が求められました。

このため、平成17年度、児童課に「児童相談担当」を新設し、品川区子育て支援センターと一体となって児童家庭相談に対応するとともに、平成18年「品川区こども家庭あんしんねっと協議会（要保護児童対策地域協議会）」を設置しました。平成21年度からは、子育て支援課児童家庭相談係が協議会事務局（要保護児童対策調整機関）となり、平成27年度からは子ども育成課児童相談係として引き続き東京都児童相談所等の関係機関と連携しつつ、児童虐待通告の窓口として要保護児童等への相談支援を行っています。

### （1）児童家庭相談

子ども育成課児童相談係、品川区子育て支援センターが、児童家庭相談および児童虐待通告の窓口としてさまざまな相談に対応しています。

#### ① 子ども育成課児童相談係

子どもとその家庭に関する相談窓口です。

##### ア. 児童相談

担当職員のほか、専門の児童問題相談員を週3日配置して相談に応じています。

##### イ. しながわ見守りホットライン

平成22年10月、区民からの「虐待かもしれない」という気づきを24時間受け付ける「しながわ見守りホットライン（児童虐待・DV・高齢者虐待・24年10月より障害者虐待）」を開設しました。ホットラインによる平成28年度児童虐待通告・相談件数は42件です。

#### ② 品川区子育て支援センター（「品川区立家庭あんしんセンター」内）

虐待通告および子どもと家庭に関するさまざまな相談に応じます。また、親子が自由に立ち寄り、遊んで過ごせるスペースとして「フラっと広場」を開放しており、子育て情報の収集・交換や発信の場としても活用できます。

##### 「フラっと広場」

開放時間：月曜～土曜 午前10時～午後4時（祝日・年末年始は休み）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フラっと広場	1,612人	1,734人	1,243人

\*利用延べ人数

③ 児童家庭相談実施状況等

子ども育成課児童相談係と品川区子育て支援センターが平成28年度中に受けた相談（児童実数）は次表のとおりです。

年齢	相談内容種別	児童虐待相談	養護相談・その他の相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	不登校相談	性格行動相談	育児・しつけ相談	適性相談	その他の相談	計
平成26年度		217	116	3	0	0	4	0	0	1	1	8	78	99	3	0	530
平成27年度		239	107	0	0	0	0	0	0	1	0	7	46	98	2	0	500
平成28年度		253	97	0	0	0	0	0	0	2	4	6	57	98	0	1	518
0歳		21	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	19	0	0	56
1歳		24	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	19	0	0	54
2歳		24	8	0	0	0	0	0	0	1	0	0	/	16	0	0	49
3歳		39	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	15	0	0	60
4歳		16	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	10	0	0	30
5歳		20	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	/	8	0	0	36
6歳		8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	27
7歳		7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	/	0	0	23
8歳		11	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	/	0	0	27
9歳		17	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	/	0	0	26
10歳		14	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	/	0	0	27
11歳		17	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/	0	1	22
12歳		12	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	/	0	0	23
13歳		11	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	/	0	0	20
14歳		4	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	/	0	0	12
15歳		3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	/	0	0	17
16歳		1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	/	0	0	3
17歳		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	/	0	0	6

(2) 品川区要保護児童対策地域協議会（子ども家庭あんしんねっと協議会）

平成17年4月1日施行の改正児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童対策地域協議会として「品川区子ども家庭あんしんねっと協議会」を平成18年7月13日に公示・設置しました。

平成24年4月には、児童、高齢者および障害者に対する虐待、配偶者暴力などの早期発見やその被害者の適切な保護、支援を図るとともに、関係機関が連携を強化し虐待のない地域社会を創設することを目的として、「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」が設置されたことにより、各関係機関の代表者による全体会は、この協議会に吸収されました。

《要保護児童対策地域協議会設置の経緯》

この協議会は、虐待相談を含む要保護児童等の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関・関係者が児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として設置されました。

平成21年4月施行の改正児童福祉法には、協議会の機能強化と協議対象範囲の拡大が盛り込まれました。

《主な活動》

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童およびその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童等の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議。
- (2) 各関係機関の連携方針の策定に関すること。
- (3) 要保護児童等対策に関する広報・啓発活動の推進に関すること。
- (4) その他、委員長が必要と認める事項。

《協議会の構成》

下記のとおり、3層構造となっています。

【第1層】全体会

「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」が要保護児童対策地域協議会の全体会を兼ねます。構成機関は、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会設置運営要綱（平成24年4月27日制定、平成27年4月1日一部改正）に規定されており、次のとおりです。

国又は地方公共団体の機関	法人	その他
品川区	品川区医師会	品川区民生委員協議会
東京都品川児童相談所	荏原医師会	品川地区人権擁護委員会
警視庁品川警察署	東京都品川歯科医師会	品川区町会連合会
警視庁大崎警察署	東京都荏原歯科医師会	品川区障害者七団体協議会
警視庁大井警察署	昭和大学病院	ケア協議会
警視庁荏原警察署	品川区社会福祉協議会	区長が指定する者
東京家庭裁判所	社会福祉法人(高齢者)	
品川区教育委員会	社会福祉法人(障害者)	
品川区福祉事務所		
品川区保健所		

【第2層】地域分科会

身近な地域のきめ細かな子育て支援ネットワークを目指し、13地域ブロック担当児童センターが協議会地域分科会を開催しました。構成員は、民生児童委員・人権擁護委員・警察署・学校・幼稚園・保育園・保健センターなど各地域の協議会構成機関代表者です。

(平成28年度実施状況)

地域分科会	開催年月日	担当児童センター	参加人数
品川第一地域	平成28年 9月13日(火)	東品川児童センター	25人
品川第二地域	平成28年10月31日(月)	東大井児童センター	32人
大崎第一地域	平成28年 9月 6日(火)	中原児童センター	39人
大崎第二地域	平成28年10月20日(木)	三ツ木児童センター	27人
大井第一地域	平成28年10月27日(木)	水神児童センター	38人
大井第二地域	平成28年11月16日(水)	大井倉田児童センター	30人
大井第三地域	平成28年10月17日(月)	滝王子児童センター	22人
荏原第一地域	平成28年10月13日(木)	平塚児童センター	28人
荏原第二地域	平成28年11月14日(月)	旗の台児童センター	27人
荏原第三地域	平成28年10月24日(月)	東中延児童センター	35人
荏原第四地域	平成28年11月 7日(木)	富士見台児童センター	32人
荏原第五地域	平成28年11月15日(火)	ゆたか児童センター	31人
八潮地域	平成28年 9月 8日(木)	八潮児童センター	23人
計			389人

【第3層】協議会ケース会議（随時）

要保護児童等に関する個別具体的な支援のために関係機関との密接な連携を要する場合に開催しました。

平成28年度は、計30回（対象児童実数40名）開催しました。

協議会ケース会議構成機関	参加延人数
子ども育成課（児童センター含む）	68人
品川区子育て支援センター	10人
東京都品川児童相談所	52人
保健所・保健センター等	9人
保育課・保育園	6人
教育委員会・小学校・中学校・小中一貫校	139人
民生児童委員・主任児童委員	17人
児童養護施設・母子生活支援施設・生活福祉課・幼稚園等	57人
計	358人

《要保護児童対策調整機関（子ども育成課）》

児童福祉法第25条の2に定める要保護児童対策調整機関として、子ども育成課が、関係機関との総合的な連絡調整、および児童虐待ケースの進行管理、統計を行います。

関係機関との連携調整を目的として、「児童虐待防止会議」「虐待ケース進行管理会議」等を定例開催しています。また、品川区民生委員協議会とも連携し、主任児童委員部会の事務局を担い、13地区の主任児童委員と定期的に情報共有をしています。

《守秘義務》

協議会の活動には、児童福祉法第25条の5、第61条の3に罰則を伴う守秘義務規定が定められています。

（3）品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携

平成24年11月の厚生労働省通知「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」を受け、区では「居住実態が把握できない児童」について虐待（ネグレクト）の疑いがあると捉え、その対応のため要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しています。主に、乳幼児健診未受診児童で保護者との連絡が取れないケースや学齢期になっても就学の手続きがされていない児童等の情報を集約し、家庭訪問・近隣調査、関係機関調査、入国管理局への調査等を実施しています。

他自治体において、居住実態が不明のまま死亡する痛ましい事件が発生していることから、一層の関係機関連携が必要であるため、区は平成26年7月に「児童の居住実態に関する対策会議」を設置し、庁内関係各課の情報共有、連携強化を図りました。そして、平成27年3月25日、品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握から調査・対応および連絡（通告）の基本ルールを策定しました。

居住実態が把握できない児童			
平成26年5月1日時点	平成26年9月1日時点	平成27年11月1日時点	平成29年4月1日時点
38件	0件	0件	0件

\*厚生労働省報告

## 7. 児童センター事業

### (1) 目的・運営

児童センターは、児童福祉法による児童厚生施設で、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」(第40条)を目的としています。

児童センターでは、児童の健全育成に資するため、子どもたちに遊びの場と機会を提供し、自立を援助しています。また、子育て家庭を支援するために、子育て相談や親子のひろば等の充実を図っています。

区内には25館の児童センターがあり、各児童センターには子どもの遊びを指導する児童指導員を配置しています。

### (2) 施設・設備

児童センターには、遊戯室、集会室、図書室、工作室等があります。また、屋上もバスケットやドッジボールなどができるよう整備しています。さらに、子育て中の方のための親子サロン(23館)や、ちびっこルーム(1館)、中高生のためのティーンズプラザ(9館)を設置しています。

各児童センターには、卓球台、一輪車、各種遊具、ゲーム、楽器などが揃えてあり、子どもたちが自由に利用できるようにしています。

### (3) 事業活動

#### ① クラブ活動

子どもたちの創造力や自主性を高めるため、工作・スポーツ・音楽・ダンス・あそび・食育・体験クラブ等バラエティに富んだ活動を行っています。

#### ② 各種行事

児童センターまつり、ゲーム大会、観劇会、野外活動等季節に応じた行事を実施しています。5月の児童福祉週間には、全館が一斉に各種あそびイベントを実施する「こども夢ウィーク」を開催していましたが、28年度より「しながわ子ども未来フェスタ」と統合し、全館合同の集合型イベント「わっくわくランドしながわ」に移行して実施しました。また、地域間での子どもたちの交流を図ることを目的に、各児童センターが連携した合同行事を開催しています。

##### ・わっくわくランドしながわ

平成27年度まで実施の「しながわ子ども未来フェスタ」を発展させ、児童センターを見て、体験して満喫できる屋外型のイベントです。しながわ中央公園で行われ、乳幼児親子から中高生まで幅広い年齢が交流し楽しめるプログラムを実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
来場者数	1,200人	1,749人	3,858人

※平成27年度までは「しながわ子ども未来フェスタ」の実績

##### ・小学生バンドフェスタ

6館で子どもたちの音楽バンド活動を支援しています。児童センターの行事で、各バンドクラブの日頃の練習成果を発表し合う場を提供しています。また小学校高学年のバンドクラブを対象とした大会を、進行役などの運営に中高生スタッフが協力し、年1回開催しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加バンド数	30バンド	27バンド	30バンド

※平成25年度までは、紅白バンド合戦として実施

・ダンスフェスタ

日頃の練習成果の発表と各ダンスチーム間の交流を図ることを目的としたダンスフェスタを年1回開催しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
出演者（参加館）	366人(12館)	356人(13館)	313人(13館)

・ふれあい卓球リーグ

全館に卓球台を設置しています。このため卓球は、なじみやすいスポーツの一つとなっています。日頃の練習成果を試す機会を提供するとともに、スポーツをとおして交流を図ることを目的とした大会を年1回開催しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
出場者	237人	183人	231人

③ 乳幼児親子とシルバー世代の交流事業

異世代交流事業をとおして、高齢者、子育て世代、乳幼児の三世代が交流を深め、地域子育て力を向上させるため、5館で七夕会等の交流行事を行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	33回	24回	26回

④ 子育て支援（再掲）

少子化や育児の孤立化に伴う子育て不安等への対応として、親子のひろばや母親講座を開催し、情報交換・交流の場の提供を行うとともに、子育て相談も実施しています。

また、中高生から大人までを対象とした子育て支援スタッフの育成講座やシニア世代の力を子育て支援に生かしてもらうための「悠々ボランティアの育成」を実施しています。

⑤ 小学生高学年児童への自立支援

小学生高学年児童が、放課後の活動場所として、児童センターを利用しています。この年齢の児童は、思春期の入り口に差し掛かっており、心身の成長が著しい反面、ともしれば不安定になりやすい一面があります。こうした特徴に配慮し、自主企画事業やグループ活動事業をとおして、幅広い仲間作りの機会を設け、成長過程にあわせた自立に導くための支援に取り組んでいます。

⑥ 中高生支援

バスケットボールや卓球などのスポーツや音楽バンド、ダンスをとおして、中高生の居場所づくりと活動の支援に取り組んでいます。さらに、区内大学の学生と連携した、デザイン系ワークショップ活動などをとおして、青少年の自立意識の醸成を図っています。

⑦ 親子のひろば

0～3歳の年齢別に親子のふれあい遊びや運動、季節行事などを実施しています。親子のひろばの参加を通じて、親同士の交流や情報交換のほか、子育てに関する相談を受け付けています。

【親子のひろば参加状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
クラブ数	105クラブ	105クラブ	104クラブ
実施回数	3,422回	3,394回	3,270回
利用者数（子ども）	57,978人	53,160人	52,605人
利用者数（保護者）	54,473人	50,666人	49,732人

⑧ おもちゃのひろば

おもちゃの遊び方の相談や指導を行う「おもちゃのひろば」を実施しています。

・実施場所

大井倉田児童センター	毎週金曜日	午前10時～正午
後地児童センター	毎週土曜日	午前10時～午後2時30分

・利用実績（品川地区・荏原地区合計）

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人員	1,846	2,150	1,633

⑨ サンデー子育てサポート事業

年末年始を除く日曜日および休日の午前9時から午後6時まで、ゆたか・東品川・旗の台・滝王子・平塚・八潮の6館で、通常開館業務を実施しています。

父親を含めたファミリー層の利用を促進し、中高生の活動を一層支援します。子育て支援事業を実施し、子育て家庭の支援、児童の仲間作りを行っています。

（４）チャイルドステーション

児童センターでは、乳幼児の保護者を対象にものづくりやお話し会、季節の行事など、各館それぞれ工夫を凝らしたプログラムを用意しています。お子さんを遊ばせながら楽しめる内容で、お父さん・お母さんたちの交流や情報交換、仲間づくりのできる場ともなっています。

また利用者には、児童センターで実施している「親子のひろば」や「親育ち支援事業」、「親子サロン」など、乳幼児親子の支援の場を紹介し、利用につなげています。

（５）利用時間、休館日

① 利用時間：午前9時～午後6時

② 利用時間の延長：下記ティーンズプラザ実施館において、週2回、午後6時から午後7時まで中高生のために利用時間の延長を行っています。（必要な場合には午後8時まで延長）

東品川児童センター：月・水、東大井児童センター：水・木、中原児童センター：水・木

滝王子児童センター：火・水、平塚児童センター：火・水、東中延児童センター：水・土

富士見台児童センター：水・金、ゆたか児童センター：水・木、八潮児童センター：火・水

③ 休館日：日曜日および休日（サンデー子育てサポート事業を除く）と年末年始（12月29日～1月3日）



(6) 平日夜間および日曜の施設（目的外）使用

児童センターの事業のない日曜日および平日の夜間に、施設の有効活用を図る目的で実施しています。ただし、水神・小関・八潮の3館を除きます。（平成8年5月から実施）

① 使用できる施設および使用料

児童センターの集会室、遊戯室、図書室等。使用料は各施設により異なります。

② 使用できる日時

年末年始を除く日曜日	午前9時～12時	午後1時～5時	児童センターの事業が入っている場合は、使用できません。
休日を除く月～土曜日	夜間 午後6時15分～9時30分		

③ 使用料の減額・免除

次の団体等は、使用料の減額・免除が受けられます。

免 除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区が使用するとき</li> <li>・区に登録した障害者団体</li> <li>・区に登録した地域児童健全育成団体のうち、18歳未満の児童を主たる構成員とする団体</li> </ul>
減 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区に登録した地域児童健全育成団体</li> <li>・教育委員会に登録した社会教育関係団体</li> <li>・公益のため使用する場合で、区長が特に認めたとき</li> </ul>

④ 平成28年度施設利用状況

一般使用 減・免の 対象外	減額団体			免除団体			計
	児童育成 団体	社会教育 関係団体	その他 公益団体	区	児童団体	障害者 福祉団体	
275	6	807	0	14	1,410	0	2,512回

(7) 児童センターの利用状況

年度	施設数	入館者数	内 訳				一日平均 入館者数
			幼児	小学生	中学生	15歳以上	
平成26年度	25	850,436	237,007	299,117	69,137	245,175	2,721
平成27年度	25	842,698	236,094	294,463	67,507	244,634	2,683
平成28年度	25	875,655	245,119	307,317	72,073	251,146	2,794

(8) 児童センター入館者数

(平成28年度)

児童センター	施設 床面積 m <sup>2</sup>	開館日数	入館者数		入 館 者 内 訳					
			年間	一日 平均	幼児	小学生 低学年	小学生 高学年	中学生	高校生	18歳以上
東品川	576.0	359	24,959	69.5	6,158	3,011	5,824	3,156	355	6,455
北品川	402.0	293	28,041	95.7	8,998	4,454	6,251	240	40	8,058
東大井	637.0	293	32,882	112.2	8,640	4,354	8,093	3,362	467	7,966
南品川	604.9	293	23,041	78.6	6,324	4,258	5,279	1,137	67	5,976
中原	589.0	293	24,325	83.0	5,994	2,641	6,057	2,481	1,480	5,672
東五反田	353.0	293	24,845	84.8	11,448	1,252	1,512	206	20	10,407
三ツ木	400.8	293	40,357	137.7	12,768	4,583	9,928	1,452	40	11,586
小関	628.7	293	42,214	144.1	15,087	6,625	4,810	1,830	55	13,807
水神	527.1	293	31,478	107.4	9,375	3,407	7,983	2,154	85	8,474
南大井	402.0	293	33,624	114.8	11,142	3,509	7,555	2,393	158	8,867
大井倉田	517.7	293	30,505	104.1	8,488	3,306	8,235	1,258	265	8,953
一本橋	322.0	293	23,646	80.7	8,887	2,539	4,439	495	31	7,255
滝王子	686.4	359	64,243	178.9	14,690	13,008	12,627	7,653	1,045	15,220
伊藤	299.3	293	31,834	108.6	12,830	4,821	3,314	213	82	10,574
平塚	799.0	359	51,156	142.5	11,124	6,156	9,899	9,023	3,823	11,131
後地	505.5	293	38,671	132.0	9,842	6,031	10,394	3,410	115	8,879
旗の台	532.0	359	40,299	112.3	11,205	5,347	9,502	2,287	299	11,659
西中延	398.0	293	20,596	70.3	6,448	2,149	4,529	1,469	98	5,903
東中延	611.0	293	26,776	91.4	4,902	3,087	8,196	2,627	2,271	5,693
中延	435.5	293	31,460	107.4	10,989	3,712	6,020	2,038	52	8,649
富士見台	553.0	293	28,265	96.5	6,485	2,026	6,027	4,802	2,489	6,436
大原	465.1	293	23,804	81.2	5,938	5,498	4,934	1,449	96	5,889
ゆたか	818.0	359	50,803	141.5	10,665	8,667	12,773	5,520	1,660	11,518
南ゆたか	330.0	293	26,809	91.5	6,605	5,638	5,602	2,897	107	5,960
八潮	1817.0	357	81,022	227.0	20,087	13,082	14,373	8,521	3,020	21,939
総 数	14210.0	7,719	875,655	2,794	245,119	123,161	184,156	72,073	18,220	232,926
平 均	568.4	309	35,026	111.8	9,805	4,926	7,366	2,883	729	9,317

(9) 事業活動実施一覧

(平成28年度)

項目		児童センター																									
		東品川	北品川	東大井	南品川	中原	東五反田	三ツ木	小関	水神	南大井	大井倉田	一本橋	滝王子	伊藤	平塚	後地	旗の台	西中延	東中延	中延	富士見台	大原	ゆたか	南ゆたか	八潮	
親子のひろば・講座等	0歳児向け	全館実施																									
	1歳児向け	全館実施																									
	2歳児向け	全館実施																									
	3歳児向け	全館実施																									
	子育て相談	全館実施																									
	子育て講座	全館実施																									
地域交流・季節行事等	地域のまつり	全館実施																									
	こどもまつり	全館実施																									
	プール開放	◇		◇	◇		◇	◇			◇	◇	◇	◇		◇		◇	◇	◇	◇		◇	◇	◇	◇	◇
	野外活動等		◇	◇		◇		◇		◇	◇		◇				◇			◇		◇		◇			◇
	観劇会	◇	◇	◇		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		◇	◇	◇	◇
	中高生事業	◇		◇		◇				◇	◇	◇	◇	◇		◇	◇	◇		◇		◇	◇	◇	◇		◇
クラブ活動等	工作系		◇	◇			◇	◇	◇			◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇			◇		◇	◇	◇	◇	
	手芸系												◇		◇		◇								◇	◇	◇
	スポーツ系	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		◇	◇	◇	◇	◇	◇
	ダンス系	◇				◇	◇	◇		◇				◇	◇	◇	◇	◇			◇	◇	◇	◇	◇		◇
	音楽系	◇		◇	◇	◇			◇				◇		◇					◇		◇		◇		◇	◇
	クッキング系		◇			◇		◇		◇			◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		◇	◇	◇	◇	◇
	遊び系						◇	◇	◇		◇	◇	◇		◇	◇	◇		◇	◇	◇	◇			◇	◇	◇
	その他	◇		◇				◇				◇		◇	◇			◇				◇	◇	◇		◇	◇
	発表会	◇		◇		◇	◇	◇	◇	◇	◇			◇	◇	◇	◇	◇	◇		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
遊具等	バスケットボール・ゴール	◇	◇	◇	◇	◇	◇				◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	
	トランポリン								◇		◇	◇		◇		◇					◇						
	一輪車		◇			◇			◇	◇	◇	◇	◇					◇					◇	◇	◇	◇	
	インラインスケート																					◇		◇			
	卓球台	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇

※地域交流・季節行事等は、上記以外にもゲーム大会、スポーツ大会等を実施しています。

児童センター運営費（事業費）【予算額】307,205千円

## 8. すまいるスクール事業

### (1) 目的・運営

平成13年度より第二延山小学校でのモデル実施を皮切りに、平成18年度から、全小学校で放課後や土曜日、夏休みなど長期休業日等に、学校施設を活用して、児童が学習や遊び、スポーツなどができる居場所として、「すまいるスクール」（全児童放課後等対策事業）を開設しています。

国は平成19年度に、文部科学省が進める児童の居場所のための「放課後子ども教室」と厚生労働省が進める就労家庭の児童を対象にした福祉施策である「放課後児童クラブ」の放課後対策事業を連携して実施するため、「放課後子どもプラン」を創設しました。これは、本区が進める学童保育を包括した全児童放課後等対策事業がモデルとなっています。本事業では、このプランの内容に加え、学校と一体化した教育を視野に入れたさまざまな対応を行っていることが大きな特徴です。平成26年度には、文部科学省と厚生労働省が、共働き家庭等における「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、新たに「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

このように、国の放課後対策事業の動向等が開設当時と比べ大きく変化していること、社会状況の変化に伴い、子育てに対するニーズも変化し、特に就労家庭の保護者から実施時間の延長要望が寄せられていたことから、利用時間の延長や間食の提供などの事業の見直しを平成28年度に実施しました。

各すまいるスクールでは、児童が自習や遊び、スポーツ等を自由に行う「フリータイム」、地域のボランティアの方々の協力を得て運営する、英会話・パソコン・囲碁などの「教室」、学校の授業と連携して算数と国語の復習を行う「勉強会」を実施しています。

児童が自由に参加し活動できる場所として、学校と協力して内容の充実に努めています。

【予算額】すまいるスクール運営費 1,044,654千円

### (2) 利用施設

学校施設内にすまいるスクール専用のスペースを設けるほか、授業等で使用しない時間に校庭、体育館、特別教室等を学校と調整のうえ使用しています。学校施設という広い場所を活用し、教育の現場と一体となって運営しています。

### (3) 事業活動

#### ① フリータイム

クラスや学年を越えた友達と関わり、遊んだり、読書したり、学習したりと自由に過ごす時間です。児童が思い思いに過ごす中で、自らが工夫ある活動を展開し、自主性を養い、創造力を高めます。また、遊びや活動を通して、協調性・社会性を身につけ、人とのかかわり方の基礎を学びます。さらに、フリータイムの中では、高齢者施設訪問、清掃活動などの地域貢献活動や、幼稚園、保育園との交流なども行っています。

#### ② 教室

児童が様々な文化を体験するために設けられ、日本の伝統文化を学ぶ教室、スポーツ教室、環境や音楽など情操教育のための教室、ものづくり教室など、様々な教室が行われています。これらの体験は、自らの可能性や新たな目標を見つける一助となり、その後の生き方を豊かにしてくれます。教室の運営は、地域やPTAの方々などの協力により実施されており、地域の方々とのつながりを深め、学校外での見守られる関係も育みます。

### ③ 勉強会

児童の基礎学力定着のため、学年ごとに算数や国語の復習等を週1回または2回行っています。教員免許を持ったスタッフが担当し、学校との情報共有や連携によって、授業の進度に合わせた内容で実施しています。

## (4) 対象児童・利用料

### ① 対象児童

- (ア) 学校授業日および学校休業日の午後5時まで  
実施校に在籍する児童
- (イ) 学校授業日および学校休業日の午後5時から午後6時まで  
(ア)に規定する児童であって、かつ、保護者が就労、疾病その他規則で定める事由に該当し、家庭において午後5時後に適切な保護を受けることができない児童
- (ウ) 学校授業日および学校休業日の午後5時から午後7時まで  
(ア)に規定する児童であって、かつ、保護者が就労、疾病その他規則で定める事由に該当し、家庭において午後5時後に適切な保護を受けることができない第1学年から第3学年までの児童
- (エ) 区内在住で、私立小学校、国立小学校、特別支援学校等に在籍する児童のうち希望する児童で、利用時間については(ア)から(ウ)に準じる。

### ② 利用料

- ・午後5時まで 月250円
- ・午後6時まで 月3,250円
- ・午後7時まで 月4,250円
- ・保険料 年650円

※勉強会の参加費、各種教室の教材費は別

○午後5時を超えて時間延長する児童に、間食を提供します。また午後6時を超えて帰宅する場合は、保護者などの迎えが必要になります。

## (5) 実施日・利用時間

### ① 実施日：年間を通して、月曜日から土曜日まで

※日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休み

### ② 利用時間

- ・学校がある日は放課後から午後7時まで。
- ・学校が休みの日は午前8時15分から午後7時まで

(6) 登録児童数

すまいる スクール名	平成28年3月末		平成29年3月末		すまいる スクール名	平成28年3月末		平成29年3月末	
	児童数	登録数	児童数	登録数		児童数	登録数	児童数	登録数
城南	331	239	356	265	中延	92	87	99	85
浅間台	141	112	153	117	小山	376	263	408	261
三木	287	195	265	163	大原	249	197	252	187
御殿山	390	269	439	312	宮前	155	128	157	149
城南第二	513	273	494	267	源氏前	148	120	170	143
第一日野	559	332	566	302	第二延山	626	431	627	392
芳水	429	328	439	300	後地	194	129	200	137
第三日野	618	416	620	382	戸越	385	207	408	214
第四日野	178	145	197	155	旗台	401	279	411	270
大井第一	765	437	777	443	上神明	132	106	137	105
鮫浜	148	138	163	128	清水台	80	68	86	73
山中	325	260	322	229	小山台	343	260	355	236
立会	594	445	581	435	日野学園	559	461	567	384
浜川	394	309	430	304	伊藤学園	566	338	536	305
伊藤	405	263	434	270	八潮学園	532	365	566	365
鈴ヶ森	519	330	531	323	荏原平塚学園	398	255	414	255
台場	219	161	246	163	品川学園	691	389	739	374
京陽	366	266	382	242	豊葉の杜学園	550	317	553	312
延山	434	367	443	336	全児童数	14,092	9,685	14,523	9,383
					1校平均	381	262	393	254
					登録率	—	68.7%	—	64.6%

(7) 参加児童数(延べ人数)

すまいる スクール名	平成27年度		平成28年度		すまいる スクール名	平成27年度		平成28年度	
	平日	土曜	平日	土曜		平日	土曜	平日	土曜
城南	14,036	1,125	18,087	1,105	中延	10,131	704	10,170	675
浅間台	8,891	891	9,571	783	小山	16,865	1,673	22,116	1,790
三木	13,045	627	12,282	499	大原	18,647	1,137	15,719	927
御殿山	18,896	909	24,232	1,337	宮前	9,817	937	10,920	808
城南第二	22,664	916	22,222	911	源氏前	11,272	722	12,116	793
第一日野	25,526	1,335	23,162	1,332	第二延山	30,538	1,541	29,634	1,776
芳水	22,811	1,339	22,562	1,239	後地	10,232	506	11,376	485
第三日野	22,922	1,189	23,591	1,389	戸越	13,868	653	15,095	620
第四日野	13,766	532	14,311	425	旗台	21,566	1,284	22,664	1,162
大井第一	32,047	1,647	33,356	1,807	上神明	10,405	452	10,750	371
鮫浜	13,540	692	13,655	693	清水台	7,486	191	7,166	308
山中	20,854	958	20,796	818	小山台	18,887	1,319	17,147	1,057
立会	30,067	1,492	30,784	1,605	日野学園	31,545	1,795	30,543	1,647
浜川	23,885	1,298	21,212	889	伊藤学園	23,306	870	24,213	1,015
伊藤	18,839	949	20,488	1,034	八潮学園	33,785	2,703	34,615	2,499
鈴ヶ森	29,534	1,190	29,948	1,324	荏原平塚学園	19,414	1,054	21,826	561
台場	13,890	418	13,688	493	品川学園	28,075	1,524	30,366	1,356
京陽	19,765	740	19,803	641	豊葉の杜学園	24,008	805	26,564	1,031
延山	30,139	2,208	26,551	1,862	全児童数	734,964	40,325	753,301	39,067
					1日平均	3,025	791	3,100	781
					登録参加率	31.2%	8.2%	33.0%	8.3%

(8) 勉強会および教室実施状況

(平成28年度)

	勉強会						教室																			
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	伝統文化				スポーツ					教育			ものづくり							
							茶道	書道・書き方 いけばな	囲碁	将棋	おりがみ	バスケット	テニス	バドミントン	ダンス・踊り	サッカー等	バレーボール	野球	卓球	その他スポーツ	英語ほか外国語	お話・読み聞かせ	デジカメ	パソコン	音楽・楽器	クッキング
城南	◇	◇	◇	◇	◇	◇		◆	◆	◆			◆	◆			◆	◆					◆	◆		
浅間台	◇	◇	◇	◇	◇	◇		◆	◆	◆			◆	◆	◆				◆	◆				◆	◆	◆
三木	◇	◇	◇	◇	◇		◆	◆		◆		◆	◆	◆		◆							◆	◆	◆	
御殿山	◇	◇	◇	◇			◆	◆	◆				◆	◆		◆	◆	◆		◆	◆		◆	◆	◆	
城南第二	◇	◇	◇	◇			◆	◆	◆		◆		◆	◆		◆	◆	◆		◆	◆		◆	◆	◆	
第一日野	◇	◇	◇	◇	◇	◇		◆	◆	◆	◆		◆			◆							◆	◆	◆	
芳水	◇	◇	◇	◇				◆	◆		◆	◆				◆		◆					◆	◆	◆	
第三日野	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆		◆	◆		◆	◆	◆	
第四日野	◇	◇	◇	◇	◇	◇		◆	◆	◆		◆		◆			◆	◆					◆	◆	◆	
大井第一	◇	◇	◇	◇	◇			◆	◆	◆		◆	◆			◆	◆	◆	◆				◆	◆	◆	
鮫浜	◇	◇	◇	◇		◇	◆		◆		◆		◆			◆	◆	◆	◆		◆		◆	◆	◆	
山中	◇	◇	◇	◇	◇				◆	◆		◆		◆		◆	◆							◆	◆	
立会	◇	◇	◇	◇	◇	◇		◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	
浜川	◇	◇	◇	◇	◇	◇			◆	◆		◆				◆	◆						◆	◆	◆	
伊藤	◇	◇	◇	◇	◇		◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆		◆	◆	◆	
鈴ヶ森	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆		◆	◆			◆	◆		◆		◆					◆	◆	◆	
台場	◇	◇	◇		◇	◇	◆	◆	◆	◆		◆		◆		◆		◆						◆	◆	
京陽	◇	◇	◇	◇	◇			◆	◆				◆	◆		◆	◆					◆		◆	◆	
延山	◇	◇	◇	◇	◇	◇		◆		◆	◆			◆	◆		◆	◆					◆	◆	◆	
中延	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆		◆	◆						◆	◆						◆	◆	◆	
小山	◇	◇	◇	◇		◇		◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆		◆				◆	◆	◆	
大原	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◆	◆	◆	◆					◆	◆	◆	◆				◆	◆	◆	
宮前	◇	◇	◇	◇		◇	◆		◆		◆				◆		◆						◆	◆	◆	
源氏前	◇	◇	◇	◇		◇	◆	◆	◆	◆					◆		◆						◆	◆	◆	
第二延山	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◆		◆			◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆		◆	◆	◆	◆	
後地	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆		◆	◆			◆		◆			◆	◆				◆	◆	◆	
戸越	◇	◇	◇	◇	◇		◆	◆	◆	◆			◆		◆		◆	◆	◆				◆	◆	◆	
旗台	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆		◆	◆	◆		◆	◆		◆	◆	◆	◆				◆	◆	◆	
上神明	◇	◇	◇	◇		◇		◆		◆			◆			◆		◆					◆	◆	◆	
清水台	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆		◆	◆			◆	◆	◆	◆	◆						◆	◆	◆	
小山台	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆		◆	◆	◆		◆			◆		◆	◆				◆	◆	◆	
日野学園	◇	◇	◇	◇		◇	◆	◆	◆	◆		◆			◆	◆	◆	◆		◆	◆		◆	◆	◆	
伊藤学園	◇	◇	◇	◇	◇			◆	◆	◆			◆			◆	◆	◆					◆	◆	◆	
八潮学園	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◆		◆	◆		◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆	
荏原平塚学園	◇	◇	◇	◇			◆		◆	◆					◆	◆	◆						◆	◆	◆	
品川学園	◇	◇	◇	◇	◇			◆	◆		◆	◆				◆		◆					◆	◆	◆	
豊葉の杜学園	◇	◇	◇	◇					◆	◆					◆	◆		◆					◆	◆	◆	

## 9. 子ども・若者育成支援事業

### 【(仮称) 子ども・若者計画と次世代育成支援対策推進行動計画】

#### (1) (仮称) 品川区子ども・若者計画

今日の子ども・若者を取り巻く環境は、共働き夫婦やひとり親家庭の増加、貧困問題や、就職氷河期世代の不就労状態の長期化など、目まぐるしく変化しており、その結果、ひきこもりや不登校等困難を有する子ども・若者は増加傾向にあり、子ども・若者の社会参加（居場所づくり）を促進するための支援等施策の推進が急務となっています。

こうした新たな課題に対応するため、これまで以上にきめ細やかな支援を行うため、今年度（仮称）品川区子ども・若者計画を策定し、更に品川区第3次次世代育成支援対策推進行動計画の要素を包含する形で総合的な取組を推進していきます。

＜根拠＞子ども・若者育成支援推進法

#### (2) 第3次次世代育成支援対策推進行動計画

「次世代育成支援対策推進行動計画」は、核家族化や少子化などに対応するための総合的な子育て環境づくりのための計画で、「次世代育成支援対策推進法」の10年間延長にともない、第3次行動計画（平成27年度～31年度）として、策定しています。

＜根拠＞次世代育成支援対策推進法

品川区次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

### 【品川区の取組】

#### (1) フリースペースの運営

また、平成28年5月に新設された高齢者多世代交流施設・平塚橋ゆうゆうプラザにおいては、毎週月曜日（第5月曜日、年末年始、祝日除く）に子ども若者応援フリースペースを開設し、不登校やひきこもり等子ども・若者のための居場所づくりや保護者の相談対応等を行っています。

#### (2) 講演会等庁内学習会の実施

青少年の社会的な自立を支援するため、ひきこもり等若者自立の庁内連絡会を開催し、関係各課の事業実施状況を相互に把握し、現状課題等を検討します。

平成27年度 3/17 講師 井村 良英（NPO法人育て上げネット）

テーマ 子ども・若者育成支援のための庁内ネットワークの整備

平成28年度 2/7 講師 平塚 眞樹氏（法政大学社会学部教授）

テーマ 子ども・若者育成支援施策における日欧比較

### 【東京都の連携】

東京都が実施している「東京都ひきこもりサポートネット訪問相談（アウトリーチ）」の第1次窓口としての役割を担っています。（平成26年度から実施）

【予算額】 1,276 千円



# 10. 児童相談所移管推進

平成28年5月に成立した改正児童福祉法により、児童相談所設置自治体の拡大が示され、「政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする」とされました。国は、平成29年4月の改正法の施行後5年を目途として、特別区等が児童相談所を設置できるよう、その設置にかかる支援等の必要な措置を講ずるとしています。

改正法の成立を受け、区においては「児童相談所移管推進委員会」を設置し、関係各課の協力を得て、児童相談所移管の具体的なあり方を再検討し諸課題等を整理してきましたが、今後、さらに児童相談所移管準備を進めるにあたり、平成29年度から児童相談所移管担当課長および担当を新設し、東京都との協議をはじめ、児童相談所設置区としての事務遂行体制の検討および関係機関との連携・調整を図り、早期に児童相談所の設置を目指していきます。

## (1) 品川区の児童相談所のあり方検討

品川区の児童相談所のあり方について、実務的な検討の場を設け、移管にあたっての諸課題の抽出・整理および移管に向けた具体的検討やロードマップの作成等を行うほか、専門的知見を有する有識者会議の設置等を検討します。

【予算額】 9,000千円

## (2) 専門職の育成

児童相談業務に欠かせない人材として、児童福祉司・児童心理司の育成・確保に継続的に努めていきます。

日々のケースワークにおけるOJTをはじめ、法定研修・課題別研修等の受講、ならびに東京都児童相談所への派遣等を通して、相談対応力や心理ケア等の専門能力の向上を図っていきます。

## (3) 品川区児童相談所移管推進委員会の開催

区における児童相談所の具体的なあり方を再検討し、諸課題を整理することを目的に、品川区児童相談所移管推進委員会を開催し、庁内関係各課との連携強化を図っていきます。

## (4) 先進都市の視察

平成16年の児童福祉法の改正を受け、県より移管されて児童相談所を設置した先進都市を視察し、移管にあたっての課題の抽出・整理、児童相談所の事務遂行体制の検討に活かしていきます。

【予算額】 207千円

## Ⅱ 子ども家庭支援課

### 1. 児童の各種手当

#### (1) 児童手当

##### ① 目的

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもを養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的とします。

##### ② 対象児童

養育者の住所が区内にあり、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している世帯に支給します。

##### ③ 手当額 (児童一人につき月額)

0歳～3歳未満		15,000円
3歳～小学校修了	第1・2子	10,000円
〃	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得制限以上の世帯の場合	(一律)	5,000円

##### ④ 支給方法

2月・6月・10月にそれぞれの前月分までをまとめて申請者の金融機関の口座に振込みます。

##### ⑤ 公務員の支給

公務員については、受給者が勤務する所属庁から支給されます。

##### ⑥ 所得制限 (未満) 平成29年4月1日現在

扶養親族の数	所得額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
1人増すごとに	380,000円加算

※扶養親族数には年少扶養も含まれます。

##### ⑦ 対象児童数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給対象者	38,635人	40,867人	41,261人
支給額	4,671,520,000円	4,748,900,000円	4,831,150,000円

##### ⑧ 施設に入所している児童

里親もしくは小規模住居型児童養育事業者に委託、または児童福祉法に基づく児童福祉施設

等に入所している児童、また指定発達支援医療機関に長期入院している児童（児童福祉法第27条第2項の規定に基づき都道府県が委託している子どもに限る）の児童手当は施設設置者に支給します。（里子：8人 施設入所者：26人）

⑨ 費用負担区分

給付費の国・都道府県・市町村の費用負担割合内訳

区 分		事業主	国	都	区	合計
0歳～3歳未満	非被用者		4/6	1/6	1/6	6/6
	被用者	37/45		4/45	4/45	45/45
3歳以上～ 小学6年修了前	第1・2子		4/6	1/6	1/6	6/6
	第3子以降		4/6	1/6	1/6	6/6
中 学 生			4/6	1/6	1/6	6/6
所得制限以上世帯			4/6	1/6	1/6	6/6

※0歳～3歳未満の被用者に係る国の負担については、21/45の事業主負担を含む。

⑩ 国外居住・在留資格

日本国内に住所を有しない児童、外国籍で在留資格のない養育者および児童の場合は、支給対象にはなりません。ただし、留学を目的とし国外居住しているとして認定された場合は支給対象になります。（留学の要件基準あり）（世帯数：4世帯 児童数：6人）

【予算額】 扶助費 5,081,255千円

【根 拠】 児童手当法、児童手当法の一部を改正する法律

(2) 児童育成手当・障害手当

① 目 的

区の制度で、児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

② 支給対象

区内に児童を養育している方の住所があり、以下に該当する児童の保護者に支給します。

ア. 育成手当

区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。

(ア) 父母が離婚した児童

(イ) 父または母が死亡・生死不明の児童

(ウ) 父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童

(エ) 母が婚姻によらないで生まれた児童

(オ) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童

(カ) 父または母に重度の障害がある児童

(キ) 父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童

#### イ. 障害手当

以下の障害をもつ20歳未満の児童を養育している世帯に支給します。

(ア) 中度以上の知的障害(愛の手帳1～3度程度)

(イ) 身体障害手帳1～2級程度

(ウ) 脳性麻痺、または進行性筋萎縮症

#### ③ 手当の額

ア. 育成手当 児童1人につき月額 13,500円

イ. 障害手当 児童1人につき月額 15,500円

#### ④ 所得制限限度額表(平成29年4月1日現在)

保護者の前年(1～5月までの月分の手当については前々年)の所得が扶養親族等の数に応じて、下表の限度額未満の場合に支給します。

扶養親族の数	所得額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
1人増すごとに	380,000円加算

※ 扶養親族数には年少扶養も含まれます。

#### ⑤ 支給方法

毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを申請者の金融機関の口座に振込みます。

#### ⑥ 受給件数

児童育成手当・障害手当受給者数・支給額の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
育成手当	2,457人	2,429人	2,375人
障害手当	155人	142人	152人
合計受給者数	2,612人	2,571人	2,527人
支給額	596,731,000円	585,587,000円	575,870,500円

【予算額】 扶助費 601,860千円

【根拠】 品川区児童育成手当条例,品川区児童育成手当条例施行規則

### (3) 児童扶養手当

#### ① 目的

国の制度で、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

#### ② 対象

区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む。)を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。

- (ア) 父母が離婚した児童
- (イ) 父または母が死亡・生死不明の児童
- (ウ) 父または母に引き続いて1年以上遺棄されている児童
- (エ) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (オ) 母が婚姻によらないで生まれた児童
- (カ) 父または母に重度の障害がある児童
- (キ) 父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童

③ 手当の額

申請者の所得が下表の所得制限未満の場合、所得により10円刻みで支給額が決まります。

平成28年4月から29年3月分まで	月額42,330円～9,990円
平成29年4月分以降	月額42,290円～9,980円
児童2人の場合（平成28年7月まで）	月額 5,000円加算
平成28年8月から29年3月分まで	月額10,000円～5,000円加算
平成29年4月分以降	月額 9,990円～5,000円加算
児童3人目以降1人増すごとに（平成28年7月まで）	月額 3,000円加算
平成28年8月から29年3月分まで	月額 6,000円～3,000円加算
平成29年4月分以降	月額 5,990円～3,000円加算

④ 所得制限

申請者とその配偶者、扶養義務者の前年（1～7月までの月分の手当については前々年）の所得が扶養親族数に応じて、次の表の限度額未満の場合に支給します。また、申請者および児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けているときは支給対象にならない場合があります。

児童扶養手当所得限度額表

(平成29年4月1日現在)

扶養親族等の数	申請者本人		配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
1人増すごとに	380,000円加算	380,000円加算	380,000円加算

※ 扶養親族数には年少扶養も含まれます。

⑤ 支給方法

4月、8月、12月の10日以降に振込月の前月分までを、まとめて申請者の届出の金融機関の口座に振り込みます。

⑥ 受給者数

受給者件数・支給額の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給対象者	1,789人	1,769人	1,705人
支給額	803,751,710円	794,240,550円	786,597,640円

【予算額】 扶助費 822,970千円

【根拠】 児童扶養手当法、児童扶養手当法施行規則

#### (4) 特別児童扶養手当

##### ① 目的

国の制度で、精神または身体に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

##### ② 対象

区内に住所があり、20歳未満の障害児を扶養する父母もしくは養育者に支給します。

##### ③ 手当の額

平成27年4月から平成28年3月分まで	(特児1級)	月額 51,100円
	(特児2級)	月額 34,030円
平成28年4月から平成29年3月分まで	(特児1級)	月額 51,500円
	(特児2級)	月額 34,300円
平成29年4月分以降	(特児1級)	月額 51,450円
	(特児2級)	月額 34,270円

##### ④ 所得制限

申請者とその配偶者、扶養義務者の前年（1～7月までの月分の手当については前々年）の所得が、扶養親族等の数に応じて、次の表の限度額未満の場合に支給します。

特別児童扶養手当所得限度額表

(平成29年4月1日現在)

扶養親族等の数	申請者	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
以後1人増すごとに	380,000円加算	213,000円加算

##### ⑤ 支給方法

4月、8月、11月の11日以降に振込月の前月分（11月振込みは11月分）までを、まとめて申請者の届出の金融機関の口座に振り込みます。

##### ⑥ 受給者数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
重 度	123人	111人	110人
中 度	75人	85人	90人
受給児童数	198人	196人	200人

※特別児童扶養手当の支払・認定事務は東京都が行っており、区は申請の手続き等の取り扱いのみを行います。

【根 拠】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

## 2. 子どもすこやか医療費助成事業

子どもの健全育成および保健の向上、並びに児童福祉の増進を図るため、子どもの保険診療による医療費の自己負担分および入院時食事標準負担金を助成しています。

### ① 対象となる方

ア. 区内に住所がある15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している方  
イ. 国民健康保険、社会保険等の被保険者、あるいは被扶養者であること

ただし、次に該当する場合は除きます。

(ア) 生活保護を受給しているとき

(イ) 子どもが乳児院などの施設に入所しているとき

(ウ) 子どもが里親・ファミリーホーム等に委託されているとき

### ② 医療証交付件数と受診件数

医療証交付件数・受診件数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
交付件数	42,792件	44,286件	45,610件
受診件数	758,334件	776,513件	826,168件
医療助成額	1,416,315,873円	1,458,627,922円	1,537,995,009円

【予算額】 扶助費 1,582,931千円

【根拠】 品川区子どもの医療費の助成に関する条例

### 3. 女性福祉

女性は一般的な社会問題に加え、女性であるが故の多くの問題を抱えています。女性の中には急速に変化する社会、生活環境の複雑化に適応することが困難で、経済的に不安定な生活を余儀なくされている人もいます。平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成25年題名改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)が施行され、夫からの暴力に悩む女性に対する相談・援助が保証され、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われています。

そうした女性に対し、生活上、社会上の悩みごとを速やかに解消し、また経済的に自立を図り社会的に安定した生活が営まれるように、区では次の事業を行い、女性福祉の向上と自立の促進を援助しています。

#### (1) 婦人相談

婦人相談員を設置し、次の相談等を行っています。

##### ① 各種相談

- ア. 生活上、職場上など人間関係の悩みごと
- イ. 職業等の経済的な悩みごと

##### ② 施設への入所

緊急に保護を必要とするとき、一時的な施設入所を行っています。

○婦人相談の実施状況

複数の問題で相談に訪れた場合、一番大きな問題を主訴として計上しています。

相談内容 年度	人間関係				経済関係			医療・健康関係	住宅関係	職業関係	施設入所	その他	計 〔人(延)〕
	夫婦関係	親族関係その他	恋愛・男女関係	職場・近隣関係	女性福祉資金	生活困窮	借金・サラ金						
26	298	47	2	2	1	149	3	81	144	67	70	42	906
27	284	47	1	6	4	160	3	85	128	37	38	30	823
28	98	28	10	2	0	28	7	62	30	0	9	64	338

#### (2) 女性福祉資金の貸付

配偶者のない女子等の経済的自立の助成を目的として、婦人相談員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。

貸付対象

ア. 引き続き6月以上東京都の区域内に住所を有し、かつ現に品川区内に住所を有している人  
(ア)25歳以上の人で、配偶者がいないか、または配偶者の扶養を受けられない人で

- ① 親・子・兄弟姉妹などを扶養している人
- ② 親・子・兄弟姉妹などを扶養していない人で、所得が3,580,000円以下の人

(イ)25歳未満の人で、配偶者がいないか、または配偶者の扶養を受けられない人で、

- ① 親・子・兄弟姉妹などを扶養している人



イ. 上記にあてはまらない人で、特に貸し付けの必要があると認められる人

○女性福祉資金貸付状況

貸付種別	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
修学資金		6	3,852,000	3	1,560,000	2	768,000
就学支度資金							
計		6	3,852,000	3	1,560,000	2	768,000

※平成25年度より修学資金、就学支度資金のみ貸付 (円)

品川区女性福祉資金一覧

平成29年度

資金の種類		貸し付けの限度額 (円)							
	種別	月 額							
		1年	2年	3年	4年	5年			
1	修学資金	高校	国立または公立	22,000	22,000	22,000			
			私立	34,000	34,000	34,000			
		高专	国立または公立	22,000	22,000	22,000	46,000	46,000	
			私立	34,000	34,000	34,000	56,000	56,000	
		短大	国立または公立	47,000	47,000				
			私立	56,000	56,000				
		大学	国立または公立	47,000	47,000	47,000	47,000		
			私立	60,000	60,000	60,000	60,000		
		専修学校	国立	高等課程	22,000	22,000	22,000		
				専門課程	47,000	47,000			
				一般課程	28,000	28,000			
			私立	高等課程	34,000	34,000	34,000		
	専門課程			56,000	56,000				
一般課程	28,000	28,000							
2	就学支度金	小学校						39,400	
		中学校						46,000	
		高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校 または各種学校						100,000	
		(1) 私立の高校または専修学校の高等課程へ入学する場合						240,000	
		2 国立の大学、短大または専修学校の専門課程 //						380,000	
3 私立の大学、短大または専修学校の専門課程 //						390,000			

## 4. 家庭福祉

社会経済の急速な変化のために、家庭内で多くの問題が発生しています。例えば、夫婦、親子嫁姑等の間に生ずる悩み等は、早期に支援して家庭生活の崩壊を未然に防ぐ必要があります。

これらの悩みごとを解決し、家庭内の人間関係の調整と家庭福祉の向上を図るため、親身になって相談を受け、問題のよりよい解決のための助言にあたります。

### (1) 家庭相談

専門の家庭相談員が夫婦関係、嫁と姑の関係、離婚や相続・養育費の問題など、さまざまな家事案件について相談をお受けしています。

相談日は週3日で、事前予約でお受けしています。

○家庭相談の実施状況 (延件数)

相談内容	性別	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
人間関係	夫婦関係	11	79	90	10	70	80	9	84	93
	親子関係	2	4	6	1	1	2	0	3	3
	嫁しゅうとの関係	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	同居人との関係	0	3	3	0	1	1	0	0	0
	恋愛男女関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	7	8	1	16	17	3	8	11
	小計	14	94	108	12	88	100	12	95	107
身分関係	認知・親権	4	11	15	3	13	16	1	12	13
	養育	1	5	6	1	6	7	0	1	1
	扶養	0	1	1	0	1	1	0	1	1
	婚姻	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	離婚	12	65	77	10	63	73	10	76	86
	相続	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1	1	0	5	5	1	2	3
	小計	17	83	100	14	88	102	12	92	104
就職	就職	0	13	13	0	8	8	9	0	9
	内職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	小計	0	13	13	0	8	8	9	2	11
経済	家計	0	3	3	0	11	11	0	12	12
	住宅	0	4	4	0	1	1	0	3	3
	医療費	0	1	1	0	0	0	0	2	2
	貸付金等	0	0	0	0	0	0	0	25	25
	その他	1	19	20	8	26	34	0	0	0
	小計	1	27	28	8	38	46	0	42	42
その他	子供の躾と教育	6	26	32	8	21	29	8	45	53
	老後問題	0	3	3	0	1	1	0	1	1
	生活態度	1	0	1	0	0	0	0	1	1
	その他	5	9	14	6	19	25	1	13	14
	小計	12	38	50	14	41	55	9	60	69
合計	44	255	299	48	263	311	42	291	333	
相談実件数	14	95	109	11	88	99	15	105	120	

## 5. ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭の多くは社会的、経済的に弱い立場に置かれることから、精神的にも不安定な状態を抱えながら生活せざるを得ない状況にあります。そのため、経済的な問題のほか、子どもの養育、住宅、就労等さまざまな問題が重なり、児童の健全な育成がそこなわれている場合もみられます。

この様な状況に対応するため、国においては昭和28年「母子福祉資金の貸付等に関する法律」を制定し、以降法律の整備が行われ、昭和57年に「母子及び寡婦福祉法」となり母子福祉行政の一層の充実が図られるにいたりました。平成14年には父子家庭も法律の保護となる対象となり、平成26年「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と法律の題名改正が行われ、ひとり親家庭への支援強化をめざし、総合的な施策が規定されました。

これら法律の理念は、国・地方自治体の責任を明らかにし、すべての母子及び父子家庭には、児童がおかれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母親や父親の健康で文化的な生活とが保障されるべきことを規定しています。

区ではこの理念の具体化を図り、ひとり親家庭の福祉推進のため、次の諸施策を行っています。

### (1) ひとり親家庭相談

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、常勤の母子・父子自立支援員を配置し、就労問題や教育問題など、ひとり親家庭の抱えているさまざまな問題について相談に応じ、自立のための援助を行っています。

○母子相談の実施状況

同一人物が異なる相談事項について数回来所した時は、それぞれ計上しています。

年度	相談内容	住宅	医療	就職	生活	教育	母子福祉資金	父子福祉資金	児童扶養手当	生活保護	生活援助	母子生活支援施設	公営住宅	ひとり親家庭	休養ホーム	その他	計(件)
26		88	42	112	85	89	288	7	75	29	95	58	42	1,149	1	2,160	
27		61	20	89	82	69	290	16	54	23	84	62	29	1,149	0	2,028	
28		12	17	85	157	45	290	21	16	16	63	60	0	1,256	0	2,038	

### (2) 母子・父子福祉資金貸付

20歳未満の子ども等を扶養している母子および父子家庭の経済的自立の助成と児童の福祉の増進を目的として、母子・父子自立支援員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。

#### ① 貸付対象

○現に東京都内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父等で、20歳未満のお子さん等を扶養している人

※連帯保証人が一人必要です。

#### ② 償還方法

○償還期間内に元利均等払

○支払いは、年賦、半年賦、月賦

③ 違約金

○指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算した元利金につき年5.0%の違約金が徴収されます。

○母子・父子福祉資金の貸付状況

貸付種別		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金				1	1,200,000	1	2,830,000
事業継続資金						1	890,000
修学資金	計	90	42,646,800	74	35,811,000	69	36,694,998
	高等学校	4	1,185,000	2	900,000	4	1,497,000
	短大・専修学校	25	10,080,000	20	8,085,000	19	9,849,000
	大学	61	31,381,800	52	26,826,000	46	25,348,998
技能習得資金							
就職支度資金							
生活資金		7	2,223,000	5	1,545,000	5	1,236,000
住宅資金							
就学支度資金	計	26	14,302,920	13	7,460,000	14	3,788,350
	小・中学校						
	高等学校	3	942,920	1	420,000	4	1,070,350
	短大・専修学校	11	6,280,000	2	1,180,000	4	928,000
	大学	12	7,080,000	10	5,860,000	6	1,790,000
医療介護資金							
修業資金		1	408,000	1	816,000		
転宅資金		4	1,040,000	1	260,000	3	743,867
結婚資金							
特例児童扶養資金							
合計		128	60,620,720	95	47,092,000	93	46,183,215

(円)

# 資 金 一 覧

本一覧において「児童」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳未満のお子さん等をいいます。  
「子」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳以上のお子さん等をいいます。

(平成29年4月1日)

資 金 の 種 類			貸 付 の 条 件			
資金の名称	貸付利用対象	貸付金の内容	貸付限度額 (この金額内で必要額を貸付)	据置期間	償還期限(最長) ※据置期間経過後	
事業開始資金	母・父	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	母子家庭の母又は 父子家庭の父等の共同事業の場合 2,850,000円 4,290,000円	貸付けの日から 1年間	7年以内	
事業継続資金	母・父	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,430,000円	貸付けの日から 6か月	7年以内	
技能習得資金	母・父	母又は父が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(授業料、入学金など)	知識技能を習得する期間中(5年以内) 月額68,000円 自動車運転免許を習得する場合 460,000円	知識技能習得 期間満了後 1年間	20年以内	
*1 修業資金	—	児童 児童又は子が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(授業料、入学金など)	知識技能を習得する期間中(5年以内) *1 月額68,000円 高校3年在学時に就職を希望する児童又は子が自動車運転免許を習得する場合 460,000円	知識技能習得 期間満了後 1年間	6年以内	
就職支度資金	母・父	児童 就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	100,000円 通勤のために自動車を購入する場合 330,000円	貸付けの日から 1年間	6年以内	
医療介護資金	医療分	児童 母、父又は児童が、医療を受けるために必要な資金(ただし、医療を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)	医療 特別(所得税非課税世帯の方) 340,000円 480,000円	医療又は介護を 受ける期間満了後 6か月	5年以内	
	介護分	— 母又は父が、介護保険によるサービス(介護)を受けるために必要な資金(ただし、介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)	介護 500,000円			
生活資金	技能習得期間中	— 技能習得期間中(貸付期間5年以内)の生活を維持するために必要な資金	技能習得期間中 月額141,000円	知識技能習得期間 満了後6か月	20年以内	
	医療介護期間中	— 医療又は介護を受けている期間中(ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)の生活を維持するために必要な資金	医療介護期間中 月額103,000円 (生計中心者でない場合 69,000円)	医療又は介護期間 満了後6か月	5年以内	
	生活安定貸付	母・父 母子家庭又は父子家庭等になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金(貸付期間3か月以内)	生活安定期間中 月額103,000円 (生計中心者でない場合 69,000円) 養育費取得のための裁判費用の場合 (12月相当)1,236,000円	生活安定貸付期間 満了後6か月	8年以内	
	失業期間中	— 失業している期間中の生活を維持するために必要な資金(ただし、離職した日の翌日から1年以内)	失業期間中 月額103,000円 (生計中心者でない場合 69,000円)	失業貸付期間 満了後6か月	5年以内	
住宅資金	母・父	— 自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修(構造部分の修繕)又は保身に必要な資金	1,500,000円	貸付けの日から 6か月	6年以内	
			災害、老朽等による増改築及び住宅建設・購入の場合 2,000,000円		7年以内	
転宅資金	母・父	— 転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金 (貸付けの対象となるのは新居住地が都内の場合です。契約前に、新居住地の窓口にご相談ください。)	260,000円	貸付けの日から 6か月	3年以内	
結婚資金	—	児童・子 児童又は子の婚姻に際し必要な資金	300,000円	貸付けの日から 6か月	5年以内	
*1.2.3 修学資金	—	児童・子 児童又は子が高校、短大、大学、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金(授業料、施設費、通学費、教科書代など) ※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。	学校・学年別貸付限度額をご覧ください。	貸付けによる修学 終了後6か月	20年以内 専修学校(一般) は5年以内	
*2.3 就学支度資金	—	児童 児童が小学校、中学校に入学するために必要な資金(所得税非課税世帯の方)	小学校入学者 40,600円 中学校入学者 47,400円	中学卒業後 6か月	20年以内 専修学校(一般) は5年以内	
		— 児童又は子が高校、短大、大学、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金(入学金、制服代など) ※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。	専修学校(一般課程)又は公立の高等学校、若しくは専修学校(高等課程)に入学する場合 160,000円 私立の高等学校又は専修学校(高等課程)に入学する場合 420,000円			貸付けによる修学 終了後6か月
		—	国公立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に入学する場合 380,000円	貸付けによる知識技能 習得終了後6か月		
		—	私立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に入学する場合 590,000円			
—	— 知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	100,000円	貸付けによる知識技能 習得終了後6か月	5年以内		

\*1 高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学中又は修業施設で知識技能習得中の児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日に達したことにより、児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、金額に児童扶養手当額を加算した額が貸付限度額になります。

\*2 修学資金及び就学支度資金の貸付対象は、学校教育法に規定する高等学校及び大学等に限ります。

\*3 修学資金及び就学支度資金の項中、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含みます。

## 修学資金の学校・学年別貸付限度額

(月額、単位：円)

学 校 種 別			1年	2年	3年	4年	5年
高 等 学 校 中 等 教 育 学 校 (後期課程) 専修学校(高等課程)	国公立	自 宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私 立	自 宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高 等 専 門 学 校	国公立	自 宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自 宅	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
短 期 大 学 専 修 学 校 (専門課程)	国公立	自 宅	67,500	67,500			
		自宅外	76,500	76,500			
	私 立	自 宅	79,500	79,500			
		自宅外	90,000	90,000			
大 学	国公立	自 宅	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外	76,500	76,500	76,500	76,500	
	私 立	自 宅	81,000	81,000	81,000	81,000	
		自宅外	96,000	96,000	96,000	96,000	
専修学校(一般課程)			48,000	48,000			

- 1 学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。
- 2 一般課程とは、修業年限2年未満の専門課程と一般課程をいいます(就学支度資金も同様)。
- 3 継続貸付の場合は、貸付決定時の限度額が適用されます。

### (3) ひまわり荘（母子生活支援施設）

#### ① 目的

ひまわり荘は児童福祉法に基づき、配偶者のない女性（母親）と扶養されている20歳未満の児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する施設です。

これらの母子に対してさまざまな援助を行い、母親の生活の安定や、児童の健全育成を目指すなど、入所者の福祉を増進し、自立のための支援を行っています。

#### ② 事業内容

- ア. 家事、家計管理、育児保健など日常生活上の相談にのり、必要に応じて手伝う。
- イ. 就労に関する援助をし、経済的安定の支援をする。
- ウ. 学習・文化的活動として料理教室、各種講習会を開催する。
- エ. 退所にそなえ、都営住宅募集紹介等援助する。

#### ③ 予算額 75,460千円

#### ④ 入所状況（平成29年4月1日現在）

10世帯25人が入所しています。

##### ア. 母子世帯となった原因

原因	死別	離別	遺棄	未婚	その他
世帯数	0	6	0	2	2

注：入所時とは状況が変化しています。

##### イ. 在所期間

期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
世帯数	7	3	0	0	0	0

##### ウ. 母親の職業

職業	常勤			パート					無職
	営業	事務	その他	事務	調理	接客	自営	その他	
人数	0	2	1	2	0	1	0	1	3

##### エ. 母親の年齢構成

年齢	～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
人数	2	0	5	3	0

オ. 階層区分

階層	利用料	世帯数	人員
A・B	0	9	23
C 1	2,200	0	0
C 2	3,300	0	0
D 1	4,500	0	0
D 2	6,700	0	0
D 3	9,300	1	2
D 4	14,500	0	0
合 計		10	25

カ. 児童の状況

年齢	人員
0歳～2歳	5
3歳～5歳	8
小1～小3	2
小4～小6	0
中1～中3	0
高1～高3	0
その他	0
合 計	15

キ. 退所の要因（世帯）

事由	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	結 婚	0	0	0
復 縁	0	0	0	
実家に同居	1	0	2	
公営住宅入居	2	1	3	
民間アパート入居 および住み込み	4	6	3	
そ の 他	0	0	0	
合 計		7	7	8



## 6. ひとり親家庭支援事業

### (1) ひとり親家庭休養ホーム事業

母子家庭または父子家庭の親子がレクリエーションと休養のために、区が指定した宿泊、日帰り施設を無料または低料金で利用できます。平成25年度より、年度内宿泊1泊、日帰り1回、または日帰り2回の利用になります。

○ひとり親家庭休養ホームの利用状況 (延人数)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用人員	1,840人	1,802人	1,713人

○指定施設一覧

平成29年4月1日現在

宿泊施設	〒	所在地
鴨川シーワールドホテル	296-0041	千葉県鴨川市東町1464-18
うたゆの宿熱海四季ホテル	413-0032	静岡県熱海市梅園町21-7
丸 弥 荘	401-0301	山梨県南都留郡富士河口湖町船津594
国民宿舎 伊豆熱川荘	413-0302	静岡県加茂郡東伊豆町奈良本969-1
国民宿舎 両神荘	368-0202	埼玉県秩父郡小鹿町両神小森707
区民保養所 品川荘	414-0038	静岡県伊東市広野1-3-17
区民保養所 光林荘	321-1445	栃木県日光市細尾町676-1

日帰り施設	〒	所在地
東京サマーランド	197-0832	東京都あきる野市上代継白岩600
サンリオピューロランド	206-8588	東京都多摩市落合1-31
東京ディズニーランド・東京ディズニーシー	279-8512	千葉県浦安市舞浜1-1
鴨川シーワールド	296-0041	千葉県鴨川市東町1464-18
大江戸温泉物語	135-0064	東京都江東区青海2-6-3
よみうりランド	206-8725	東京都稲城市矢野口4015-1
浦安万華郷	279-0013	千葉県浦安市日の出7-3-12

【予算額】 4,926千円

### (2) ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭の経済的、精神的不安の軽減や自立支援に向けた取り組みとして、児童への個別の学習指導や進路相談を実施することにより、学習の習慣づけや進学意欲の向上を目指します。平成29年度は、通年コースと夏期・冬期集中コースを実施します。

○対象者 ひとり親家庭の児童

通年コース (小学校5年生～6年生10人、中学生・高校生30人)

夏期・冬期集中コース (中学生・高校生30人)

○実施期間 通年コース土曜日午後 (計20回) 夏期・冬期集中コース (全10回)

○実施内容 大学生や社会人のボランティアによる個別学習支援、進路相談

	平成26年度 (通年実施20日間)			
	小学生	中学生	高校生	計
登録数	12人	23人	7人	42人
延人数	126人	232人	37人	395人

	平成27年度							
	(通年実施20日間)				(夏期休業期間中5日間)			
	小学生	中学生	高校生	計	小学生	中学生	高校生	計
登録数	13人	21人	12人	46人	16人	18人	7人	41人
延人数	187人	201人	96人	484人	63人	73人	30人	166人

	平成28年度						
	(通年実施20日間)				(夏期・冬期休業期間中10日間)		
	小学生	中学生	高校生	計	中学生	高校生	計
登録数	10人	21人	12人	43人	24人	10人	34人
延人数	92人	158人	116人	366人	119人	59人	178人

【予算額】 3,120千円

### (3) ひとり親家庭一時介護事業

母子家庭や父子家庭が、一時的な傷病などのため、日常生活を営むのに支障がある場合に掃除や洗濯など日常生活に必要な介護を行う事業です。

- ① 一回2時間以上8時間以内、1日二回まで。年度内40時間以内
- ② 介護内容は、掃除・洗濯・買物・育児など日常生活の世話
- ③ 介護人は、公益社団法人品川区シルバー人材センターおよび品川区ひとり親家庭福祉協議会に委託しています。

介護人派遣の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
派遣件数	9件	7件	2件
派遣延日数	20日	26日	3日
派遣延時間数	67時間	92時間	7時間

【予算額】 270千円

### (4) ひとり親家庭等医療費助成

#### ① 目的

ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

## ② 内 容

### ア. 助成対象

区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む。）を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に、父・母または養育者および児童の保険診療による医療費の自己負担分（入院時食事負担金を除く）の一部または全部を助成します。

- (ア) 父母が離婚した児童
- (イ) 父または母が死亡・生死不明の児童
- (ウ) 父または母に一年以上続いて遺棄されている児童
- (エ) 父または母が法令により一年以上拘禁されている児童
- (オ) 母が婚姻によらないで生まれた児童
- (カ) 父または母に重度の障害がある児童
- (キ) 父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童

イ. ただし（ア）～（キ）のいずれかに該当している場合でも、次の場合は対象外です。

- (ア) 生活保護を受けている。
- (イ) 児童が施設に入所している。
- (ウ) 児童が里親、ファミリーホームに委託されている。

ウ. 所得制限（未満）（平成29年4月1日現在）

扶養人数	本人所得額	扶養義務者
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
以後扶養人数一人増すごとに38万円加算		

### エ. 助成範囲

健康保険各法の規定により一部（10％）の自己負担により受診できます。ただし、受給者および扶養義務者の前年の特別区民税・都民税が非課税の場合は、一部自己負担はありません。

### オ. 助成方法

都内の医療機関では、健康保険証と区の発行したひとり親家庭医療証を提示することにより、医療費の一部自己負担もしくは全額を支払わずに受診できます。ただし、契約外および都外の医療機関で受診した場合は、直接所管課に申請をすることで助成が受けられます。

## ③ 助成状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給世帯	1,897世帯	1,837世帯	1,763世帯
対象者数	2,528人	2,447人	2,376人
診療件数	37,676件	37,938件	37,369件
支給額	92,092,133円	93,710,808円	90,298,704円

【予算額】 扶助費 97,617千円

【根 拠】 品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

## (5) ひとり親家庭自立促進事業

### ① ひとり親家庭パソコン教室

託児付パソコン講習会を開催し、パソコン操作技術を習得することにより、就労機会を得やすくするほか、仕事のレベルアップを図り、ひとり親家庭の自立の促進を行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	15回	15回	15回
受講延人数	169人	144人	138人

【予算額】 800千円

### ② 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

児童扶養手当の受給者で雇用保険法の教育訓練給付の受給資格を有しない母子家庭の母または父子家庭の父に、就業に結びつく可能性の高い講座の受講費用の60%相当額（12,001円以上20万円以下）を助成し、主体的な能力開発への取り組みを支援しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
講座指定件数	0	0	0
支給件数	0	0	0

【予算額】 240千円

### ③ 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

児童扶養手当の受給者で就業と修業の両立が難しい母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に結びつく可能性の高い資格を取得するために養成機関(1年以上)に通う間の生活費相当分を一部助成し、自立を促進しています。また、平成28年度入学生より支給期間の上限が、2年から3年に変更になりました。

高等職業訓練促進給付金は、非課税世帯は月額10万円、課税世帯は月額7万5千円の支給となります。

さらに、養成機関修了後に高等職業訓練修了支援給付金を非課税・課税世帯に応じて5万円あるいは2万5千円支給します。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
訓練促進給付金	3	1	3
修了支援給付金	2	0	1

【予算額】 4,496千円

④ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者等で就労意欲のある母子家庭の母または父子家庭の父に、専門の就労相談員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラムを策定、就労までの相談や求職活動の助言およびハローワークへの同行等を行い、自立・就労を支援しています。

	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	母子	父子	計	母子	父子	計	母子	父子	計
相談者総数(延べ) ※( )内は電話相談 (再掲)	149 (37)	0 (0)	149 (37)	163 (46)	4 (1)	167 (47)	178 (43)	7 (1)	185 (44)
自立支援プログラム 策定件数	25	0	25	30	2	32	23	1	24
就職件数	24	0	24	30	0	30	25	0	25
職業訓練受講支 援件数	2	0	2	0	0	0	1	0	1

【予算額】 2,862千円

## 7. 低所得者の福祉

### 入院助産

入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、その費用を支払うことが困難な妊産婦を指定助産施設に入所させて助産を行っています。

1月から6月は前々年分・7月から12月は前年分の所得税が8,400円以下の世帯を対象としています。

#### ○入院助産の実施状況

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
実 施 件 数		7件	8件	6件
助産施設	都立病院	2件	4件	3件
	私立病院	5件	4件	3件
	国立病院	0件	0件	0件
	助産所	0件	0件	0件

【予算額】 3,647千円

## 8. ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい方（提供会員）と受けたい方（依頼会員）からなる会員組織を創設し、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。

### 【ファミリー・サポート・センター活動状況】

#### ① 平塚ファミリー・サポート・センター（品川区立家庭あんしんセンター）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
提供会員数	255人	229人	225人
依頼会員数	2,103人	2,386人	2,331人
提供兼依頼会員数	21人	10人	11人
活動件数	3,299件	3,883件	2,920件

【予算額】 11,094千円

#### ② 大井ファミリー・サポート・センター（品川区社会福祉協議会）

区内で2か所目となるファミリー・サポート・センターを平成19年10月に開設。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
提供会員数	201人	207人	209人
依頼会員数	1,521人	1,766人	1,828人
提供兼依頼会員数	26人	26人	25人
活動件数	4,439件	4,671件	4,789件

【予算額】 11,502千円

## 9. 奨学金貸付事業

### 【目的および対象】

修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者およびその保護者に対し、修学上必要な奨学金を貸し付け、もって有用な人材を育成することを目的としています。

対象は、品川区に住所を有し高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）に入学を許可された方とその保護者です。（大学生は対象外）

### 【概 要】

#### (1) 貸付金額（平成 29 年度生）

	公 立	私 立
在 学 資 金	月額 0 円 *就学支援金の支給期間中 貸付停止	月額 15,000 円 *就学支援金の支給期間中 減額調整
入学準備金	70,000 円	200,000 円

※在学資金（月額）は「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正があった場合、年度単位で変更になることがあります。

※入学準備金は、在学資金申請者の保護者で希望する方に貸付けます。

#### (2) 貸付期間

在学する学校の正規の修学年限

#### (3) 返還期間

在学資金は貸付終了年度から 1 年間の据え置き後、15 年以内  
入学準備金は貸付後、入学年度を含めて 3 年以内

#### (4) 貸付者数

奨学金（在学資金）貸付予定者  
5 人（公立 0 人 私立 5 人）

### 【実 績】

#### (1) 奨学金（在学資金）貸付者（平成 29 年 3 月 31 日現在貸付者数）（人）

	公 立	私 立	合 計
平成 26 年度生	0	2	2
平成 27 年度生	0	3	3
平成 28 年度生	0	0	0
合 計	0	5	5

(2) 入学準備金貸付者（平成 29 年 3 月 31 日現在貸付者数）（人）

	公 立	私 立	合 計
平成 27 年度生 の保護者	2	3	5
平成 28 年度生 の保護者	0	0	0
平成 29 年度生 の保護者	0	1	1
合 計	2	4	6

(3) 奨学金貸付基金（平成 29 年 3 月 31 日現在）

41,353,300 円

(4) 年度別実績（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
貸付金額（千円）	1,820	1,080	1,100
返還予定額（千円）	103,409	88,610	68,769
返還収入額（千円）	66,371	58,641	39,418
返還率（%）	64.2	66.2	57.3
返還者数（人）	781	722	673

【予算額】 16,969 千円

【根 拠】

品川区奨学金貸付条例

品川区奨学金貸付条例施行規則

品川区奨学金貸付基金条例

品川区奨学金運営委員会条例



## 10. 子どもの未来応援事業

### (1) 子どもの未来応援プロジェクト

「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年 6 月制定）」、「子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年 8 月閣議決定）」を受け、28 年度より「子どもの未来応援プロジェクト検討委員会」を設置。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されたり、親の経済状況が世代を超えて連鎖することがないように、環境整備や教育の機会の均等を図るための施策を検討しています。29 年度は下記の 2 事業等を立ち上げます。

### (2) 低所得世帯向け学習支援（未来を拓く学習支援）※新規事業

大学や専門学校進学を目指す低所得世帯の高校生に対し、自習の場や学習指導を受ける機会を提供することで、受験までの精神的サポートも含めた支援を行います。併せて、親への進学資金準備に向けた支援も行います。

○対象 ①②計 10 組程度

①ひとり親家庭・生活困窮者学習支援に参加し進学を目指す高校生と親

②生活保護・生活困窮世帯で進学を目指す高校生と親

○内容 ①大学生等学習ボランティアがサポートする自習室の開放（週 5 日、3 時間）

②NPO 法人講師による学習指導・進路相談（週 2 日、2 時間）

③区相談員を含めた親・子面談の実施（年 4 回程度）

④子どもの交流および施設見学の実施

【予算額】 4,320 千円

### (3) 子ども食堂ネットワーク構築支援 ※新規事業

地域のコミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂の開設を支援し、フードバンク機能などの地域のネットワークを構築します。

○対象

区内で子ども食堂を開設している者、子ども食堂に関心がある区民・事業者、食材・資材等の提供希望者・事業者

○内容 ①しながわ子ども食堂フォーラムの開催

②(仮称)子ども食堂ネットワークの構築

【予算額】 1,610 千円

## Ⅲ 保育課

### 1. 保育園等の利用認定

平成27年4月から開始された子ども・子育て支援新制度に伴い、保育園等を利用するには、「認定」を受ける必要があります。

#### (1) 認定の種類

認定の種類は、大きく分けて利用希望施設と年齢によって区分されています。

なお、下記に含まれない認証保育所、認可外保育施設のみを利用希望の場合は、認定申請の必要はありません。

利用希望施設	要件	認定	年齢	区分
幼稚園（※） 認定こども園（幼児教育部門）	幼稚園等を利用希望する場合	教育標準時間	満3歳以上	1号認定
保育園 認定こども園（保育園部門） 地域型保育事業	<u>保育が必要な事由</u> に該当し、保育園等を利用希望する場合	保育標準時間	満3歳以上	2号認定
		保育短時間	満3歳未満	3号認定

※新制度に移行しない私立幼稚園の利用に際しては認定の必要はありません。

#### (2) 認定の内容

##### ① 支給認定区分

保育園等を利用希望（もしくは利用中）の場合、年齢に応じて3歳以上を2号認定、3歳未満を3号認定としています。

##### ② 保育の必要性の事由、保育必要量および有効期間

保育の必要性の事由に応じて、保育必要量・有効期間が決まります。

保育が必要な事由	保育必要量	有効期間
就労／介護・看護 就学・職業訓練	標準時間もしくは短時間	小学校就学までの間、左記の事由により保育を必要とする期間
疾病・障害	(原則) 短時間	
妊娠・出産	標準時間もしくは短時間	出産予定月を挟んだ前後2カ月間（計5カ月）
災害復旧		災害の復旧活動に従事する期間
児童虐待・DV		左記の事由により保育が困難と認められる期間
求職活動	短時間	利用希望月から2カ月間
育児休業		育児休業の対象児童が1歳になる年度の年度末まで

##### ③ 保育必要量

保育を必要とする時間に応じて、保育標準時間（1日8時間超）と保育短時間（1日8時間以下）に区分けされています。

区分	保育標準時間	保育短時間
保育必要量	保育を必要とする時間が、1日8時間を超える場合	保育を必要とする時間が、1日8時間以内の場合
保育利用時間	保育園等の基本開所時間(7時30分～18時30分)のうち、最大11時間	保育園等の基本開所時間(7時30分～18時30分)のうち、8時間以内

(3) 年齢別認定数 (人)

認定区分		平成28年度	平成29年度
1号認定	3歳児	12	17
	4歳児	343	344
	5歳児	352	369
	計	707	730
2号認定	3歳児	1,763	1,928
	4歳児	1,460	1,743
	5歳児	1,311	1,491
	計	4,534	5,162
3号認定	0歳児	1,037	1,126
	1歳児	2,135	2,319
	2歳児	2,043	2,295
	計	5,215	5,740
総計		10,456	11,632

## 2. 認可保育園

### (1) 保育園の目的と事業概要

#### ① 保育園の目的

保育園は、子ども・子育て支援法および児童福祉法に基づき、保護者が労働や疾病などのため乳幼児の保育を必要としているとき、保護者に代わって保育する施設であり、児童の発達と保護者の就労を支援する施設です。

近年、ライフスタイルや就労形態の変化に伴い保育ニーズが多様化しています。保育園では、延長夜間保育、病後児保育など多様な保育ニーズに対応する一方、在宅子育て家庭への支援にも積極的に取り組み、子育てしやすい地域づくりに向け、身近な地域の子育て施設「チャイルドステーション」としての役割を担っています。

また、就学前の乳幼児教育を一層充実するため、幼稚園と保育園の窓口を一本化し、幼保一体化に取り組むなど小学校へのスムーズな接続の確保を目指しています。

#### ② 施設整備の現況

認可保育園は、公立46園（幼保一体施設5園およびぷりすくーる西五反田、ひろまち保育園、ひがしやつやま保育園を含む）と私立47園の計93園で、認可定員は、3歳未満3,529人、3歳以上4,886人の計8,415人です。

#### ③ 認可保育園の保育概要

区では、午前7時30分から午後6時30分までの基本保育に加え、全園で午後7時30分までの延長保育を実施するほか、午後8時までの延長保育を私立5園で、午後8時30分までの延長保育を公立7園私立36園で、午後9時までの延長保育を私立2園で、午前7時30分より前の早朝延長保育を私立7園で実施し、また、午後10時までの延長夜間保育を公立6園で実施しています。

あわせて、都市型の保育ニーズに対応した休日保育や病後児保育などにも取り組んでいます。

また、最近保護者の関心が高い、幼児教育を重視したカリキュラムを取り入れ、子ども達が楽しい園生活の中で心身ともに健やかに育つよう、保育内容の充実に努めています。

#### ④ 私立認可保育園の開設支援

認可保育園の新規開設を待機児童解消のための主要な事業として位置づけ、社会福祉法人、株式会社等の民間活力を活用し、積極的に誘致することにより、平成29年4月に9か所、8月と10月にそれぞれ1か所ずつ保育園を開設します。

なお、平成22年度から平成28年度の7年間に、4,463人の受け入れ枠を拡大しています。

補助事業内容として、保育対策総合支援事業補助金による開設前家賃補助と改修経費補助および上乗せ補助として東京都独自の補助制度である待機児童解消支援事業を活用します。

また、東京都は待機児童解消を図るため「待機児童解消に向けた緊急対策」を提言し、これまで区独自の補助制度として実施していた開設後の家賃補助を創設しました。この補助制度を活用し、家賃が高い都心部での保育園開設を誘致します。

さらに区の単独補助として、開設準備補助対象経費の事業者負担分のうち半額を補助し、更なる保育園開設を進めます。

名 称	所 在 地	定員	設 置 者
青物横丁えほん保育園	東品川4-8-8	80	(株)アンジェリカ
えがおの森保育園・かつしま	勝島1-6-32	73	(株)千趣会チャイルドケア
大空と大地のなーさりい東五反田園	東五反田4-7-20	108	(株)キッズコーポレーション
キッズガーデン北品川	北品川6-7-22	90	(株)Kids Smile Project
キッズガーデン南大井	南大井6-26-2	90	(株)Kids Smile Project
このえ中延保育園	中延6-1-19	70	(株)なないろ
西大井えほん保育園	西大井6-7-1	80	(株)アンジェリカ
ひがしおおいさくらさくほいくえん	東大井2-11-4	64	(株)ブロッサム
まなびの森保育園西大井	西大井1-4-1	100	(株)こどもの森
(仮) モニカ荏原中延園 (8月開設)	東中延1-6-2	60	(株)モニカ
(仮) にじいろ保育園南大井 (10月開設)	南大井1-16	72	(株)サクセスアカデミー

## (2) 保育園の対象者と入園事務

### 【保育園の対象者】

保育園は、保護者が就労や病気などの理由で、お子さんの保育を必要とする場合に利用できる施設です。利用申込みができるのは、保護者が次のいずれかの、お子さんの「保育を必要とする事由」に該当する場合です。

- ① 月12日以上かつ1日あたり4時間以上の就労を常態とすること
- ② 妊娠中または出産後の間がないこと
- ③ 疾病もしくは負傷、または精神や身体に障害があること
- ④ 同居の親族を常時、介護または看護していること
- ⑤ 災害の復旧にあたっていること
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
- ⑦ 学校教育法に規定された学校等に通学、または公共の職業訓練校での職業訓練等を受けていること
- ⑧ 児童虐待の恐れがある、または配偶者からの暴力により保育が困難であること（公的機関にご相談している方）

要件により、保育園に通園できる期間が異なりますが、最長で小学校就学前までになります。

### 【入園事務】

区では、子ども未来部保育課入園相談係が保育園の入園相談事務、地域型保育事業、緊急一時保育奉仕員の利用申請受付等の相談窓口となっています。

#### ① 入園の申込み

入園の申込みは、年間を通して、入園相談係または区内の公私立保育園全園で受け付けています。

入園相談係では、保育園の入園可能数を超える入園申込みがあった場合、入園審査会を開き選考を実施し、申込みの順序等に関係なく利用調整基準に沿って、保育を必要とする程度の高い児童から順次入園可能数に達するまで入園を決定しています。なお、3月入園は育児休業明け入園予約制度での受付のみとなっています。

状況によって当該月に入園ができない場合は、申込み者の利便性を考え、当該年度中は引き続き入園審査の対象としています。翌年度4月に入園できなかったときは、再度申込みをしていただきます。

## ② 育児休業明け入園予約制度

区内に居住する保護者で育児・介護休業法等による育児休業を1歳の誕生日の前日以降まで取得して職場復帰する場合に、出産前に入園の仮申込ができ、出生後の早いうちに入園の予約ができる制度です。

### <対象>

出生時に区民であって、保護者が1歳の誕生日の前日以降まで育児・介護休業法による育児休業を取得し職場復帰をする対象の乳幼児。0歳児クラス、1歳児クラスが対象になります。

### <対象保育園および受け入れ予定数>

区立保育園で、年間146人の予定。

### <申込方法・選考>

出生月の翌月末までに入園相談係に申し込み、受け入れ予定数を超える申込があった場合は選考を行います。なお、出生前に仮申込みをすることもでき、仮申込みをした方は郵送で本申込みを受け付けます。

## (3) 入園実績と園別在園状況

### <保育園における保育の実施状況>

年 度	(a) 児童数 人 (4月1日現在)	(b) 入園者数 人	入 園 率 (b) / (a) %
H27	18,874	6,921	36.7
H28	19,708	7,690	39.0
H29	20,315	8,360	41.1

※数値は各年度4月入所の状況です。

園別在籍状況

平成29年4月1日現在

	夜間 保育	0歳 児園	保育園名	定員			在籍										在籍/定員
				3歳未満	3歳以上	合計	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	合計		
1		○	一本橋	32	48	80	4	15	18	37	18	16	18	52	89	111.3%	
2		○	伊藤	40	60	100	6	17	20	43	21	20	18	59	102	112.0%	
		—	伊藤(短時間)				—	4	4	8	2	—	—	2	10		
3		—	荏原	44	76	120	—	23	26	49	27	29	24	80	129	115.8%	
		—	荏原(短時間)				—	3	4	7	3	—	—	3	10		
4		○	荏原西	40	60	100	8	20	20	48	20	21	19	60	108	108.0%	
5		○	荏原西第二	38	50	88	9	16	18	43	18	16	17	51	94	106.8%	
6		—	大井	50	81	131	—	23	28	51	28	28	24	80	131	100.0%	
7	★	○	大井倉田	44	66	110	11	22	25	58	25	24	21	70	128	116.4%	
8	★	○	大崎	50	75	125	10	23	25	58	25	24	20	69	127	101.6%	
9	☆	○	北品川	33	45	78	6	14	17	37	19	13	15	47	84	107.7%	
10		○	北品川第二	36	58	94	9	14	18	41	20	20	19	59	100	117.0%	
		—	北品川第二(短時間)				—	2	4	6	4	—	—	4	10		
11	★	○	源氏前	47	66	113	9	21	24	54	26	25	24	75	129	114.2%	
12	☆	○	五反田	42	60	102	12	21	23	56	22	24	23	69	125	122.5%	
13		○	五反田第二	33	17	50	6	12	15	33	17	—	—	17	50	100.0%	
14		○	小山台	39	54	93	7	19	20	46	22	20	20	62	108	116.1%	
15	★	○	品川	61	84	145	8	27	30	65	30	29	28	87	152	104.8%	
16		○	清水台	40	60	100	8	17	22	47	25	25	25	75	122	122.0%	
17	☆	○	水神	47	60	107	8	21	22	51	24	24	23	71	122	114.0%	
18		○	台場	47	69	116	9	21	23	53	26	26	19	71	124	106.9%	
19		—	滝王子	28	52	80	—	14	17	31	18	19	19	56	87	108.8%	
20		○	中延	54	72	126	11	22	25	58	26	27	24	77	135	107.1%	
21	☆	○	中原	42	54	96	6	18	20	44	20	19	20	59	103	107.3%	
22	★	○	西大井	50	66	116	9	21	22	52	23	23	21	67	119	102.6%	
23	☆	○	西五反田	34	45	79	6	12	16	34	16	16	15	47	81	102.5%	
24		○	西五反田第二	52	78	130	12	20	23	55	26	25	24	75	130	100.0%	
25		○	西品川	65	82	147	12	26	29	67	29	30	28	87	154	104.8%	
26		—	西中延	32	51	83	—	16	19	35	21	19	21	61	96	115.7%	
27	☆	○	旗の台	36	60	96	11	19	20	50	21	20	21	62	112	116.7%	
28		○	東大井	40	60	100	6	18	21	45	23	23	20	66	111	111.0%	
29	★	○	東五反田	33	45	78	6	12	15	33	16	17	16	49	82	105.1%	
30		○	東品川	47	60	107	7	21	24	52	23	24	23	70	122	114.0%	
31		—	東中延	36	60	96	—	17	20	37	23	23	23	69	106	110.4%	
32		○	平塚	47	60	107	6	21	22	49	23	23	19	65	114	106.5%	
33		○	富士見台	51	69	120	9	20	23	52	25	25	25	75	127	105.8%	
34		○	二葉	27	36	63	6	10	12	28	13	14	13	40	68	107.9%	
35		○	二葉つぼみ	44	22	66	9	18	20	47	22	—	—	22	69	118.2%	
		—	二葉つぼみ(短時間)				—	4	3	7	2	—	—	2	9		
36		—	三ツ木	30	50	80	—	16	18	34	20	20	18	58	92	115.0%	
37		○	南大井	40	60	100	5	16	20	41	21	22	19	62	103	112.0%	
		—	南大井(短時間)				—	3	4	7	2	—	—	2	9		
38		○	南ゆたか	47	60	107	7	20	23	50	25	23	23	71	121	113.1%	
39		○	八潮北	42	60	102	8	20	21	49	21	21	21	63	112	109.8%	
40		○	八潮西	40	60	100	6	13	20	39	20	19	17	56	95	95.0%	
41		○	八潮南	42	60	102	6	18	20	44	19	18	19	56	100	98.0%	
42		—	ハツ山	16	47	63	—	7	11	18	12	16	14	42	60	95.2%	
43		—	ゆたか	16	54	70	—	11	12	23	20	19	18	57	80	114.3%	
44		—	ひがしやつやま	15	45	60	—	6	8	14	6	0	1	7	21	35.0%	
45		—	ひろまち	102	198	300	—	47	51	98	62	54	11	127	225	75.0%	
46	☆	○	ぶりすくーる	46	—	46	12	16	18	46	—	—	—	0	46	100.0%	
区立小計				1917	2755	4672	290	857	983	2130	1020	943	850	2813	4943	105.8%	

	夜間 保育	0歳 児園	保育園名	定員			在籍										在籍/定員
				3歳未満	3歳以上	合計	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	合計		
47	◇	○	あいのもり	27	33	60	6	10	11	27	12	12	12	36	63	105.0%	
48	☆	○	青物横丁えほん	32	48	80	6	12	14	32	16	1	1	18	50	62.5%	
49	☆	○	アスク南大井	39	51	90	6	15	16	37	17	18	17	52	89	98.9%	
50	☆	○	アンジェリカはまかわ	37	53	90	9	13	15	37	17	18	18	53	90	100.0%	
51	☆	○	アンジェリカ東品川	37	53	90	9	13	14	36	15	18	18	51	87	96.7%	
52	☆	◎	石井	39	39	78	13	14	15	42	15	15	15	45	87	111.5%	
53	◇		ウイズブック武蔵小山	24	36	60	-	12	12	24	12	12	10	34	58	96.7%	
54			えがおの森保育園・かつしま	22	51	73	-	10	12	22	17	13	3	33	55	75.3%	
55	☆	○	大井町のぞみ	29	31	60	9	10	10	29	10	7	7	24	53	88.3%	
56	◇	○	大崎ひまわり	28	42	70	7	10	12	29	14	14	12	40	69	98.6%	
57	☆	○	大空と大地のなーさーい大森駅前園	32	48	80	9	11	11	31	16	14	12	42	73	91.3%	
58	☆	○	大空と大地のなーさーい東五反田園	45	63	108	12	15	18	45	21	3	0	24	69	63.9%	
59	★	○	学研こども園	24	36	60	4	10	12	26	12	12	11	35	61	101.7%	
60	◇		きたしながわさくらさく	24	39	63	-	12	12	24	13	6	0	19	43	68.3%	
61	☆	○	キッスガーデン北品川	42	48	90	12	15	13	40	14	3	1	18	58	64.4%	
62	☆	○	キッスガーデン品川上大崎	51	57	108	15	18	18	51	19	19	15	53	104	96.3%	
63	☆	○	キッスガーデン南大井	39	51	90	9	15	14	38	12	3	0	15	53	58.9%	
64	★	○	キッス 矧にしおおい	40	60	100	12	13	23	48	24	24	23	71	119	119.0%	
65	☆	○	くりのき	36	54	90	6	14	16	36	18	18	16	52	88	97.8%	
66	☆	○	グローバルキッズ 荏原町	39	51	90	9	14	16	39	17	17	17	51	90	100.0%	
67	☆	○	グローバルキッズ 大崎園	27	33	60	5	10	11	26	11	10	10	31	57	95.0%	
68	☆	○	グローバルキッズ 戸越園	27	33	60	6	10	11	27	11	10	10	31	58	96.7%	
69	☆	○	グローバルキッズ 中延園	27	33	60	6	10	11	27	11	11	10	32	59	98.3%	
70	☆	○	グローバルキッズ 西大井園	35	51	86	6	14	15	35	17	15	17	49	84	97.7%	
71	☆	○	コフアンナーサリー大崎	36	54	90	9	12	15	36	18	18	18	54	90	100.0%	
72	☆	○	このえ中延	28	42	70	6	10	12	28	14	2	0	16	44	62.9%	
73	☆	○	太陽の子南品川	30	50	80	6	12	12	30	16	14	11	41	71	88.8%	
74		◎	宝	39	51	90	9	15	15	39	17	17	17	51	90	100.0%	
75	☆		TKチルドレンズファーム上大崎校	21	39	60	-	10	11	21	13	13	13	39	60	100.0%	
76	☆	○	とうかいどう	45	54	99	10	18	18	46	18	16	16	50	96	97.0%	
77	☆	○	とごしの社	45	63	108	12	15	18	45	21	19	5	45	90	83.3%	
78	☆	○	どんぐり	106	96	202	29	35	35	99	32	30	33	95	194	96.0%	
79	☆	○	にじいろ大崎	27	33	60	6	10	11	27	11	11	10	32	59	98.3%	
80	☆	○	西大井えほん	32	48	80	6	12	13	31	11	2	0	13	44	55.0%	
81		○	日本音楽学校	26	-	26	8	11	11	30	-	-	-	0	30	115.4%	
82	◇	○	ひがしおおいさくらさく	28	36	64	6	10	12	28	12	3	1	16	44	68.8%	
83		◎	東戸越	31	39	70	9	10	12	31	15	14	14	43	74	105.7%	
84	☆	○	ベネッセ大崎広小路	37	51	88	9	13	15	37	16	15	17	48	85	96.6%	
85	☆	○	ほっぺるランド東五反田	27	33	60	6	10	11	27	11	9	3	23	50	83.3%	
86	☆	○	ホビンスナーサリースクール勝島	24	36	60	6	8	10	24	12	12	11	35	59	98.3%	
87	☆	○	ホビンスナーサリースクール西五反田	28	42	70	6	10	12	28	14	14	12	40	68	97.1%	
88	☆	○	まなびの森大崎広小路	27	33	60	6	12	12	30	14	14	13	41	71	118.3%	
89	☆	○	まなびの森西大井	40	60	100	6	16	18	40	18	6	2	26	66	66.0%	
90	☆	○	みずなら	40	42	82	10	14	14	38	14	14	12	40	78	95.1%	
91	☆	○	緑の家	31	39	70	11	12	13	36	13	12	13	38	74	105.7%	
92	☆	○	みどりの丘	32	36	68	9	11	12	32	12	10	12	34	66	97.1%	
93	☆	○	八潮中央	30	60	90	9	15	15	39	19	19	20	58	97	107.8%	
私立小計				1612	2131	3743	370	601	659	1630	702	577	508	1787	3417	91.3%	
合計				3529	4886	8415	660	1458	1642	3760	1722	1520	1358	4600	8360	99.3%	

\*47～93は私立保育園です。 \*0歳児欄の○印は、0歳児保育実施園（産休明け園/生後57日以降）です。ただし、◎印の園は、4ヶ月園です。

※夜間保育欄の無印は延長保育実施園、◇印は20時まで、☆印は20時30分まで、★印は21時まで、★印は22時までの夜間保育実施園です。



#### (4) 特別保育

##### ① 延長夜間保育

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して保育時間を定められることとなっています。

品川区では、保護者の就労支援施策として、基本開所時間を11時間と定め、午前7時30分から午後6時30分の間で勤務時間と通勤時間を合計した時間を保育時間としています。

さらに、勤務条件により基本保育時間を超過する保護者が、安心して仕事が続けられるように、保育時間を延長して保育しています。午後7時30分までの延長保育は公私立保育園全園で実施し、さらに延長保育は午後8時まで、午後8時30分まで、午後9時まで、午後10時まで下記のとおり実施しています。

加えて延長早朝保育も実施しています。午前6時30分から午前7時30分までの早朝保育を私立1園で、午前7時から午前7時30分までの早朝保育を私立6園で実施しています。

##### 【午後8時までの延長保育実施園】

私立保育園（5園） あいのもり、大崎ひまわり、ウィズブック保育園武蔵小山、きたしながわさくらさく、ひがしおおいさくらさく

##### 【午後8時30分までの延長保育実施園】

公立保育園（7園） 北品川、中原、水神、西五反田、五反田、旗の台、ぷりすくーる西五反田

私立保育園（36園） 緑の家、石井、どんぐり、八潮中央、グローバルキッズ荏原町、とうかいどう、みずなら、アスク南大井、大井町のぞみ、グローバルキッズ戸越園、にじいろ保育園大崎、まなびの森保育園大崎広小路、みどりの丘、ベネッセ大崎広小路、ココファン・ナーサリー大崎、グローバルキッズ大崎園、アンジェリカはまかわ、グローバルキッズ中延園、ポピンズナーサリースクール西五反田、グローバルキッズ西大井園、アンジェリカ東品川、太陽の子南品川、TKチルドレンズファーム上大崎校、キッズガーデン品川上大崎、くりのき、大空と大地のなーさりい大森駅前園、とごしの杜、ほっぺるランド東五反田、ポピンズナーサリースクール勝島、このえ中延、まなびの森保育園西大井、キッズガーデン北品川、大空と大地のなーさりい東五反田園、青物横丁えほん、西大井えほん、キッズガーデン南大井

##### 【午後9時までの延長保育実施園】

私立保育園（2園） 学研こども園、キッズタウンにしおおい

##### 【午後10時までの延長保育実施園】

公立保育園（6園） 品川、西大井、東五反田、源氏前、大崎、大井倉田

##### 【延長早朝保育の実施園】

私立保育園（7園） 午前6時30分～午前7時30分 キッズタウンにしおおい  
午前7時～午前7時30分 にじいろ保育園大崎、あいのもり、大崎ひまわり、きたしながわさくらさく、ひがしおおいさくらさく、えがおの森保育園・かつしま

<延長保育の利用状況（延べ人数）> 公立のみ（ぷりすくーる西五反田除く） (人)

年度	1時間延長	2時間延長	夜間	合計
H26	66,094	18,194	4,064	88,352
H27	72,185	16,993	3,709	92,887
H28	76,582	17,952	3,869	98,403

② 休日保育

区内在住で、休日に保護者が就労等のため保育できないお子さんをお預かりします。

【実施園】 公立保育園（2園） 大井、中延

【対象】 生後4カ月～就学前の健康な児童

【日時】 日曜日、祝祭日（12月29日～1月3日を除く）

午前7時30分～午後6時30分までの必要な時間

【保育実績】

年度	大井	中延	合計
H26	365人	645人	1,010人
H27	465人	692人	1,157人
H28	673人	995人	1,668人

③ 年末保育

区内在住で、年末に保護者が就労等のため保育できないお子さんをお預かりします。

【実施日・実施園】 12月29日～30日の間で毎年度定めています。

【対象】 生後4カ月～就学前の健康な児童

【実施時間】 午前7時30分～午後6時30分までの必要な時間

【保育実績】

年度（実施園数）	29日	30日	合計
H26（3園）	94人	65人	159人
H27（3園）	114人	70人	184人
H28（3園）	108人	63人	171人

④ 病後児保育

区内在住で保育園や幼稚園等に通園しているお子さんが、病気の回復期のため集団保育が困難であり、かつ保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合、保育園で一時的にお預かりします。

【実施園】 公立保育園（3園） 西大井、西五反田、清水台

私立保育園（1園） どんぐり

【利用日時】 月～土曜日（祝祭日、12月29日～1月3日を除く）

午前7時30分～午後6時30分までの必要な時間

【保育実績】

年度	西大井	西五反田	清水台	どんぐり	合計
H26	77人	146人	47人	566人	836人
H27	62人	153人	136人	478人	829人
H28	63人	65人	93人	369人	590人

⑤ 病児保育

区内在住で、保育園や幼稚園等に通園しているお子さんが病気のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合にお子さんを医療機関で一時的にお預かりします。

- 【実施医療機関】 酒寄医院、サンタハウスこどもクリニック
- 【対 象】 生後6カ月～就学前まで
- 【定 員】 酒寄医院 4人  
サンタハウスこどもクリニック 最大8人 ※実施機関の受入体制による
- 【利用日時】 月～金曜日（祝祭日、年末年始除く）の午前8時30分～午後6時
- 【保育実績】

年 度	H26	H27	H28
延べ利用者数	705人	572人	783人

⑥ 短時間就労対応型保育室

都市部の多様な就労形態に対応し、短時間就労者の保育需要に限定した保育枠を設定します。

- 【実施園】 伊藤、南大井、荏原、北品川第二、二葉つぼみの各公立保育園 各10名程度
- 【対 象】 4月1日現在1歳～3歳まで（区内在住者）で、保護者がパート・自営業者など短時間の保育が継続的に必要な方
- 【保育時間】 午前9時～午後5時まで8時間以内

(5) 特別支援保育

保育園等に入園を希望する心身に障害のあるお子さんや心身の発達状態から同様の配慮を必要とするお子さんを「特別支援児童」として、より良い発達に配慮しながら、集団での保育を実施しています。

① 巡回相談

指導員（専門嘱託医）および臨床発達心理士が各公立保育園を回り、特別支援児の観察と対応について助言・指導を行っています。その中で、園児に対する保育の仕方や、保育士としての対応上の留意点等についての当該園長及び担当保育士からの質問や相談に応じています。平成28年度は学校心理士による巡回相談も実施し、配慮を必要とする5歳児を対象に、スムーズな就学に向けた支援を行いました。

【実 績】

ア. 嘱託医による巡回相談

年 度	巡回回数	巡回園数	対象園児数
H26	41回	38園	127人
H27	24回	39園	118人
H28	24回	39園	130人

イ. 臨床心理士による巡回相談

年 度	巡回回数	巡回園数	対象園児数
H26	122回	42園	延167人
H27	179回	41園	延240人
H28	167回	42園	延327人

ウ. 学校心理士による巡回相談

年 度	巡回回数	巡回園数	対象園児数
H28	40回	38園	93人

② 特別支援保育審査実績

特別支援保育審査会において、特別支援児童の認定（在園児対象）、職員配置の可否等を判断するとともに、入園審査会（新入園児対象）において、特別支援児童の入園を審査します。

【実績】

年度	審査園児数	認定園児数
H27	294(82)人	228(26)人
H28	318(72)人	250(26)人
H29	327(69)人	256(21)人

※（ ）内は4月新入園申込数を再掲

③ 保護者支援

これまで、特別な配慮を必要とする園児の保護者からの相談等には、障害者福祉課療育支援担当、品川児童学園のこども発達相談と連携してきました。平成26年度より、専門機関や療育機関へつなげるきっかけづくりのため、保護者にとってより身近な区立保育園で専門家からの助言・指導が受けられるよう、育児相談会を区立保育園数園で実施しています。平成28年度も、私立保育園および幼稚園在園児の対象枠を設け、子育てに関する不安や悩みを抱えている、より多くの保護者への支援となるよう、実施場所数を増やして開催しました。

【育児相談会実績】

年度（実施園数）	実施回数	相談人数
H26（5か所）	20回	39人
H27（13か所）	52回	104人
H28（15か所）	46回	87人

（6）運営費と保育料

① 保育園の運営費

保育園で児童を保育するのに必要な経費（運営費）は、保護者、国、地方公共団体の三者で負担することになっています。しかし、本区では入所児童の処遇向上のため、区費で法定外の経費（運営費加算）を支出しています。

平成27年度における保育園運営費の負担割合は、区が72.6%・国が6.9%・都が4.6%・利用者が14.9%・その他が1.0%となっており、区の割合は約7割となっています。

なお、平成16年度から公立保育所の運営費については、国・都の負担金が廃止され、一般財源化されています。

（ア）決算額と内訳

国基準支弁（私立分のみ）					公立分 徴収金額	その他収入
国負担	都負担	区	徴収金基準額 （私立分のみ）			
			利用者	区	利用者	受託収入等
867	436	436	655	738	1,295	137
6.6%	3.3%	3.3%	5.0%	5.6%	9.9%	1.0%

運営費加算		
国補助金	都補助金	区
37	166	8,366
0.3%	1.3%	63.7%

（単位：百万円）

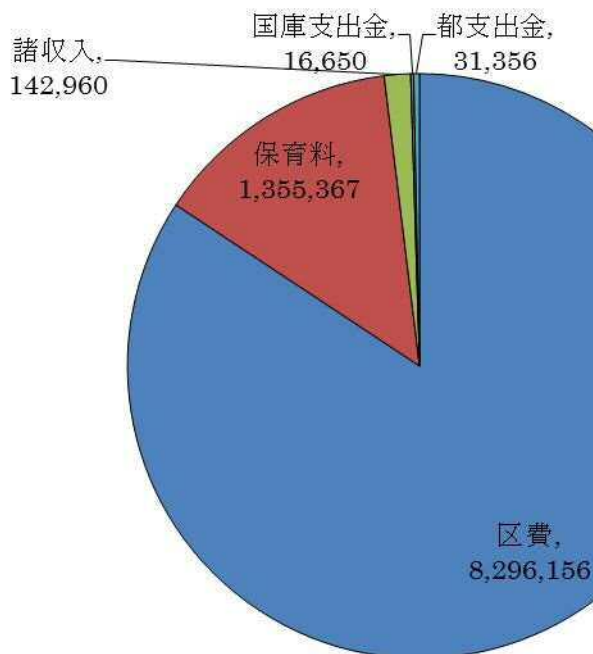
## (イ) 年度別推移

年度	運営経費 (百万円)	児童1人当たりの 平均月額 (円)		負担割合 (%)				
		運営経費	保育料	国	都	利用者	他	区
H14	8,713	184,032	17,277	10.2	5.7	9.4		74.7
H15	8,537	176,984	17,456	10.2	5.7	9.8		74.3
H16	8,670	176,672	18,360	3.2	2.5	10.4	1.0	82.8
H17	8,806	176,406	20,181	3.7	2.1	11.3	1.4	81.5
H18	8,886	176,131	21,030	2.8	1.7	11.9	1.1	82.5
H19	9,374	187,803	22,258	2.9	1.6	11.8	1.0	82.7
H20	8,906	171,108	22,018	3.1	2.2	12.8	0.8	81.1
H21	9,339	168,928	22,665	3.4	2.0	13.5	0.9	80.2
H22	9,765	161,221	22,454	2.9	2.1	14.0	0.8	80.3
H23	10,037	155,675	22,908	3.3	2.4	14.8	0.7	78.8
H24	10,725	154,301	22,455	4.2	3.1	14.5	0.7	77.5
H25	11,284	152,135	23,176	4.7	4.4	15.2	0.7	75.0
H26	12,155	153,144	23,579	5.2	4.6	15.4	0.6	74.2
H27	13,133	155,896	23,110	6.9	4.6	14.9	1.0	72.6

(ウ)平成29年度予算

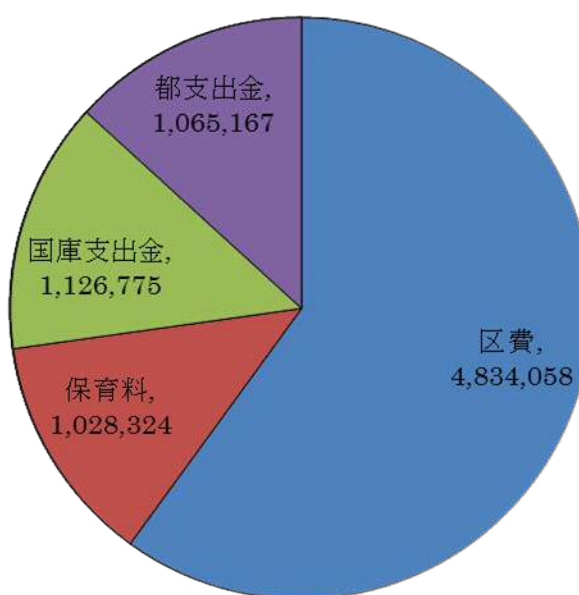
<区立保育園> 事業費総額：9,842,489千円

区分	区費	保育料	諸収入	国庫支出金	都支出金
割合	84.2%	13.8%	1.5%	0.2%	0.3%
	事業費	人件費			
金額	4,429,015千円	5,413,474千円			
割合	45.0%	55.0%			



<私立保育園> 事業費総額：8,054,324千円

区分	区費	保育料	国庫支出金	都支出金
割合	60.0%	12.8%	14.0%	13.2%



## ② 保育料とその減額

児童福祉法第56条第3項において、保育の実施に対する費用を支弁した区市町村長は、本人またはその扶養義務者から、その負担能力に応じて定める額を徴収することができることとされています。区では保護者の負担軽減を図り国の定める保育料の一部負担をしており、その結果保護者の保育料負担は、国が定める徴収金基準額の約半額となっています。

### 【納付が困難な場合】

以下のような事情により保育料の支払いが困難な場合は、状況に応じて保育料の減額が受けられます。

- ・ 羅災等の理由により区民税額の支払いが免除・猶予されたとき
- ・ 出生により世帯に稼働能力のない世帯員が増えたとき
- ・ その年の主たる稼働者が失業したとき（自己都合による退職は対象外）
- ・ 世帯の平均収入月額が、前年の平均収入月額より著しく低下したとき  
(認定要件が、出産・育児休業の場合は対象外)
- ・ 世帯内に心身障害者（1～2級・1～3度）、常時介護を要する方が同居されているとき
- ・ 寡婦控除対象ではないが、児童扶養手当を受給しているとき（みなし寡婦）

(注)：離婚や死別などで保育料を負担される方に変動が生じたときは、保育料が変わることがあります。

## ③ 保育料表の改定と多子軽減

平成27年4月から新制度に伴い、短時間認定については標準時間認定の80%の保育料に決定しました。平成28年4月からは、所得税額による階層から区民税額による階層に移行し、保育料の引き上げを5%実施しています。保育料引き上げの経過措置として、平成28年4月から8月については区民税による新階層と、所得税による旧階層を比較し、低い階層を適用しました。

保育園に在園する第2子以降（兄弟姉妹が幼稚園・認定こども園・認証保育所・特別支援学校幼稚部等在園を含む）の保育料の軽減を図り、第2子の保育園保育料を5割に、第3子以降の保育園保育料を無料にしています。平成28年4月から多子減額の制度が拡充され、第1子の年齢を就学前から小学校3年生まで引き上げを行っています。また、年収約360万円未満相当世帯の多子軽減拡大についても以下のとおり実施しました。

- (1) 区市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、多子軽減における年齢上限を撤廃しました。
- (2) 区市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等は、多子軽減における年齢上限を撤廃したとともに、第1子の保育料を半額、第2子以降を免除としました。

<階層区分別入園状況> (区民のみ、学研こども園・ホピンスナースクール西五反田を除く)

階 層		A	B	C	D	計
平成27年度	入園者数	24人	250人	267人	6,260人	6,801人
	率	0.4%	3.7%	3.9%	92.0%	100%
平成28年度	入園者数	23人	389人	261人	6,880人	7,553人
	率	0.3%	5.1%	3.5%	91.1%	100%
平成29年度	入園者数	26人	331人	276人	7,568人	8,201人
	率	0.3%	4.0%	3.4%	92.3%	100%
費用徴収(月額)		0円	0円	3歳未満 0～4,000円	3歳未満 8,000～77,500円	
				3歳以上 0～3,500円	3歳以上 6,700～36,800円	

<保育園保育料>

【標準時間保育料】

(平成29年4月1日施行)

単位:円

階層	区分	保 育 料 ( 月 額 )							
		0~2歳				3歳		4,5歳	
		保育園		小規模保育		保育園		保育園	
		第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	当年度分区市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	当年度分区市町村民税 均等割のみの世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C2	所得割額5,000円未満の世帯	3,000	1,500	2,400	1,200	2,500	1,250	2,500	1,250
C3	5,000円以上48,700円未満	4,000	2,000	3,200	1,600	3,500	1,750	3,500	1,750
D1	48,700円以上50,500円未満	8,000	4,000	6,400	3,200	6,700	3,350	6,700	3,350
D2	50,500円以上59,800円未満	9,900	4,950	7,920	3,960	8,800	4,400	8,500	4,250
D3	59,800円以上68,500円未満	11,200	5,600	8,960	4,480	11,100	5,550	11,000	5,500
D4	68,500円以上88,600円未満	18,400	9,200	14,720	7,360	13,000	6,500	12,900	6,450
D5	88,600円以上108,600円未満	22,800	11,400	18,240	9,120	15,200	7,600	15,000	7,500
D6	108,600円以上128,500円未満	25,800	12,900	20,640	10,320	17,100	8,550	17,000	8,500
D7	128,500円以上148,600円未満	28,300	14,150	22,640	11,320	18,900	9,450	18,800	9,400
D8	148,600円以上171,600円未満	30,500	15,250	24,400	12,200	20,300	10,150	20,200	10,100
D9	171,600円以上204,900円未満	33,000	16,500	25,000	13,200	21,800	10,900	21,500	10,750
D10	204,900円以上228,800円未満	35,000	17,500	25,000	14,000	23,400	11,700	21,500	10,750
D11	228,800円以上252,900円未満	37,100	18,550	25,000	14,840	24,800	12,400	21,500	10,750
D12	252,900円以上276,800円未満	39,000	19,500	25,000	15,600	25,900	12,950	21,500	10,750
D13	276,800円以上300,800円未満	41,000	20,500	25,000	16,400	27,100	13,550	21,500	10,750
D14	300,800円以上322,000円未満	42,900	21,450	25,000	17,160	27,100	13,550	21,500	10,750
D15	322,000円以上338,000円未満	44,600	22,300	25,000	17,840	27,100	13,550	21,500	10,750
D16	338,000円以上354,000円未満	48,000	24,000	25,000	19,200	28,200	14,100	22,400	11,200
D17	354,000円以上370,000円未満	49,900	24,950	25,000	19,960	28,200	14,100	22,400	11,200
D18	370,000円以上440,200円未満	54,200	27,100	25,000	21,680	28,200	14,100	22,400	11,200
D19	440,200円以上500,200円未満	61,000	30,500	25,000	24,400	28,200	14,100	22,400	11,200
D20	500,200円以上560,200円未満	66,900	33,450	25,000	25,000	28,200	14,100	22,400	11,200
D21	560,200円以上665,000円未満	71,800	35,900	25,000	25,000	28,200	14,100	22,400	11,200
D22	665,000円以上772,600円未満	74,300	37,150	25,000	25,000	30,800	15,400	24,900	12,450
D23	772,600円以上887,500円未満	76,400	38,200	25,000	25,000	34,200	17,100	28,300	14,150
D24	887,500円以上1,031,300円未満	76,900	38,450	25,000	25,000	35,500	17,750	30,000	15,000
D25	1,031,300円以上	77,500	38,750	25,000	25,000	36,800	18,400	31,600	15,800

<階層区分の説明>

A階層 生活保護法による被保護世帯

B階層 当年度分区市町村民税 非課税世帯

C階層 当年度分区市町村民税均等割のみ世帯から所得割額48,700円未満の世帯で、世帯所得割額に応じて費用徴収月額を決定

D階層 当年度分区市町村民税所得割額48,700円以上の世帯で、世帯所得割額に応じて費用徴収月額を決定



【短時間保育料】  
(平成29年4月1日施行)

単位:円

階層	区分	保 育 料 ( 月 額 )							
		0~2歳				3歳		4,5歳	
		保育園		小規模保育 家庭的保育		保育園		保育園	
		第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子	第一子	第二子
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	当年度分区市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	当年度分区市町村民税 均等割のみの世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
C2	所得割額5,000円未満の世帯	2,400	1,200	1,920	960	2,000	1,000	2,000	1,000
C3	5,000円以上48,700円未満	3,200	1,600	2,560	1,280	2,800	1,400	2,800	1,400
D1	48,700円以上50,500円未満	6,400	3,200	5,120	2,560	5,360	2,680	5,360	2,680
D2	50,500円以上59,800円未満	7,920	3,960	6,330	3,160	7,040	3,520	6,800	3,400
D3	59,800円以上68,500円未満	8,960	4,480	7,160	3,580	8,880	4,440	8,800	4,400
D4	68,500円以上88,600円未満	14,720	7,360	11,770	5,880	10,400	5,200	10,320	5,160
D5	88,600円以上108,600円未満	18,240	9,120	14,590	7,290	12,160	6,080	12,000	6,000
D6	108,600円以上128,500円未満	20,640	10,320	16,510	8,250	13,680	6,840	13,600	6,800
D7	128,500円以上148,600円未満	22,640	11,320	18,110	9,050	15,120	7,560	15,040	7,520
D8	148,600円以上171,600円未満	24,400	12,200	19,520	9,760	16,240	8,120	16,160	8,080
D9	171,600円以上204,900円未満	26,400	13,200	20,000	10,560	17,440	8,720	17,200	8,600
D10	204,900円以上228,800円未満	28,000	14,000	20,000	11,200	18,720	9,360	17,200	8,600
D11	228,800円以上252,900円未満	29,680	14,840	20,000	11,870	19,840	9,920	17,200	8,600
D12	252,900円以上276,800円未満	31,200	15,600	20,000	12,480	20,720	10,360	17,200	8,600
D13	276,800円以上300,800円未満	32,800	16,400	20,000	13,120	21,680	10,840	17,200	8,600
D14	300,800円以上322,000円未満	34,320	17,160	20,000	13,720	21,680	10,840	17,200	8,600
D15	322,000円以上338,000円未満	35,680	17,840	20,000	14,270	21,680	10,840	17,200	8,600
D16	338,000円以上354,000円未満	38,400	19,200	20,000	15,360	22,560	11,280	17,920	8,960
D17	354,000円以上370,000円未満	39,920	19,960	20,000	15,960	22,560	11,280	17,920	8,960
D18	370,000円以上440,200円未満	43,360	21,680	20,000	17,340	22,560	11,280	17,920	8,960
D19	440,200円以上500,200円未満	48,800	24,400	20,000	19,520	22,560	11,280	17,920	8,960
D20	500,200円以上560,200円未満	53,520	26,760	20,000	20,000	22,560	11,280	17,920	8,960
D21	560,200円以上665,000円未満	57,440	28,720	20,000	20,000	22,560	11,280	17,920	8,960
D22	665,000円以上772,600円未満	59,440	29,720	20,000	20,000	24,640	12,320	19,920	9,960
D23	772,600円以上887,500円未満	61,120	30,560	20,000	20,000	27,360	13,680	22,640	11,320
D24	887,500円以上1,031,300円未満	61,520	30,760	20,000	20,000	28,400	14,200	24,000	12,000
D25	1,031,300円以上	62,000	31,000	20,000	20,000	29,440	14,720	25,280	12,640

- ※ 区市町村民税は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金税額控除、配当控除等）が適用される前の税額となります。
- ※ 同一世帯で2人以上のお子さんが同時に認可保育園・地域型保育事業に入園、もしくは小学校1~3年生に兄弟が在学している場合、小学校3年生以下のお子さんから数えて最年長の児童を第1子として、第2子の保育料は半額、第3子以降は免除となります。年齢は4月1日現在の満年齢によります。
- ※ 保育園に在園している児童の兄弟が、私立幼稚園・私立認定こども園・認証保育所・特別支援学校幼稚部等に在園している場合は、申請により第2子・第3子の保育料が適用されます。
- ※ 小規模保育・家庭的保育の灰色部分は、経過措置として暫定的に保育料上限を25,000円（短時間保育料は20,000円）としたものです。今後変更（上限枠の廃止）になる可能性がありますので、ご注意下さい。廃止後は、保育園の約8割程度の保育料となります。

## (7) 私立保育園の運営

### ① 委託費支給および運営費助成

児童福祉法第24条第1項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項に規定する児童の保育を行う私立保育園47園（私立認定こども園2園含む）に対し、子ども・子育て支援法による公定価格に基づき委託費（私立認定こども園は、施設型給付費）を支給するとともに、区独自の運営費を助成することにより児童に対する保育サービスの充実を図ることを目的としています。

#### 【根拠】

- ア 子ども・子育て支援法第27条（私立認定こども園）および附則第6条（私立保育園）
- イ 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
- ウ 品川区特定保育所運営費助成要綱・品川区私立認定こども園等運営費助成等に関する要綱

【予算額】 7,377,185千円

### ② 保育士等の処遇改善事業

私立保育園に勤務する保育士等の処遇改善を図るため、子ども・子育て支援法による公定価格に基づき処遇改善等加算を支給し保育士等の賃金改善を図るとともに、東京都の保育士等キャリアアップ補助金を活用し、更なる賃金改善を実施しています。

また、私立保育園の運営事業者が保育従事職員のために宿舍を借り上げた場合に、借り上げに係る経費の一部を補助するため、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業を実施しています。

#### 【根拠】

- ア 品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱
- イ 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

【予算額】 274,100千円

## (8) 認可保育園新規開設支援

待機児童解消対策は品川区の緊急課題であり、社会福祉法人、株式会社等の民間活力による認可保育所の新規開設を積極的に誘致し、一層の待機児童解消を進めていく必要があります。

新規開設の誘致にあたっては、区補助要綱を時限的事業として、開設準備経費と家賃の補助制度等を設けています。また、平成29年度については、国の保育対策総合支援事業補助金を活用するとともに、「待機児童解消に向けた緊急対策」を加えた東京都の補助制度を引き続き活用します。

### ① 品川区認可保育所等家賃支援補助

認可保育所事業者への経営支援として、新規開設後の家賃補助を実施します。

#### (ア) 家賃補助

東京都は「待機児童解消に向けた緊急対策」として、開設から5年間の家賃補助を創設しました。このことから都と区の現行の補助（家賃月額のうち、坪単価12,000円を超える額を補助（上限額1坪10,000円）補助期間は都と同様の5年間）を比較して、補助金額が高い方を採用して5年間補助します。

また、平成30年4月1日に開設する保育園に対しては、補助期間を5年から10年に延長します。6年目以降の補助金は、区の単独補助とし、補助額は上記の区補助金の半額を補助します。

【予算額】 239,272千円

② 品川区認可保育所等開設支援補助

認可保育所事業者への開設支援として、開設前の家賃補助および改修経費補助を実施します。

(ア) 開設前家賃補助

開設までに要した家賃（賃貸借物件により新たに開設する場合で、事業者が貸主に対して支払う建物賃借料（改修工事等着工以降から開設するまでを対象とする家賃）および礼金を含む）について、施設ごとに（i）家賃にかかる事業者の実支出額の7/8と（ii）1か所あたり4,100万円の7/8を比較していずれか少ない額を選定し、その選定した金額を補助します。

(イ) 改修経費補助

賃貸借物件の借上げ時における改修費等（内装改修工事費および設備工事等）の実支出額15/16の額を補助します。（定員により上限額の設定あり。）

(ウ) 改修経費補助（区独自補助）

上記（イ）の対象外の改修費等（内装改修工事費および設備工事等）の実支出額1/16の額の半額（1/32）を補助します。

【予算額】 1,273,494千円

(9) 給食と食育

① 保育園の給食

乳幼児期における望ましい食習慣の定着および食を通じた人間性の形成を育むため、「楽しく食べる子ども」を給食目標に掲げ、園児や保護者に対し食育の推進に取り組んでいます。

献立は季節感に富みバランスの摂れた昼食とおやつを提供し、延長保育では必要に応じて補食、夜間保育では夕食の提供もしています。

【給食献立例】

	献立例	栄養摂取量		
		区分	1・2歳児	3・4・5歳児
昼食	ご飯 和風ハンバーグ ひじきの炒め煮 みそ汁 果物	エネルギー (kcal)	517	566
おやつ	苺クリームパン 牛乳	蛋白質(g)	20.1	20.8
夕食	菜飯 鯖のねぎソース いり卵あえ もやしスープ 果物	エネルギー (kcal)	346	402
		蛋白質(g)	15.7	17.2

② 食育事業

(ア) 家族いっしょに楽しいごはん

「家族いっしょに楽しいごはん」をテーマに、各保育園のPTAが連携をとり親子で楽しめる食育推進事業を開催しています。

(イ) 給食を知ろう事業

i) 保育園給食の体験

保育園で実施している保育参観に参加する保護者は、保育園給食（離乳食・乳幼児食）を有料で体験できます。

平成28年度実績 43園 延383名

ii) 食育に関する講習会

乳幼児の食生活に関する知識の普及や意識の向上を図るために、保護者や在宅で子育てをしている方などを対象に、離乳食・幼児食のポイントや給食の紹介を行っています。実演や試食をまじえた講習会を各園で年1、2回開催しています。

平成28年度実績 43園 延78回実施

## (10) 一日保育士体験

保育園在園児の保護者を対象とし、保育士の仕事を一日体験することにより、新たな子どもの姿を発見し「親」としての役割と責任を実感できる事業です。一日8時間の保育園の全プログラムを体験します。平成22年度から区立保育園全園で実施しています。

＜実績＞

年度	母親	父親	合計
H26	1,024人	288人	1,312人
H27	1,108人	418人	1,526人
H28	1,187人	394人	1,581人

## (11) 保育関連事業

区立保育園第三者評価

### 【目的】

保育内容の向上を目的として、職員の意識改革と保育手順の明確化を図り、第三者評価の公表により保育の状況を自ら確認すると同時に、利用者等に保育園選択に資する情報を提供しています。

### 【内容】

ア. 園児および保護者に提供する保育サービスの質的向上

イ. 効率的な保育園運営

ウ. 職員の意識改革

エ. 保護者などへの情報提供等

を実現するため、東京都福祉サービス評価推進機構が定める評価方法により、3年サイクルで第三者評価を実施しています。

【予算額】 第三者評価 5,994千円

## (12) 区立保育園の建替え（大規模改修）

区立保育園46園（H29年4月1日現在、公設民営園3園含む）のうち、昭和30～40年代に開設した園が28園あり、その中で既に建替えが完了している園は3園のみとなっています。

全ての区立保育園において耐震改修工事は完了しているほか、定期的な修繕を行いつつ必要に応じて改修工事を実施しているため、施設内の安全面の確保や日常保育をする上での支障はありませんが、築40年を超える施設については、老朽化等の状況により建替えを行う予定です。

保育園は園庭が狭い施設が多く、同敷地内に仮設園舎の設置は難しいことが想定されるため、近隣の区有地等に仮設園舎を建築して一時的に移転させ、本園舎を整備する手法を軸として区立保育園の建替えを進めます。

## (13) 区立保育園の民営化

区立保育園は現在43園（直営のみ）あり、その運営にかかる経費は平成29年度当初予算で約98億円（うち職員人件費約54億円（55%））となっています。また、公立園には運営費の国および都からの負担金は支給されず、原則として保護者からの保育料を除き、区の一般財源で負担している状況です。

今後の区立保育園の運営については、就学前乳幼児人口の動向を踏まえ、健全財政の維持および民間活力の活用という観点から、区立保育園の民営化を検討し実施していきます。

<基本方針>

- 区立保育園を当面5園程度（1年あたり1園）民営化します。
- 区立保育園は区立幼稚園とともに、乳幼児教育の中核とすることから、相当数は区立のままとします。
- 当初は運營業務委託の手法をとり、検証しつつ民設民営化を検討します。

### 3. 地域型保育事業

#### (1) 目的

地域における多様なニーズにきめ細かく対応する保育を提供し、乳幼児の成長を支援するために、19人以下の少人数の保育により、待機児童の多い0歳から2歳児までの乳幼児を預かる事業です。この事業は、平成27年4月1日から開始した子ども・子育て支援新制度により、新たに区市町村の認可事業として制度化された事業です。

#### (2) 概要

子ども・子育て支援新制度では、次の4つの種類の事業が制度化されました。

##### ① 家庭的保育事業

3歳未満児を対象に、定員5人以下の少人数で家庭的な雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施する事業です。

##### ② 小規模保育事業

3歳未満児を対象に、定員6～19人の比較的小規模な環境で、家庭的保育事業に近い雰囲気の中で保育を実施する事業です。

##### ③ 事業所内保育事業

事業所の保育施設などで、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する事業です。

##### ④ 居宅訪問型保育事業

障害・疾病等で個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業です。

※現在、品川区では、③ 事業所内保育事業は実施していません。

#### (3) 対象者と入園事務

##### 【家庭的保育事業および小規模保育事業の対象者】

保育園の入園要件（P75）を満たし、品川区に住民票のある生後57日から3歳になった年度末（2歳児クラス）までの利用希望者です。

※家庭的保育事業の利用を希望する場合は、短時間認定を受けることが必要です。（標準時間認定の方は、家庭的保育事業の申し込みはできません。）

※地域型保育事業では、運営上、特別な配慮が必要なお子さんの保育ができない場合があります。

##### 【入園事務】

保育園の入園の申込み（P75）手順と同様です。地域型保育事業施設では受付していません。

#### (4) 入園実績

平成26年度までは、家庭的保育事業（保育ママ）として2次選考での申込みでしたが、平成27年度より認可事業となったため、平成27年4月入園の申込より認可保育園と同様に1次選考の対象となっております。

<家庭的保育事業および小規模保育事業における保育の実施状況>

年 度	(a) 児童数 (0～2歳) 人 (4月1日現在)	(b) 入園者数 人	入 園 率 (b) / (a) %
H28	10,642	270	2.5
H29	10,811	270	2.4

※数値は平成29年4月入所の状況です。

## (5) 定員および在籍状況

平成29年4月1日現在

	地域型保育事業名	定員			在籍								形態	
		3歳未満	3歳以上	合計	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計		合計
1	内山 盛予	5	—	5	1	1	3	5	—	—	—	0	5	家庭的
2	林 とし子	3	—	3	0	2	0	2	—	—	—	0	2	家庭的
3	うみのくに保育園 ふどうまえ	12	—	12	4	5	3	12	—	—	—	0	12	小規模
4	五反田せせらぎ保育園	9	—	9	3	4	2	9	—	—	—	0	9	小規模
5	おうち保育園おおいまち	12	—	12	4	4	4	12	—	—	—	0	12	小規模
6	はぐはぐキッズ荏原町	12	—	12	4	7	1	12	—	—	—	0	12	小規模
7	チャイルドマインダー-荏原中延	9	—	9	3	5	1	9	—	—	—	0	9	小規模
8	おうち保育園ごたんだ	12	—	12	4	3	5	12	—	—	—	0	12	小規模
9	はぐはぐキッズ西大井	12	—	12	4	8	0	12	—	—	—	0	12	小規模
10	サニーチャイルドとごし	9	—	9	3	4	2	9	—	—	—	0	9	小規模
11	めるへんキッズ戸越	12	—	12	4	6	2	12	—	—	—	0	12	小規模
12	ナーサリーおひさま	12	—	12	4	5	3	12	—	—	—	0	12	小規模
13	チャイルドマインダー-武蔵小山	9	—	9	2	5	2	9	—	—	—	0	9	小規模
14	うみのくに保育園 なかのぶ	19	—	19	6	7	6	19	—	—	—	0	19	小規模
15	サニーチャイルドにしおおい	11	—	11	3	8	0	11	—	—	—	0	11	小規模
16	こどもヶ丘保育園 大井町園	12	—	12	3	5	4	12	—	—	—	0	12	小規模
17	星のおうち戸越銀座	12	—	12	3	4	5	12	—	—	—	0	12	小規模
18	しいのみ保育園	19	—	19	5	7	7	19	—	—	—	0	19	小規模
19	ウィズブック保育園大森海岸	15	—	15	3	5	7	15	—	—	—	0	15	小規模
20	まちの保育園えばら	12	—	12	3	6	3	12	—	—	—	0	12	小規模
21	チャイルドマインダー-西五反田	12	—	12	3	3	6	12	—	—	—	0	12	小規模
22	保育ルーム Clover西小山園 I	12	—	12	3	2	7	12	—	—	—	0	12	小規模
23	保育ルーム Clover西小山園 II	19	—	19	3	4	12	19	—	—	—	0	19	小規模
24	障害児訪問保育アニー	—	—	0	0	1	3	4	—	—	—	0	4	居宅訪問
	合計	271		271	75	111	88	274	—	—	—	0	274	

## (6) 地域型保育事業の運営

## ① 地域型保育給付費の支給および運営費助成

子ども・子育て支援法による公定価格に基づき地域型保育給付費を支給するとともに、区独自の運営費を助成することにより、事業実施の安定化を図ることで児童の保護者に多様な保育事業の提供を促進し、児童福祉の向上を図ることを目的としています。

## 【根拠】

ア 子ども・子育て支援法第29条

イ 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等

ウ 品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱

【予算額】 914,829千円

## ② 保育士等の処遇改善事業

地域型保育事業に勤務する保育士等の処遇改善を図るため、子ども・子育て支援法による公定価格に基づき処遇改善等加算を支給し保育士等の賃金改善を図るとともに、東京都の保育士等キャリアアップ補助金を活用し、更なる賃金改善を実施しています。

また、地域型保育事業の運営事業者が保育従事職員のために宿舍を借り上げた場合に、借り上げに係る経費の一部を補助するため、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業を実施しています。

## 【根拠】

ア 品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

イ 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

【予算額】 67,112千円

## (7) 地域型保育事業新規開設支援

待機児童対策は品川区の緊急課題であり、今後も待機児童ゼロを目指して総合的な待機児童対策を推進する必要があります。区では平成27年度から小規模保育事業等の開設補助を定員数に見合う補助額に拡充し、より一層の保育事業者の負担軽減を図っています。

- |           |              |  |
|-----------|--------------|--|
| ① 開設補助    | (ア) 家庭的保育事業  | 上限1施設あたり20万円                               |
|           | (イ) 小規模保育事業  | 上限定員1人あたり30万円                              |
|           | (ウ) 事業所内保育事業 | 上限1施設あたり400万円                              |
| ② 開設前家賃補助 | 小規模保育事業      | 上限定員1人あたり2万円×2か月分                          |
| ③ 開設後家賃補助 | 小規模保育事業      | 東京都が「待機児童解消に向けた緊急対策」として創設した家賃補助を採用し、補助します。 |

【予算額】 12,284千円



## 4. 認証保育所等

### (1) 認証保育所の概要と保育実績

認証保育所とは東京都独自で定めた要件を満たし、都知事が認証した保育施設をいいます。民間事業者による自主事業で、都市の多様な保育ニーズに対応することを目的としています。

現在区内には26か所（定員925人）の認証保育所があり、平成28年度末時点で95.83%の利用率となっています（定員弾力化による受け入れを含む）。

### (2) 認証保育所の開設支援

待機児童対策は品川区の緊急課題であり、社会福祉法人、株式会社等の民間活力による認証保育所の新規開設を積極的に誘致し、一層の待機児童解消を進めていく必要があります。

新規開設の誘致にあたっては、区補助要綱を時限的事業として、開設準備経費と家賃の補助制度等を設けています。また、平成29年度については「待機児童解消に向けた緊急対策」を加えた東京都の補助制度を引き続き活用します。

#### ① 品川区認証保育所等家賃支援補助

認証保育所事業者への経営支援として、新規開設後の家賃補助を実施します。

##### (ア) 家賃補助

東京都は「待機児童解消に向けた緊急対策」として、開設から5年間の家賃補助を創設しました。このことから都と区の現行の補助（家賃月額のうち、坪単価12,000円を超える額を補助（上限額1坪10,000円）補助期間は都と同様の5年間）を比較して、補助金額が高い方を採用して5年間補助します。

#### ② 品川区認証保育所等開設支援補助

認証保育所事業者への開設支援として、開設前の家賃補助および改修経費補助を実施します。

開設までに要した家賃（賃貸借物件により新たに開設する場合で、事業者が貸主に対して支払う建物賃借料（改修工事等着工以降から開設するまでを対象とする家賃）および礼金を含む）および賃貸借物件の借上げ時における改修費等（内装改修工事費および設備工事等）を合計した額の15/16と1か所あたり7,400万円の15/16を比較していずれかの低い額を選定し、その選定した額を補助します。

平成29年度は、認証保育所1園の新規開設を予定しています。

**【予算額】** 98,963千円

### (3) 認証保育所の運営

#### ① 認証保育所運営費等補助制度

##### 【目的】

東京都が認証した施設に対し品川区が運営費の補助金を交付することにより、保育所のサービス水準の維持向上および児童福祉の増進を図ることを目的としています。

##### 【内容】

東京都が認証した施設に対し、品川区が補助金を交付し、多様な保育ニーズに対応します。

**【予算額】** 1,552,082千円

（各施設については、参考資料：施設一覧の認証保育所をご覧ください。）

#### ② 保育士等の処遇改善事業

認証保育所に勤務する保育士等の処遇改善を図るため、東京都の保育士等キャリアアップ補助金

を活用し、賃金改善を実施しています。

また、認証保育所の運営事業者が保育従事職員のために宿舍を借り上げた場合に、借り上げに係る経費の一部を補助するため、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業を実施しています。

**【根 拠】**

ア 品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

イ 品川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

**【予算額】** 143,906千円

**(4) 認証保育所保育料助成制度**

**【目 的】**

認証保育所を認可保育園に準ずる児童福祉施設と位置づけ、認証保育所を利用中の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料助成金を交付します。

**【内 容】**

助成要件・助成方法

年齢	要件	助成方法
0 ～ 2 歳児	① 児童および保護者が当該月の1日時点で品川区に住民登録があり、実際に居住している月 ② 認証保育所に当該月の初日より在籍し、基本保育時間で月160時間以上の月ぎめ契約により保育を受けた月 ③ 認証保育所の保育料を支払っている月	認可保育園に入園した場合の標準時間保育料と実際に認証保育所に払っている基本保育料との差額を助成（認証保育所基本保育料の上限額66,000円を超えた分は助成対象となりません）
3 ～ 5 歳児	上記①～③の要件に加え ④ <u>認可保育園の当該月の入園申込みをして、不承諾となった月</u>	認可保育園保育料の所得階層に応じた定額助成

**【予算額】** 339,897千円

【認証保育所の定員および在籍状況】 (平成29年4月1日現在)

施設名	種別	定員						園児数							
		0才	1才	2才	3才	4才以上	計	0才	1才	2才	3才	4才	5才	計	
1 しながわがくどうえん	B	8	9	8			25		8	9	8				25
								うち区民	8	9	7				24
2 アートチャイルドケア目黒	A	6	9	10		5	30		6	9	9				24
								うち区民	5	6	6				17
3 めだか保育園	A	11	8			11	30		11	8	9	1			29
								うち区民	10	8	9	1			28
4 バレット保育園・不動前	A	9	12	14	1		36		7	12	13				32
								うち区民	2	7	7				16
5 ポピンズナーサリースクール東品川	A	15	16	12	7	10	60		3	13	12	5	4	7	44
								うち区民	3	13	12	5	4	6	43
6 ひよこの家保育園	A	7	8	6			21		7	7	4				18
								うち区民	7	7	4				18
7 こぐま保育園	B	9	6				15		9	5					14
								うち区民	9	5					14
8 こっころ	A	6	10	10		24	50		5	9	10	9	8	7	48
								うち区民	4	8	6	8	6	6	38
9 小学館アカデミーおおよき駅前保育園	A	9	12	12		3	36		9	12	12	1			34
								うち区民	9	12	12	1			34
10 TKチルドレンズファーム東大井校	A	5	9	9		17	40		5	9	8	10	2	5	39
								うち区民	5	9	7	10	2	5	38
11 アスク不動前保育園	A	9	12	9			30		3	10	7				20
								うち区民	1	7	7				15
12 さくら大崎保育園	A	15	12	10			37		15	12	10				37
								うち区民	14	11	10				35
13 小学館アカデミーむさしこやま保育園	A	10	10	10		5	35		10	10	8	7			35
								うち区民	9	5	5	6			25
14 ポピンズナーサリースクール東五反田	A	6	8	11		7	32		6	8	10	3	1	1	29
								うち区民	6	8	10	3	1	1	29
15 小学館アカデミーアトレ大井町保育園	A	15	15			10	40		15	15	10				40
								うち区民	15	15	10				40
16 ルーチェ保育園南品川	A	9	14			17	40		9	14	9	5			37
								うち区民	9	14	9	5			37
17 ゆらりん東品川保育園	A	9	15	15			39		6	12	12				30
								うち区民	6	11	12				29
18 たんぼぼ保育所東大井園	A	9	13	10			32		8	13	6				27
								うち区民	8	13	6				27
19 うみのくに保育園とごし	A	9	15	16			40		9	17	14				40
								うち区民	9	17	14				40
20 BunBu学院 Jr 戸越園	A	6	17	17			40		6	17	16				39
								うち区民	6	17	16				39
21 ココファン・ナーサリー旗の台	A	9	15	16			40		7	8	10				25
								うち区民	6	8	10				24
22 ウィズブック保育園天王洲	A	6	12	12	8	2	40		6	12	12	5	1		36
								うち区民	6	11	11	5	1		34
23 太陽の子東五反田保育園	A	9	15	16			40		9	15	10				34
								うち区民	9	15	8				32
24 東大井かがやき保育園	A	9	9	9			27		6	9	2				17
								うち区民	6	9	2				17
25 ユニバース・ナーサリー大森	A	6	12	12			30		3	11	1				15
								うち区民		10					10
26 鮫洲かがやき保育園	A	12	12	8	8		40		12	12	4				28
								うち区民	12	12	4				28
合計		233	305	290	85	12	925	合計	200	288	226	46	16	20	796
								A) うち区民	184	267	204	44	14	18	731
								B) 区外圏在籍の区民	37	57	43	16	11	8	172
								C) 区民合計(A)+B)	221	324	247	60	25	26	903

注) 設置主体や施設の規模により異なり、民間事業者等による運営がA型、主に個人によるものがB型です。

(参考①)

認可保育園、地域型保育事業と認証保育所を合わせた定員数、園児数

年度	0～5歳児の人口 (A)	定員 (B)	園児数 (C)	人口に対する 定員の割合 (B) / (A)	入園率 (C) / (A)
H26	18,359	7,279	7,503	39.6%	40.9%
H27	18,874	7,649	7,991	40.5%	42.3%
H28	19,708	8,735	8,834	44.3%	44.8%
H29	20,315	9,615	9,536	47.3%	46.9%

※人口は、各年4月1日付年齢別人口報告書による

※保育園、地域型保育事業、認証保育所の園児数は各年4月1日付の人数

※認証保育所の定員は区内園の合計数、園児数は区外園に通所している品川区民を含む

(参考②)

<新規入園申込者等の状況>認可保育園と地域型保育事業 (人)

年度	新規申込者	入園児	待機児数(4月)
H26	2,483	1,706	128
H27	2,799	1,784	215
H28	3,281	2,310	178
H29	3,444	2,428	219

※数値は各年度4月入所の状況です。

※H27から入園児数には地域型保育事業を含む

## (5) 認可外保育施設保育料助成制度

### 【目的】

待機児童対策の一環として、認可保育所、地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業）に入園できなかった児童が認可外保育施設（認証保育所を除く。）を利用する場合に、保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料の一部を助成します。

### 【制度概要】

#### ① 対象施設

次の要件を満たす施設が対象となります。

- ア 認可外保育施設のうち、ベビーホテル・その他施設（これらに準ずる施設として、区が特に認める施設を含む。）
- イ 東京都から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設

#### ② 利用要件

次の要件を満たす方が対象となります。

- ア 児童および保護者が品川区内に住民票上の住所を有し、実際に居住していること。
- イ 区に認可保育所、地域型保育事業の入園申込みを行い、保育の必要性の認定を受けたが不承諾（利用不可）となっていること。
- ウ 認可外保育施設を基本保育時間で月160時間以上の月極め契約で利用していること。
- エ 認可外保育施設の基本保育料を支払っており、滞納していないこと。

#### ③ 助成月額（定額）

0歳児 50,000円、1歳児 45,000円、2～5歳児 40,000円

【予算額】 105,132千円

## 5. 区立幼稚園

### (1) 区立幼稚園の概要と入園実績

現在、区立幼稚園は、幼保一体施設5園（平塚、御殿山、第一日野、台場、二葉）、独立園4園（城南、浜川、伊藤、八潮わかば）の9園を設置し、全園で2年保育を実施し、全園で預かり保育を行っています。

		定 員		クラス数	在園数	入園可能数
		年少(4歳)	年長(5歳)			
1	城南幼稚園	年少(4歳)	30	1	29	1
		年長(5歳)	35	1	34	1
		合 計	65	2	63	2
2	平塚幼稚園	年少(4歳)	35	1	35	0
		年長(5歳)	35	1	35	0
		合 計	70	2	70	0
3	浜川幼稚園	年少(4歳)	35	1	35	0
		年長(5歳)	35	1	34	1
		合 計	70	2	69	1
4	御殿山幼稚園	年少(4歳)	35	1	35	0
		年長(5歳)	35	1	35	0
		合 計	70	2	70	0
5	伊藤幼稚園	年少(4歳)	30	1	27	3
		年長(5歳)	32	1	26	6
		合 計	62	2	53	9
6	第一日野幼稚園	年少(4歳)	35	1	35	0
		年長(5歳)	35	1	35	0
		合 計	70	2	70	0
7	台場幼稚園	年少(4歳)	35	1	35	0
		年長(5歳)	34	1	29	5
		合 計	69	2	64	5
8	二葉幼稚園	年少(4歳)	70	2	53	17
		年長(5歳)	70	2	66	4
		合 計	140	4	119	21
9	八潮わかば幼稚園	年少(4歳)	35	1	24	11
		年長(5歳)	32	1	30	2
		合 計	67	2	54	13
合 計	年少(4歳)	340	10	308	32	
	年長(5歳)	343	10	324	19	
	合 計	683	20	632	51	

平成29年4月1日現在

## (2) 幼稚園保育料

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度においては、これまで一律だった幼稚園保育料について、法令で定める額を上限として、所得に応じた応能負担と規定されました。それを受け、平成28年4月から幼稚園保育料階層表を制定しました。

なお、平成28年度に新規に入園する児童は、下表のとおり所得に応じた保育料（※経過措置あり）が適用となります。また、平成28年度に4歳児クラスに入園したお子さんは、この軽減措置は平成29年度（5歳児クラス）になっても適用となります。

さらに、区立幼稚園に在園する第2子以降（兄弟姉妹が認可保育園・認定こども園・ぷりすくーる西五反田・認証保育所・特別支援学校幼稚部等在園を含む）の保育料の軽減を図り、第2子の幼稚園保育料を5割減額し、第3子以降の幼稚園保育料を免除にしています。平成27年4月から多子減額の制度が拡充され、第1子の年齢を就学前から小学校3年生までに引き上げを行っています。

### 【幼稚園保育料】

(平成28年4月1日施行)

所得(住民税)階層	平成28年度入園 ※	平成29年度以降入園
生活保護世帯	0円	0円
区民税非課税世帯	0円	0円
区民税所得割 77,100円以下の世帯	3,000円	3,000円
” 77,101円～211,200円以下の世帯	8,200円	8,400円
” 211,201円～232,500円以下の世帯	9,600円	11,200円
” 232,501円～256,300円以下の世帯	11,100円	14,200円
” 256,301円以上の世帯	12,000円	16,000円

## (3) 特別支援教育・保育

区立幼稚園では、心身に障害のあるお子さんや心身の発達状態から同様の配慮を必要とするお子さんについて、集団での教育が可能な場合等において受け入れ、より良い発達に配慮しながら対応しています。

### ① 巡回相談

平成26年度より、教職員の対応力向上のため、区立幼稚園で巡回相談を開始し、臨床心理士が各園を回り、特別支援児の観察と対応について助言・指導しています。さらに、平成27年度からは回数を増やし充実を図っています。平成28年度は学校心理士による巡回相談を実施し、配慮を必要とする5歳児を対象に、スムーズな就学に向けた支援を行いました。

### 【実績】

年度	実施園数	巡回回数	対象児童数
H26	9園	9回	26人
H27	9園	18回	43人
H28	9園	18回	36人

② 就園措置委員会実績

就園措置委員会において、区立幼稚園入園の適否および介助員配置の可否等を判断しています。

【実績】

年度	審査園児数	認定園児数
H26	32 (28) 人	28 (25) 人
H27	33 (31) 人	32 (30) 人
H28	29 (24) 人	26 (21) 人

※ ( ) 内は4月新入園申込数を再掲

## 6. 幼保一体施設

幼保一体施設は、幼稚園と保育園のそれぞれの培ってきたメリットを融合させ、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の施設です。

品川区では、「年齢区分型」と「幼保連携並列型」の二種類の運用形態を設けています。

「年齢区分型」の幼保一体施設は、併設された0～3歳児クラスの認可保育園と4～5歳児クラスの幼稚園により構成されます。「年齢区分型」の幼保一体施設においては、幼保一体施設を構成する保育園の3歳児が4歳児に進級する際に、併設幼稚園への入園を希望する場合は、優先入園の取扱いをしています。

「幼保連携並列型」の幼保一体施設は、0～5歳児クラスの認可保育園と施設内または併設する小学校に設置された4～5歳児クラスの幼稚園により構成されています。

【予算額】 828,195千円

### (1) 二葉すこやか園

二葉すこやか園は、平成14年9月、二葉幼稚園の園舎内の余裕教室に二葉つばみ保育園を併設し、「年齢区分型」の品川区初の幼保一体施設として運営を開始しました。また、平成25年4月からは、豊葉の杜学園の併設施設として運営しています。

【開園時期】 平成14年9月

【定員及び園児数】

平成29年4月1日現在

二葉つばみ保育園(0～3歳児)		二葉幼稚園(4・5歳児)		定員 合計	園児数 合計
定員	園児数	定員	園児数		
66	69	140	119	206	188

### (2) のびっこ園台場

のびっこ園台場は、台場幼稚園を台場小学校の教室に移設し、台場保育園4,5歳児クラスを新設し、「幼保連携並列型」の幼保一体施設として運営しています。

【開園時期】 平成18年6月

【定員及び園児数】

平成29年4月1日現在

台場保育園(0～5歳児)				台場幼稚園(4・5歳児)		定員 合計	園児数 合計
0～2歳児		3～5歳児		定員	園児数		
定員	園児数	定員	園児数			定員	園児数
47	53	69	71	69	64	185	188

### (3) 第一日野すこやか園

第一日野すこやか園は、平成22年4月に五反田地区教育複合施設へ第一日野幼稚園を移転し、あわせて同施設内に0～5歳児クラスの認可保育園を設置し、平成22年6月から「幼保連携並列型」の幼保一体施設として運営しています。

【開園時期】 平成22年6月

【定員及び園児数】

平成29年4月1日現在

西五反田第二保育園(0～5歳児)				第一日野幼稚園(4・5歳児)		定員 合計	園児数 合計
0～2歳児		3～5歳児		定員	園児数		
定員	園児数	定員	園児数			定員	園児数
52	55	78	75	70	70	200	200



#### (4) 平塚すこやか園

平塚すこやか園は、平成24年10月に荏原平塚総合区民会館と併設する幼保一体施設へ平塚幼稚園を移転し、平成25年4月に同施設内に0～5歳児クラスの認可保育園を設置することで、「幼保連携並列型」の幼保一体施設として運営しています。

【開園時期】 平成25年4月

【定員及び園児数】

平成29年4月1日現在

荏原西第二保育園 (0～5歳児)				平塚幼稚園 (4・5歳児)		定員 合計	園児数 合計
0～2歳児		3～5歳児		定員	園児数		
定員	園児数	定員	園児数			定員	園児数
38	43	50	51	70	70	158	164

#### (5) 御殿山すこやか園

御殿山すこやか園は、北品川5丁目の再開発工事完了に伴い、御殿山幼稚園を御殿山小学校敷地に隣接する建物内に再移転し、あわせて同施設内に0～3歳児クラスの認可保育園を設置することで、平成27年7月から「年齢区分型」の幼保一体施設として運営を開始しています。

【開園時期】 平成27年7月

【定員及び園児数】

平成29年4月1日現在

五反田第二保育園(0～3歳児)		御殿山幼稚園(4・5歳児)		定員 合計	園児数 合計
定員	園児数	定員	園児数		
50	50	70	70	120	120

#### (6) 品川区立就学前乳幼児教育施設（ぷりすくーる西五反田）

【目的】

小学校就学前の乳幼児に対し、保育所および幼稚園の相互の特色を生かした保育・教育を継続的かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図り、地域における子育て家庭を支援します。

【内容】

公設民営型の幼保一体化施設として、多様な保育・教育ニーズに対応します。

延長夜間保育・預かり保育・特別教育等（体操教室など）の有料サービスを提供します。

※運営は、指定管理者制度によりNPO法人「子育て品川」が行っています。

【定員及び園児数】

平成29年4月1日現在

保育園(0～2歳児)		幼児教育施設(3～5歳児)		定員 合計	園児数 合計
定員	園児数	定員	園児数		
46	46	54	73	100	119

【預かり保育の実績】

年度	総利用者数
H26	12,176人
H27	13,047人
H28	12,954人

【予算】

181,408千円

## 7. 私立幼稚園

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区内私立幼稚園に対し認可、届出、調査等の指導を行っています。

### (1) 私立幼稚園の入園実績 ※5月1日現在

	在籍児数		
	27年度	28年度	29年度
3歳児（満3歳児を含む）	1,036人	1,088人	1,066人
4歳児	1,074人	1,023人	1,019人
5歳児	1,059人	1,047人	1,007人
計	3,169人	3,158人	3,092人
定員	3,190人	3,190人	3,190人

### (2) 私立幼稚園預かり保育事業補助金等

#### 【目的】

多様化する保育ニーズに応じて、私立幼稚園に在園する3～5歳児を対象に教育時間外の午前7時30分～午後6時30分までと長期休業中（夏・冬・春休み）において、保育園の保育時間に準じた預かり保育を実施する幼稚園（きんだあくらぶ7園）に補助金を交付します。さらに、平成21年度に一定の条件のもとに預かり保育を実施する幼稚園に対する区独自の補助金を創設しました。平成29年度は10園を対象に交付します。

【予算額】 20,480千円 【実施園】 17園

### (3) 私立幼稚園振興費補助金

#### 【目的】

園経営の安定と保護者にかかる経費の負担の軽減を図るため、運営費の一部を補助しています。

【予算額】 35,139千円

### (4) 私立幼稚園協会補助金

#### 【目的】

区内私立幼稚園相互の提携協力により、私立幼稚園振興のために実施する事業の拡充強化を図り、もって幼児教育の向上に寄与するため、私立幼稚園協会に対し補助金を交付します。

【予算額】 5,500千円

### (5) 心身障害児教育事業費補助金

#### 【目的】

心身障害児の就園する品川区内私立幼稚園に対して、その運営費の一部を補助し、心身障害児教育の振興・発展を図ります。平成27年度より1人につき30万円に増額しました。

【予算額】 9,000千円

## (6) 入園料補助金

### 【目的】

品川区在住の私立幼稚園等園児保護者に対し、負担した入園料について補助金を支給します。

### 【内容】

一人につき 100,000円

【予算額】 130,000千円

## (7) 園児保護者補助金

### 【目的】

私立幼稚園、幼稚園類似施設等に通園させている園児保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図るために、一定の所得基準額以下の家庭に対して、保育料の一部を補助します。

平成24、26、28年度と段階的に所得制限を緩和してきており、平成29年度もさらに緩和して支給対象者の拡大を図っています。

【予算額】 357,312千円

### 【平成28年度補助対象基準】

対象となる世帯	補助金額	
	第 1 子	第 2 子以上*
生活保護受給世帯および特別区民税所得割非課税世帯および下記所得割課税額77,100円以下の世帯のうち、ひとり親世帯等	158,400円	
特別区民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	138,000円	158,400円
特別区民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	126,000円	151,200円
特別区民税所得割課税額 256,300円以下の世帯	112,800円	144,000円
特別区民税所得割課税額 526,600円以下の世帯	84,000円	84,000円

\*同時在園の場合の就園児二人目以降および世帯に小学校1～3年生がいる場合等（ただし、所得割課税額77,100円以下の世帯については、多子軽減に係る子の年齢制限を撤廃。）

## (8) 幼稚園等就園奨励費補助金

### 【目的】

品川区在住の私立幼稚園、幼稚園類似施設等（子ども・子育て支援法第27条に規定する確認を受けた施設を除く）在園児の保護者で、一定の所得基準額以下の家庭に対して、入園料および保育料を補助し、幼児教育の振興を図ります。

【予算額】 300,902千円

【平成28年度補助対象基準】

対象となる世帯	補 助 金 額		
	第1子	第2子	第3子以上
生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
特別区民税非課税世帯および 特別区民税所得割非課税世帯	272,000円	290,000円	308,000円
特別区民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	115,200円	211,000円	308,000円
特別区民税所得割課税額 211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
上記以外の世帯	—	154,000円	308,000円

※多子軽減の算定は小学校3年生までの兄・姉の数に応じて算定。(ただし、所得割課税額77,100円以下の世帯については、多子軽減に係る子の年齢制限を撤廃。)

※ひとり親世帯等に該当する場合、非課税の世帯における単価を第1子、第2子ともに308,000円とし、所得割課税額77,100円以下の世帯における単価を第1子の場合、217,000円、第2子の場合、308,000円とする。

## 8. 就学前乳幼児教育の充実

### (1) 就学前教育推進事業

#### 【目的】

0歳から就学前までの全ての子どもたちが、保育園、幼稚園の区別なく、等しく質の高い保育・教育を受けられ、小学校へのスムーズな移行ができるよう乳幼児教育の充実を図ります。

そのため平成20年3月に、保育園・幼稚園と小学校をつなぐ乳幼児教育実践の手引き「のびのび育つ しながわっこ」を策定し、平成23年12月にはジョイント期カリキュラムを取り入れ改訂しました。そして、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との整合を図り、より分かりやすく実態に合った新訂版を平成27年3月に発行しました。また、子育て応援冊子「のびのびガイド」を作成し、子育て世帯に配布し家庭支援に発展させました。

さらに、各幼稚園・保育園・認定こども園では、子どもの様子をそれぞれの就学先に伝え、小学校へのスムーズな接続を図っています。

保育・教育課程に基づく保育・教育の実践とその検証・評価を行いながら、乳幼児教育の充実を目指します。

#### 【内容】

- ・ 乳幼児教育実践の手引き「新訂版 のびのび育つ しながわっこ」による実践
- ・ 「のびのびガイド」の配付
- ・ 教材・教具の充実
- ・ 「こどもアートフェスタ」の開催
- ・ 保育者のスキルアップのための研修
- ・ 保育・教育課程実施状況の確認と巡回指導

【予算】 26,586千円

### (2) 認定こども園

保育園における乳幼児教育の内容の充実や地域子育て支援機能の充実を図るため、平成19年9月に区立保育園3園（一本橋保育園、旗の台保育園、五反田保育園）を、平成27年4月に区立保育園1園（北品川第二保育園）を保育所型認定こども園に転換しました。品川区立の認定こども園では、保育園機能とあわせて、4・5歳児クラスに、保護者の就労の有無を問わない短時間利用児の受け入れ枠があります。保育と教育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援を行います。

#### 【内容】

- ・ 乳幼児教育の内容の充実
- ・ 保育者のスキルアップのための研修
- ・ 保育者に対する巡回指導
- ・ 短時間利用児の受け入れ
- ・ 短時間利用児については、保護者が就労している在園児を対象に預かり保育を実施
- ・ 子育て支援事業の実施
- ・ 4～5歳児の担任に幼稚園教諭・保育士資格併有者を配置
- ・ 小学校教育への接続と連携の強化

#### 【実施園】

一本橋保育園、旗の台保育園、五反田保育園、北品川第二保育園

### (3) 保幼小連携事業

#### 【目的】

幼児の生活や発達、学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実が求められています。この事業は公私立保育園・幼稚園と近隣の小学校が連携・協力し、園児が学校環境に慣れ親しむ機会をつくり、学校生活に期待や意欲をもって就学できることを目的としています。平成20年度からは、全小学校に事業を拡大し、希望する公私立保育園・幼稚園が小学校と連携、交流しています。

また、平成23年4月から、園児が一定時間小学校に滞在し、保育・教育活動を継続的に行う「スクール・ステイ事業」を実施しています。これにより、保育園保育士・幼稚園教諭と小学校教員との連携が強まり、指導方法などの意見交換も活発に行われるようになりました。

今年度は新たに保育園4園、小学校3校を加えて、合計保育園32園、幼稚園8園、小学校28校で実施します。

#### 【内容】

- ・ 『保・幼・小連携の推進に関する検討委員会』での検討
- ・ 保育園・認定こども園・幼稚園の子ども様子を就学先に伝え、小学校へのスムーズな接続を図る
- ・ 保育園児・幼稚園児と小学生の交流
- ・ 保育園児・幼稚園児と小学校教職員の交流
- ・ 小学校教職員と幼稚園教諭、保育士の交流(教員による保育士体験)
- ・ 小学校の校長や教職員を講師とした保育園・幼稚園での研修
- ・ スクール・ステイ事業の実施

実施年度	施設名	合計
平成23年度 開始 (6園・6校)	中延保育園・中延小学校、西品川保育園・三木小学校 東大井保育園・鮫浜小学校、一本橋保育園・山中小学校 源氏前保育園・源氏前小学校、富士見台保育園・上神明小学校	6園 6校
平成24年度 開始 (6園・6校)	西中延保育園・延山小学校、西五反田保育園・第四日野小学校 旗の台保育園・清水台小学校、大崎保育園・芳水小学校 伊藤保育園・伊藤小学校、平塚保育園・京陽小学校	12園 12校
平成25年度 開始 (8園・3校)	荏原保育園・荏原西第二保育園・平塚幼稚園・荏原平塚学園 八ツ山保育園・台場保育園・台場幼稚園・台場小学校 南大井保育園・水神保育園・鈴ヶ森小学校	20園 15校
平成26年度 開始 (7園・5校)	中原保育園・後地小学校、荏原西保育園・小山小学校 ゆたか保育園・戸越小学校、伊藤幼稚園・伊藤小学校 城南幼稚園・城南小学校 西五反田第二保育園・第一日野幼稚園・第一日野小学校	27園 20校
平成27年度 開始 (6園・3校)	浜川幼稚園・大井保育園・浜川小学校 東中延保育園・南ゆたか保育園・大原小学校 二葉幼稚園・二葉保育園・豊葉の杜学園	33園 23校
平成28年度 開始 (3園・2校)	御殿山幼稚園・五反田保育園・御殿山小学校 小山台保育園・小山台小学校	36園 25校
平成29年度 開始 (4園3校)	品川保育園・浅間台小学校 東品川保育園・城南第二小学校 北品川保育園・北品川第二保育園・品川学園	40園 28校

## 9. 一時預かり事業

一時預かり事業は、子ども・子育て支援制度において地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、各自治体が地域の実情に応じて実施することとされています。

品川区では、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業として、以下のメニューを用意し、利用者のニーズに対応しています。

### (1) 区立幼稚園の預かり保育

区立幼稚園全園で、保護者が就労等をしている在園児を対象として、預かり保育（幼稚園教育時間を除く）を行っています。

※幼稚園教育時間は、月・火・木・金＝9時～14時、水＝9時～12時。

#### ① 独立園（4園）

【実施曜日】 月～金（土・日・祝・振替休業日・年末年始等は実施しない）

【利用時間・利用料】

園名		城南・伊藤・八潮わかば	浜川
実施時間	月・火・木・金	14時～17時	7時30分～18時30分
	水	12時～17時	
	長期休業日等	9時～17時	
利用料（日額）		400円	9時～17時→400円 7時30分～18時30分→600円

【実績】

園名	総利用数		
	H26	H27	H28
城南	1,055人	1,475人	1,232人
浜川	1,849人	2,033人	2,009人
伊藤	621人	1,417人	382人
八潮わかば	945人	792人	710人
合計	4,470人	5,717人	4,333人

#### ② 幼保一体施設（5園）

【実施曜日】 年齢区分型＝月～土（日・祝・振替休業日・年末年始等は実施しない）

幼保連携並列型＝月～金（土・日・祝・振替休業日・年末年始等は実施しない）

【利用時間・利用料】

		年齢区分型	幼保連携並列型
園名		御殿山・二葉	第一日野・台場・平塚
実施時間	月・火・木・金	7時30分～19時30分	7時30分～18時30分
	水		—
	土		—
	長期休業日等		7時30分～18時30分
利用料（日額）		18時30分まで→750円 19時30分まで→1,150円	7時30分～18時30分 →第一日野・台場：600円 平塚：750円 ※9時～17時 →第一日野・台場：400円 平塚：550円

【実績】

園名	総利用数		
	H26	H27	H28
二葉	10,007人	10,818人	11,391人
台場	5,792人	4,965人	3,727人
第一日野	1,512人	1,204人	2,019人
御殿山	10,509人	7,006人	8,904人
平塚	1,554人	684人	1,063人
合計	29,374人	24,677人	27,104人

③ 子育て支援型預かり保育(台場幼稚園)

【実施曜日】 基本保育実施日(土・日・祝・振替休業日・年末年始等は実施しない)

【要件】 在園児の保護者が保育を必要とした場合

【利用時間】 幼稚園教育時間終了後から16時30分まで

【利用料(日額)】 400円(おやつ代別)

【実績】

園名	総利用数		
	H26	H27	H28
台場	967人	1,125人	879人

※就労支援型預かり保育実績(上の表)の総利用数の内数。



## (2) 一時保育

### 【事業概要】

区内在住の保護者が病気や出産などの理由で、子どもを保育できないときに、一時的に公私立保育園で預かる制度で、平成7年6月から実施しています。

#### ① 対象児童

品川区内に居住する生後4か月から小学校就学前までの健康な児童であって、保護者が次のいずれかに該当し、一時的に保育が困難な場合に対象とします。

(ア) 死亡、行方不明等で不在のとき。

(イ) 傷病もしくは出産等のため入院または通院するとき。

(ウ) 家族が入院し、その看護にあたるとき。

(エ) 災害等によって復旧活動に従事するとき。

(オ) 親族の葬儀を主宰し、または出席するとき。

(カ) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に定める裁判員候補者の呼び出しおよび裁判員（補充裁判員を含む）の出頭に応じるとき。（平成21年度から）

(キ) 区長が必要であると認めたとき。

② 実施園 公立保育園（ふりすくーる西五反田保育園・ひろまち保育園・ひがしやつやま保育園を除く）

私立保育園（一部の私立園を除く）

③ 定員 各園2名（私立保育園については実施園に要問い合わせ）

④ 利用期間 利用開始日から2か月以内で必要な日。更新は1回可能。

⑤ 利用時間 午前7時30分～午後6時30分の間で必要と認める時間。

⑥ 利用料金 一日 2,000円

### 【利用実績】

件数

保育事由	平成26年度	平成27年度	平成28年度
死亡・行方不明	2	0	0
入院・通院	128	149	105
看護	46	32	19
葬儀	0	0	0
災害	0	0	0
その他	226	248	353
合計	402	429	477
延べ日数	2,004	1,736	2,081

## (3) 緊急一時保育

保護者の死亡・失踪・離別等により緊急かつ一時的に保育に欠ける状態にある児童を、区と契約した緊急一時保育奉仕員の自宅で、原則として3か月を限度に保育し、児童福祉の増進と女性の社会参加を促進します。

【予算額】 1,743千円

**【緊急一時保育奉仕員】**

氏 名	住 所
後 藤 雄 子	西大井1丁目

\*平成28年7月より、奉仕員の諸事情により事業休止中。

**【保育実績】**

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用件数	6件	8件	1件
延べ日数	229日	287日	1日

**(4) 生活支援型一時保育（オアシスルーム）**

在宅で子育てをしている保護者の方が、リフレッシュ、通院、買い物、観劇、冠婚葬祭やカルチャースクール等の理由で一時的な保育を希望される場合に時間単位の一時的預かりを行い、在宅子育て家庭の負担軽減と保護者のリフレッシュを応援します。

**【利用要件と実施園等】**

利用できるのは、区内に居住する生後4か月から就学前の健康な児童です。北品川第二保育園内、荏原保健センター内とぷりすくーる西五反田は、月～土の午前8時30分～午後5時30分まで、その他の児童センター内、ものづくり創造センター内では、月～土の午前9時～午後6時まで実施しています。利用は年度内60日以内です。

伊藤児童センター内、東五反田児童センター内、小関児童センター内、西中延児童センター内、北品川児童センター内、北品川第二保育園内、荏原保健センター内、ものづくり創造センター内、ぷりすくーる西五反田で実施しています。

**【利用料】**

1時間500円

**【実 績】**

年 度	利用者数
H26	13,284人
H27	14,078人
H28	15,275人

**【予算額】** 356,253千円

## 10. その他在宅子育て支援事業

### (1) しながわっ子 子育てかんがるープラン

ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を実施しています。

【対 象】 妊娠中の方から就学前のお子さんのいる保護者

【申 込】 入園相談係へ事前に電話で予約

【実 績】

年 度	H26	H27	H28
相談件数	333件	380件	348件

### (2) チャイルドステーション

区立の保育園・幼稚園では、在宅で子育てをしている方に対し、身近な子育て支援施設「チャイルドステーション」として、様々な子育て支援事業を行っています。また、乳児を持つ母親が不安を感じることなく安心して外出できるよう、ベビーチェア（親子トイレ）、おむつ交換ベッド、授乳スペースなども備えています

#### ① 子育て体験事業

子育て体験事業として、在宅で子育てをしているご家庭の親子を対象に、区立保育園の保育活動が体験できる事業です。お子さんと同年齢のクラスに体験入室して、他の子どもとかかわって遊ぶ姿をとおして子育ての楽しさを実感したり、保育士の働きかけ方を学んだりできます。

【実 績】

年 度	H26	H27	H28
利用者数	1,281人	2,401人	1,524人
実施園数	41園	43園	43園

#### ② 地域交流事業

在宅で子育て中の方を対象に、区立保育園の中に設置した地域交流室（ポップンルーム）を開放して、小さなお子さんでも安全に安心して遊べる場の提供を行い、子育て中の方々が互いに交流を深めていただける場を提供してきました。現在、北品川第二保育園内、荏原保健センター内の2カ所で実施しています。

【実 績】

年 度	H26	H27	H28
延べ利用者	4,246人	4,129人	6,707人
登録件数	452件	483件	665件

【予算額】 34,313千円

### (3) 子育て交流ルーム運営助成

区では、すべての子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう、地域で支えるネットワークの構築に向け、商店街の空き店舗を利用した保育ルームの運営を支援しています。

#### 【施設名称等】

①子育て交流ルーム「品川宿おばちゃんち」

所在地：北品川2-19-6

実施主体：特定非営利活動法人 ふれあいの家ーおばちゃんち

開設日：平成18年11月20日

②子育て交流ルーム「昭和通りおばちゃんち」

所在地：西中延2-18-1

実施主体：特定非営利活動法人 ふれあいの家ーおばちゃんち

開設日：平成24年10月15日

#### 【事業概要】

空き店舗を利用した保育ルームで下記事業を実施

① 一時預かり事業

② 短時間契約保育

③ 「子育て相談」、「子育て講座」、「子育てサークルの育成事業」

#### 【根 拠】

品川区子育て交流ルーム事業助成要綱

#### 【助成概要】

①基本運営費 416,500円／月

②店舗等賃借料 賃借料の2/3額（ただし、月額20万円まで）

③実績加算額 短時間契約の保育実績が、1人あたり月間60時間を超えた時間数

1時間につき500円×月延べ利用時間

一時保育事業実績 1時間につき500円×月延べ利用時間

相談件数 1件につき500円×実績件数

（区内在住者のみ対象）

#### 【利用実績】

①品川宿おばちゃんち

契約保育		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
実人数 (人)	平成26年度	17	7	0	3	0	0	27
	平成27年度	7	28	0	0	0	0	35
	平成28年度	8	8	3	0	0	0	19
延べ日数 (日)	平成26年度	178	108	0	8	0	0	294
	平成27年度	57	188	0	0	0	0	245
	平成28年度	30	36	25	0	0	0	91
一時保育		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
実人数 (人)	平成26年度	347(1)	284	113	126	69	18	957(1)
	平成27年度	306	393	333	51	68	34	1,185
	平成28年度	236	212(1)	231	96	37	45	857(1)
延べ時間数 (時間)	平成26年度	3,246(6)	3,001	989	1,102	454	117	8,909(6)
	平成27年度	1,851	2,992	2,523	300	484	134	8,284
	平成28年度	2,026	1,774(4)	2,274	755	273	360	7,462(4)

注（ ）内は区外利用者内数

②昭和通りおばちゃんち

契約保育		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
実人数 (人)	平成26年度	11	10	16	1	0	0	38
	平成27年度	11	14	9	0	0	0	34
	平成28年度	20	4	1(1)	0	0	0	25(1)
延べ日数 (日)	平成26年度	131	85	173	6	0	0	395
	平成27年度	97	213	69	0	0	0	379
	平成28年度	135	26	1(1)	0	0	0	162(1)
一時保育		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
実人数 (人)	平成26年度	264	366(10)	245(4)	70(3)	19	1	965(17)
	平成27年度	275	438(2)	359(2)	89	30	14	1,205(4)
	平成28年度	268(1)	143(7)	200(3)	101	35	21	768(11)
延べ時間数 (時間)	平成26年度	3,017	3,602(62)	3,425(18)	730(18)	312	7	11,093(98)
	平成27年度	1,688	4,716(14)	2,936(15)	691	158	214	10,403(29)
	平成28年度	2,741(6)	1,779(73)	3,416(13)	1,267	213	386	9,802(92)

【予算額】 22,590千円

## (参考資料)

### 施設一覧

#### (1) 区立保育園 (43 か所、分園 2 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
品 川 保 育 園	東大井 5-8-12	3471-0506	昭 36.4.1 (現在地移転 平 21.4.1)	145
大 井 保 育 園	東大井 6-14-16	3761-8798	昭 36.4.1	131
荏 原 保 育 園	荏原 2-16-18	3781-5331	昭 36.4.1	120
ゆ た か 保 育 園	豊町 1-18-15	3786-0738	昭 36.4.1	70
三 ツ 木 保 育 園	西品川 1-9-18	3491-8593	昭 40.5.1	80
西 大 井 保 育 園	西大井 1-1-1	3774-5315	昭 41.5.1	116
中 延 保 育 園	西中延 1-6-16	3784-3405	昭 41.7.1	126
	中延 1-11-15	分園	平 22.4.1	
北 品 川 保 育 園	北品川 2-7-21	3471-4907	昭 42.5.1	78
西 中 延 保 育 園	西中延 3-8-5	3783-1856	昭 42.5.1	83
西 品 川 保 育 園	西品川 3-16-35	3493-1333	昭 43.5.1	147
	西品川 3-16-28	分園	平 22.4.1	
東 大 井 保 育 園	東大井 1-22-16	3471-1190	昭 43.6.1	100
一 本 橋 保 育 園	大井 2-25-1	3775-4351	昭 44.4.1	80
西 五 反 田 保 育 園	西五反田 3-9-10	3493-0075	昭 44.4.1	79
清 水 台 保 育 園	荏原 7-8-3	3784-0519	昭 44.7.1	100
東 中 延 保 育 園	東中延 2-5-10	3785-0418	昭 45.6.1	96
滝 王 子 保 育 園	大井 5-18-1	3775-4861	昭 45.6.1	80
二 葉 保 育 園	二葉 1-4-25	3782-6786	昭 45.9.1	63
東 五 反 田 保 育 園	東五反田 5-24-1	3447-0663	昭 45.10.1	78
南 ゆ た か 保 育 園	豊町 4-17-21	3781-3601	昭 46.5.1	107
南 大 井 保 育 園	南大井 3-7-4	3761-6543	昭 46.7.1	100
八 ツ 山 保 育 園	東品川 1-2-15	3472-4661	昭 46.7.1	63
東 品 川 保 育 園	東品川 1-34-9	3472-5805	昭 46.8.1	107
源 氏 前 保 育 園	中延 4-14-19	3783-8744	昭 47.8.1	113
旗 の 台 保 育 園	旗の台 5-19-5	3784-1903	昭 47.9.1	96
小 山 台 保 育 園	小山台 1-3-8	3710-4415	昭 48.6.1	93
中 原 保 育 園	小山 1-4-1	3492-5188	昭 48.7.1	96
大 崎 保 育 園	大崎 5-2-1	3492-6265	昭 49.7.1	125
富 士 見 台 保 育 園	西大井 6-1-15	3785-7833	昭 49.7.1	120
大 井 倉 田 保 育 園	大井 4-11-8	3776-8539	昭 50.10.1	110
荏 原 西 保 育 園	荏原 4-16-11	3783-6361	昭 50.10.1	100
五 反 田 保 育 園	東五反田 2-15-6	3445-4534	昭 51.7.1	102
伊 藤 保 育 園	西大井 6-13-1	3771-2211	昭 51.8.1	100

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
水 神 保 育 園	南大井 6-2-15	3761-0321	昭 52.7.1	107
平 塚 保 育 園	平塚 2-2-3	3785-6770	昭 54.6.1	107
八 潮 北 保 育 園	八潮 5-1-3	3799-0531	昭 58.4.1	102
八 潮 西 保 育 園	八潮 5-4-16	3799-0777	昭 58.8.1	100
八 潮 南 保 育 園	八潮 5-8-41	3799-2424	昭 60.4.1	102
二葉つぼみ保育園	二葉 1-3-40	3785-3423	平 14.9.1	66
台 場 保 育 園	東品川 1-8-30	3472-8823	平 18.6.1	116
西五反田第二保育園	西五反田 6-5-6	3493-7288	平 22.6.1	130
北品川第二保育園	北品川 3-7-43	5781-3881	平 23.6.1	94
荏原西第二保育園	荏原 4-5-22	3781-8917	平 25.4.1	88
五反田第二保育園	北品川 5-3-1	5795-1522	平 27.7.1	50

※五反田・一本橋・旗の台・北品川第二は、この他に認定こども園短時間枠 4・5 歳児各 10 名定員あり

## (2) 区立民営保育園 (3 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
ぷりすくーる西五反田	西五反田 3-9-9	5759-8081	平 16.6.1	46
ひろまち保育園	広町 2-1-18	5709-7088	平 28.4.1	300
ひがしやつやま保育園	北品川 1-16-4	6712-9250	平 29.4.1	60

## (3) 私立保育園 (47 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
緑 の 家 保 育 園	大井 7-4-18	3776-4073	昭 25. 5. 1	70
東 戸 越 保 育 園	戸越 4-1-10	3781-5363	昭 27. 3.31	70
宝 保 育 園	西五反田 4-11-18	3492-3872	昭 26. 3.15	90
石 井 保 育 園	小山 2-6-15	3781-3666	昭 31.12.26	78
ど ん ぐ り 保 育 園	南品川 2-9-13	3471-1673	昭 48. 5. 1	202
第 1 分 園	南品川 2-9-25	3472-0251	平 13. 4. 1	
第 2 分 園	南品川 2-15-6	3471-2317	平 15. 4. 1	
大崎ひまわり保育園	大崎 3-1-9	3495-7600	昭 58. 4. 1	70
八 潮 中 央 保 育 園	八潮 5-10-60-101	3799-1152	昭 59. 4. 1	90
日本音楽学校保育園	豊町 2-16-12	5702-0034	平 14. 4. 1	26
学 研 こ ど も 園	西五反田 2-11-8 学研ビル	6431-1300	平 20.12.1	60
キッズタウンにしおおい	西大井 2-5-21	5718-1332	平 21.3.1	100
グ ロー バ ル キ ッ ズ 荏 原 町 保 育 園	中延 5-2-1	3788-0404	平 23. 4. 1	90
とうかいどう保育園	南品川 1-2-11	5479-2201	平 23. 4.1	99
み ず な ら 保 育 園	東品川 3-21-10	5781-3707	平 23. 4. 1	82
大井町のぞみ保育園	二葉 1-12-18	5751-2031	平 24. 4. 1	60
アスク南大井保育園	南大井 6-22-7	5767-9700	平 24. 4. 1	90
にじいろ保育園大崎	大崎 5-4-3	6417-0486	平 24. 4. 1	60
まなびの森保育園大崎広小路	西五反田 1-21-8	5434-1044	平 24. 4. 1	60
グローバルキッズ戸越園	戸越 5-14-23	3786-0808	平 24. 4. 1	60
みどりの丘保育園	西大井 4-19-11	6303-7091	平 24. 4. 1	68
あいのもり保育園	大井 1-16-2	3772-7571	平 24. 12. 1	60

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
ベネッセ大崎広小路保育園	大崎 4-1-2	5719-3893	平 25. 4. 1	88
ココファン・ナーサリー大崎	大崎 3-6-32	5436-8231	平 25. 4. 1	90
グローバルキッズ大崎園	北品川 5-9-15	5423-5655	平 25. 4. 1	60
アンジェリカはまかわ保育園	東大井 3-18-2	6404-8447	平 25. 4. 1	90
グローバルキッズ中延園	中延 4-5-7	3788-1525	平 26. 4. 1	60
ポピンズナーサリースクール 西 五 反 田	西五反田 8-10-8	5436-2181	平 26.4.1	70
グローバルキッズ西大井園	西大井 6-6-2	5742-8525	平 26.4.1	86
アンジェリカ東品川保育園	東品川 4-8-8 新幹ビル1階	6433-3065	平 26.4.1	90
太陽の子南品川保育園	南品川 5-3-10 ミヤデラビル 2階	5715-7707	平 27.4.1	80
TK チルドレンズファーム 上 大 崎 校	上大崎 3-14-35 山手ビル1 階	5422-9798	平 27.4.1	60
キッズガーデン品川上大崎	上大崎 4-5-37 本多電機ビル 1・2階	6431-9273	平 27.7.1	108
くりのき保育園	南品川 4-1-11	6433-1358	平 27.12.1	90
大空と大地のなーさりい 大 森 駅 前 園	南大井 6-16-16	6450-0121	平 28.4.1	80
きたしながわ さくらさくほいくえん	北品川 1-28-10	6433-3578	平 28.4.1	63
とごしの杜保育園	平塚 2-18-19	5788-5757	平 28.4.1	108
ほっぺるランド 東 五 反 田	東五反田 1-2-25	6447-7545	平 28.4.1	60
ポピンズナーサリースクール 勝 島	勝島 1-6-5	5763-5748	平 28.4.1	60
ウィズブック保育園武蔵小山	小山 4-4-7 コスモ武蔵小山ビ ル1・2階	6426-8763	平 28.4.1	60
このえ中延保育園	中延 6-1-19	6451-3790	平 29.4.1	70
まなびの森保育園西大井	西大井 1-4-1 (西大井広場公園 内)	3778-2223	平 29.4.1	100
キッズガーデン北品川	北品川 6-7-22	6721-6006	平 29.4.1	90
ひがしおおい さくらさくほいくえん	東大井 2-11-4	6423-1900	平 29.4.1	64
えがおの森保育園・かつしま	勝島 1-6-32	5493-3100	平 29.4.1	73
大空と大地のなーさりい 東 五 反 田 園	東五反田 4-7-20	6459-3802	平 29.4.1	108
青物横丁えほん保育園	東品川 4-8-8 2F	6433-3012	平 29.4.1	80
西大井えほん保育園	西大井 6-7-1	6809-9421	平 29.4.1	80
キッズガーデン南大井	南大井 6-26-2 B館1F	6423-0641	平 29.4.1	90

※学研こども園とポピンズナーサリースクール西五反田は、このほかに認定こども園枠4歳2名5歳3名定員あり。

(4) 地域型保育事業 (23 か所) ※平成 26 年度までの開設日は、品川区家庭的保育事業(保育ママ)としての開設日を参考掲載

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
内 山 盛 予	西品川 2 丁目	—	平 22.10.1	5
林 と し 子	南品川 2 丁目	—	平 23.6.1	3
うみのくに保育園ふどうまえ	西五反田 5-6-30	6313-5104	平 23.4.1	12
五反田せせらぎ保育園	西五反田 2-18-3-206	6420-0251	平 23.9.1	9



名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
おうち保育園おおいまち	東大井 6-11-9	3764-9223	平 23.9.1	12
はぐはぐキッズ荏原町	中延 5-6-9	6314-6560	平 24.9.1	12
チャイルドマインダー荏原中延	中延 2-5-10	6426-6510	平 25.4.1	9
おうち保育園ごたんだ	東五反田 2-16-2	6277-1563	平 25.7.1	12
はぐはぐキッズ西大井	西大井 2-4-6	6417-1748	平 25.7.1	12
サニーチャイルドとごし	平塚 1-13-9-101	6426-1222	平 25.11.1	9
めるへんキッズ戸越	豊町 1-4-9	6426-7013	平 25.11.1	12
ナーサリーおひさま	旗の台 5-14-4	6421-5978	平 26.4.1	12
チャイルドマインダー 武蔵小山	小山 2-16-10-101	6451-3893	平 26.6.1	9
うみのくに保育園なかのぶ	戸越 6-14-4	6426-6516	平 26.6.1	19
サニーチャイルドにしおおい	二葉 2-21-6	6327-0584	平 26.6.1	11
こどもヶ丘保育園 大井町園	大井 1-48-9	6809-9951	平 26.9.1	12
星のおうち戸越銀座	平塚 2-5-12	6451-3520	平 26.9.1	12
しいのみ保育園	南品川 2-15-14	6433-1604	平 27.4.1	19
ウィズブック保育園 大森海岸	南大井 2-4-12	6759-2740	平 27.4.1	15
まちの保育園えばら	荏原 4-8-11 1階	6426-4192	平 27.6.1	12
チャイルドマインダー西五反田	西五反田 3-13-14-101	6417-9677	平 27.11.1	12
保育ルーム Clover 西小山園 I	小山 6-8-13 1階	6426-7890	平 28.4.1	12
保育ルーム Clover 西小山園 II	小山 6-8-13 1階	6426-7890	平 28.4.1	19

#### (5) 認証保育所 (26 か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
しながわがくどうえん	戸越 1-21-14	3781-4871	平 14. 6. 1	25
アートチャイルドケア目黒	上大崎 2-10-33 コミュニティスペース目黒 3階	6408-0415	平 14.11.1	30
めだか保育園	東大井 3-22-2	3761-3477	平 15. 3. 1	30
パレット保育園・不動前	西五反田 5-12-1 不動前駅 2階	5719-1149	平 15. 3. 1	36
ポピンズナーサリースクール 東品川	東品川 4-12-12	5796-2103	平 16. 1. 1	60
ひよこの家保育園	大崎 4-6-3 ファミネス・ハイツ第 2	5437-5536	平 16. 4. 1	21
こぐま保育園	旗の台 2-7-17	3783-0880	平 16. 4. 1	15
こっこる	西五反田 2-10-8 ドルミ五反田ドゥメゾン 211	5740-6971	平 17. 9. 1	50
小学館アカデミー おおさき駅前保育園	大崎 1-2-3 アートヴィレッジ 大崎ビュータワー 1階	5719-5595	平 19. 2. 1	36
TK チルドレンズファーム 東大井校	東大井 3-18-13 東大井 MS ビル 3階	5969-8992	平 20. 3. 1	40

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
アスク不動前保育園	西五反田 4-1-10 アーバンハイム不動前 1階	5759-8015	平 21. 6. 1	30
さくら大崎保育園	大崎 2-9-4 大崎ウエストシティタワーズ	5745-5500	平 21. 10. 1	37
小学館アカデミー むさしこやま保育園	小山 3-27-5 武蔵小山創業支援センター 2・3階	5749-3755	平 22. 8. 1	35
ポピンズナーサリースクール 東 五 反 田	東五反田 2-10-1 パークタワーグランスカイ 2階	5475-2110	平 22. 8. 1	32
小学館アカデミー アトレ大井町保育園	大井 1-1-1 アトレ大井町 2 3階	5718-3301	平 23. 4. 1	40
ルーチェ保育園南品川	南品川 2-4-7 アサミビル 1階	5460-5420	平 23. 10. 1	40
ゆらりん東品川保育園	東品川 3-7-10 ATG Park 東品川 1階	6433-2822	平 24. 1. 1	39
たんぼぼ保育所東大井園	東大井 2-12-19 MKビル 2階	3765-2511	平 24. 4. 1	32
うみのくに保育園とごし	戸越 1-19-18 エスト戸越 1～3階	6426-2692	平 24.12. 1	40
B u n B u 学院 J r 戸越園	戸越 5-4-3 アズ品川 202	6451-3655	平 26. 4. 1	40
ココファン・ナーサリー旗の台	旗の台 3-7-2	5749-5101	平 27. 4. 1	40
ウィズブック保育園天王洲	東品川 2-5-5 ハーバーワンビル 1階	6671-9396	平 27. 4. 1	40
太陽の子東五反田保育園	東五反田 1-6-3 いちご東五反田ビル	6721-9863	平 28. 4. 1	40
東大井かがやき保育園	東大井 2-13-13 季美東大井 2階	3298-0303	平 28. 4. 1	27
ユニバース・ナーサリー大森	南大井 6-28-10 新木ビル 2階	6423-0756	平 29. 4. 1	30
鮫洲かがやき保育園	東大井 1-9-27 ミサワホームズ東大井 1階	3450-8400	平 29. 4. 1	40

#### (6) 就学前乳幼児教育施設 (1か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
ぷりすくーる西五反田	西五反田 3-9-9	5759-8081	平 16. 6. 1	100
			保育園 (再掲)	46
			幼児教育施設	54

#### (7) 在宅子育て支援施設 (2か所)

名 称	所 在 地	電 話	開 設
子育て交流ルーム (品川宿おばちゃんち)	北品川 2-19-6	5463-6458	平 18.11.20
子育て交流ルーム (昭和通りおばちゃんち)	西中延 2-18-1	5749-3212	平 24.10.15

**(8) 区立幼稚園 (9か所)**

名 称	所 在 地	電 話
城南幼稚園	南品川 2-8-21	3471-7584
平塚幼稚園	荏原 4-5-22	3781-8913
浜川幼稚園	南大井 4-3-14	3761-6395
御殿山幼稚園	北品川 5-3-1	5795-1523
伊藤幼稚園	西大井 5-22-8	3775-8028
第一日野幼稚園	西五反田 6-5-6	3493-7264
台場幼稚園	東品川 1-8-30	3472-8378
二葉幼稚園	二葉 1-3-40	3785-9560
八潮わかば幼稚園	八潮 5-6-32	3799-1542

**(9) 私立幼稚園 (18か所)**

名 称	所 在 地	電 話
あけぼの幼稚園	大井 5-10-12	3776-5093
アライアンス幼稚園	小山 4-4-13	3786-0379
エトワール幼稚園	南品川 5-12-4	3474-7321
荏原学園旭幼稚園	中延 5-6-18	3781-4915
大井うさぎ幼稚園	大井 7-1-5	3776-6549
大崎幼稚園	大崎 3-11-1	3491-5731
小野学園幼稚園	西大井 1-6-13	3774-1151
亀田幼稚園	中延 6-1-3	3783-7211
品川教会附属幼稚園	北品川 4-7-40	3443-1725
鈴ヶ森めばえ幼稚園	南大井 2-4-1	3761-8086
専修幼稚園	西五反田 6-11-5	3492-2300
洗足うさぎ幼稚園	荏原 7-18-15	3781-6215
帝京にしき幼稚園	旗の台 6-5-30	3781-8522
戸越幼稚園	戸越 1-21-15	3785-4968
日本音楽学校幼稚園	豊町 2-16-12	3786-1711
ひまわり幼稚園	小山 6-10-11	3781-4227
文教大学附属幼稚園	旗の台 3-2-17	3781-2798
八潮幼稚園	東品川 3-24-8	3471-2450

**(10) 児童センター (25か所)**

名 称	所 在 地	電 話	開 設
東品川児童センター	東品川 1-34-9	3472-5806	昭 46. 8. 1
北品川児童センター	北品川 2-7-21	3471-2360	昭 42. 5. 1
東大井児童センター	東大井 1-22-16	3471-1070	昭 43. 6. 1
南品川児童センター	南品川 4-5-28	3450-5043	昭 55. 4. 1
中原児童センター	小山 1-4-1	3492-6119	昭 48. 7. 1
東五反田児童センター	東五反田 5-24-1	3443-1629	昭 45. 10. 1
小関児童センター	北品川 5-8-15	3449-1676	昭 56. 5. 1
三ツ木児童センター	西品川 2-6-13	3491-1005	昭 49. 7. 20
水神児童センター	南大井 5-13-19	3768-2027	昭 56. 4. 1
南大井児童センター	南大井 3-7-13	3761-4148	昭 46. 7. 1
大井倉田児童センター	大井 4-11-34	3776-4881	昭 50. 10. 1
一本橋児童センター	大井 2-25-1	3775-4352	昭 44. 4. 1
滝王子児童センター	大井 5-19-14	3771-3885	昭 53. 5. 1

名 称	所 在 地	電 話	開 設
伊藤児童センター	西大井 6-13-1	3771-1311	昭 51. 8. 1
平塚児童センター	平塚 2-2-3	3786-2228	昭 54. 5. 1
後地児童センター	小山 2-9-19	3785-5033	昭 54. 7. 1
旗の台児童センター	旗の台 5-19-5	3785-1280	昭 47. 9. 1
西中延児童センター	西中延 3-8-5	3783-1875	昭 42. 5. 1
東中延児童センター	東中延 2-5-10	3785-0419	昭 45. 6. 1
中延児童センター	西中延 1-6-16	3781-9300	昭 41. 7. 1
富士見台児童センター	西大井 6-1-8	3785-7834	昭 49. 7. 1
大原児童センター	戸越 6-16-1	3785-5128	昭 58. 4. 1
ゆたか児童センター	豊町 1-18-15	3786-0633	昭 43. 6. 1
南ゆたか児童センター	豊町 4-17-21	3781-3577	昭 46. 5. 1
八潮児童センター	八潮 5-10-27	3799-3000	昭 58. 4. 1

### (11) すまいるスクール (37 か所)

名 称	所 在 地	電 話
すまいるスクール城南	南品川 2-8-21	3471-8116
すまいるスクール浅間台	南品川 6-8-8	3474-6044
すまいるスクール三木	西品川 3-16-28	3491-2328
すまいるスクール御殿山	北品川 5-2-6	3441-3872
すまいるスクール城南第二	東品川 3-4-5	3471-9301
すまいるスクール第一日野	西五反田 6-5-32	3492-5003
すまいるスクール芳水	大崎 3-12-22	3491-5780
すまいるスクール第三日野	上大崎 1-19-19	3441-6467
すまいるスクール第四日野	西五反田 4-29-9	3491-5953
すまいるスクール大井第一	大井 6-1-32	3771-5100
すまいるスクール鮫浜	東大井 2-10-14	3765-7759
すまいるスクール山中	大井 3-7-19	3772-4152
すまいるスクール立会	東大井 4-15-9	3474-3512
すまいるスクール浜川	南大井 4-3-27	3761-6664
すまいるスクール伊藤	西大井 5-6-8	3771-5025
すまいるスクール鈴ヶ森	南大井 4-16-2	3763-0144
すまいるスクール台場	東品川 1-8-30	3471-7726
すまいるスクール京陽	平塚 2-19-20	3781-6102
すまいるスクール延山	西中延 2-17-5	3781-6065
すまいるスクール中延	中延 1-11-15	3781-4027
すまいるスクール小山	小山 5-10-6	3781-0023
すまいるスクール大原	戸越 6-17-3	3781-3929
すまいるスクール宮前	戸越 4-5-10	3781-0781
すまいるスクール源氏前	中延 6-2-18	3781-7757
すまいるスクール第二延山	旗の台 1-6-1	3781-1992
すまいるスクール後地	小山 2-4-6	3781-0866
すまいるスクール戸越	豊町 2-1-20	3781-5758
すまいるスクール旗台	旗の台 4-7-11	3785-3820
すまいるスクール上神明	二葉 4-4-10	3781-2019
すまいるスクール清水台	旗の台 1-11-17	3781-1775
すまいるスクール小山台	小山台 1-18-24	3712-5988
すまいるスクール日野学園	東五反田 2-11-1	3441-0471

名 称	所 在 地	電 話
すまいるスクール伊藤学園	大井 5-1-37	3771-0541
すまいるスクール八潮学園	八潮 5-11-2	3799-7006
すまいるスクール荏原平塚学園	平塚 3-16-26	3781-1880
すまいるスクール品川学園	北品川 3-9-30	3474-4126
すまいるスクール豊葉の杜学園	二葉 1-3-40	3781-6010

(12) 母子生活支援施設（1か所）

名 称	開 設	定員
ひまわり荘	昭25. 8. 11	20世帯

(13) 子育て支援施設（3か所）

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
子育て支援センター	平塚 2-12-2 (家庭あんしんセンター内)	5749-1032	平 14. 9. 1	—
地域子育て支援センター	西五反田 3-9-9 (ぷりすくーる西五反田内)	5759-8061	平 16. 6. 1	—
ファミリー・サポートセンター	平塚 2-12-2 (家庭あんしんセンター内)	5749-1033	平 14. 9. 1	—
	大井 1-14-1 (社会福祉協議会内)	5718-7185	平 19. 10. 1	—

(14) その他の施設

名 称	所 在 地	電 話
男女共同参画センター	東大井 5-18-1	5479-4104
母子・父子福祉室		—
品川景德学園	旗の台 5-25-19	3783-3781

子ども未来部事務事業概要

(2017年度版)

発 行 品川区子ども未来部子ども育成課  
子ども家庭支援課  
保育課

問い合わせ

子ども育成課庶務係  
品川区広町2-1-36  
電話番号 5742-6720